

山梨市地域防災計画

総 則 編
一 般 災 害 編
地 震 編

令和7年4月

山梨市防災会議

目次

目次

総則編	1
第1章 計画の目的と編成	3
第2章 防災計画の性格	4
第3章 防災の基本理念及び施策の概要	5
一般災害編	9
第1章 一般災害編の概要	11
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第2節 山梨市の概況	21
第2章 災害予防計画	24
第1節 防災組織の充実【全課】	24
第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練【総務課、防災危機管理課、商工労政課、学校教育課、生涯学習課】	27
第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充【防災危機管理課、健康増進課、環境課、上下水道課】	34
第4節 消防予防計画【防災危機管理課、健康増進課、環境課、上下水道課】	37
第5節 風水害等災害予防対策【防災危機管理課、農林課、都市計画課】	40
第6節 雪害予防対策【防災危機管理課、農林課、建設課、牧丘支所、三富支所】	50
第7節 原子力災害予防対策【防災危機管理課】	52
第8節 火山災害予防対策計画【防災危機管理課】	54
第9節 建築物災害予防対策【財政課、防災危機管理課、建設課】	55
第10節 道路災害予防対策【防災危機管理課、建設課】	57
第11節 文化財災害予防対策【防災危機管理課、生涯学習課】	58
第12節 特殊災害予防対策【防災危機管理課】	59
第13節 情報通信システム整備【総務課、防災危機管理課】	61
第14節 防災拠点整備計画【防災危機管理課、福祉課、商工労政課、観光課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】	64
第15節 業務継続計画(BCP)【総務課、防災危機管理課】	66
第16節 要配慮者対策の推進【防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、学校教育課】	68
第17節 災害ボランティア支援体制の整備【防災危機管理課、社会福祉協議会】	75
第3章 災害応急対策計画	77
第1節 応急活動体制【全課】	77
第2節 職員配備計画【全課】	89
第3節 応援要請計画【総務課、防災危機管理課】	96
第4節 自衛隊災害派遣要請計画【防災危機管理課】	99
第5節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画【防災危機管理課】	103
第6節 災害関係情報等の受伝達【総務課、防災危機管理課】	108
第7節 広域応援要請体制【防災危機管理課】	123

第8節 被害状況等報告計画【総務課、管財課、防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、環境課、商工労政課、観光課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所】	130
第9節 広報計画【総務課、防災危機管理課、牧丘支所、三富支所】	139
第10節 災害通信計画【防災危機管理課】	141
第11節 雪害対策計画【防災危機管理課、農林課、建設課、牧丘支所、三富支所】	146
第12節 消防対策【防災危機管理課】	149
第13節 原子力災害応急対策【防災危機管理課】	153
第14節 緊急輸送対策【管財課、防災危機管理課、建設課】	156
第15節 交通対策【防災危機管理課、建設課】	159
第16節 災害救助法による救助【防災危機管理課、福祉課、健康増進課、環境課、商工労政課、観光課、農林課、建設課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所】	167
第17節 避難対策【防災危機管理課、福祉課、高齢者・介護支援課】	177
第18節 医療・保健対策【防災危機管理課、健康増進課】	190
第19節 防疫対策【総務課、防災危機管理課、健康増進課、環境課】	198
第20節 食料供給対策【防災危機管理課、観光課、農林課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】	200
第21節 生活必需物資等救援対策【防災危機管理課、商工労政課】	203
第22節 飲料水確保対策【総務課、防災危機管理課、上下水道課】	206
第23節 応急教育対策【防災危機管理課、学校教育課】	209
第24節 廃棄物処理対策【総務課、防災危機管理課、環境課】	212
第25節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画【防災危機管理課、建設課】	220
第26節 救出計画【防災危機管理課】	223
第27節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画【防災危機管理課、健康増進課】	225
第28節 障害物除去計画【防災危機管理課、建設課】	227
第29節 生活関連事業等の応急対策【防災危機管理課】	229
第30節 民生安定事業計画【防災危機管理課】	236
第31節 災害ボランティア支援対策【防災危機管理課】	245

第4章 災害復旧・復興対策計画 247

第1節 計画の方針【防災危機管理課、福祉課、健康増進課、商工労政課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課】	247
第2節 激甚災害の指定に関する計画【防災危機管理課】	249

地震編 251

第1章 地域防災計画・地震編の概要 253

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	253
第2節 山梨市の特質と過去の地震災害	262
第3節 地震被害想定(南海トラフの巨大地震(東側ケース)及び曾根丘陵断層帯(Case4))	263
第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策	278

第2章 災害予防計画 279

第1節 防災組織の充実【全課】	279
第2節 地震に強いまちづくりの推進【防災危機管理課、建設課、都市計画課】	279
第3節 大震火災対策の推進【防災危機管理課】	282

第4節	生活関連施設の安全対策の推進【防災危機管理課、福祉課、健康増進課、都市計画課、上下水道課、学校教育課】	285
第5節	建築物災害予防対策【財政課、防災危機管理課、建設課】	289
第6節	防災施設及び資機材の整備、拡充【防災危機管理課、健康増進課、環境課、上下水道課】	292
第7節	広域応援体制の確立【総務課、防災危機管理課】	293
第8節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進【総務課、防災危機管理課、商工労政課、学校教育課、生涯学習課】	294
第9節	災害ボランティアの支援体制の整備【防災危機管理課、社会福祉協議会】	300
第10節	防災訓練の実施【総務課、防災危機管理課、学校教育課、生涯学習課】	300
第11節	要配慮者対策の推進【防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、観光課、学校教育課】	302
第3章	地震災害応急対策	307
第1節	応急活動体制【全課】	307
第2節	職員配備計画【全課】	311
第3節	地震災害情報の収集伝達【総務課、防災危機管理課】	316
第4節	被害状況等報告計画【総務課、管財課、防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、環境課、商工労政課、観光課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所】	324
第5節	自衛隊災害派遣要請計画【防災危機管理課】	328
第6節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画【防災危機管理課】	328
第7節	広域応援体制【防災危機管理課】	329
第8節	広報計画【総務課、防災危機管理課、牧丘支所、三富支所】	329
第9節	通信の確保【総務課、防災危機管理課】	330
第10節	消防対策【防災危機管理課】	332
第11節	緊急輸送対策【管財課、防災危機管理課、建設課】	335
第12節	交通対策【防災危機管理課、建設課】	335
第13節	災害救助法による救助【管財課、防災危機管理課、健康増進課、環境課、商工労政課、農林課、建設課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課】	335
第14節	避難活動【防災危機管理課、福祉課、高齢者・介護支援課】	336
第15節	医療・保健対策【防災危機管理課、健康増進課】	340
第16節	防疫対策【総務課、防災危機管理課、健康増進課、環境課】	340
第17節	食料及び生活必需物資供給計画【防災危機管理課、商工労政課、観光課、農林課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】	341
第18節	飲料水確保対策【総務課、防災危機管理課上下水道課】	342
第19節	応急教育対策【防災危機管理課、学校教育課】	343
第20節	廃棄物処理対策【総務課、防災危機管理課、環境課】	346
第21節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画【防災危機管理課、建設課】	346
第22節	建築物・宅地の危険度判定【防災危機管理課、都市計画課】	347
第23節	救出計画【防災危機管理課】	352
第24節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画【防災危機管理課、健康増進課】	353
第25節	障害物除去計画【防災危機管理課、建設課】	353
第26節	生活関係施設の応急対策【防災危機管理課】	354
第27節	民生安定事業計画【防災危機管理課】	360
第28節	災害ボランティア支援対策【防災危機管理課】	360

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画	361
第1節 計画作成の趣旨【防災危機管理課】.....	361
第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱【全課】.....	361
第3節 南海トラフ地震臨時情報等【防災危機管理課】.....	362
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等【防災危機管理課】.....	365
第5章 災害復旧・復興対策計画	377
第1節 計画の方針【全課】.....	377
第2節 激甚災害の指定に関する計画【防災危機管理課】.....	377
別紙 東海地震に関する事前対策計画	378
第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的【総務課、総務課、防災危機管理課、健康増進課、環境課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、社会福祉事務所】.....	378
第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び及び活動【全課】.....	380
第3節 情報の内容と伝達【防災危機管理課、福祉課、子ども・子育て課、学校教育課、生涯学習課、観光課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】.....	385
第4節 広報活動【総務課、防災危機管理課、市民課】.....	388
第5節 避難活動【防災危機管理課、福祉課、高齢者・介護支援課】.....	391
第6節 住民生活防災応急活動【防災危機管理課、子ども・子育て課、上下水道課、学校教育課】.....	394
第7節 防災関係機関の講ずる措置【防災危機管理課】.....	398
第8節 交通対策【防災危機管理課】.....	402
第9節 事業所等対策計画【防災危機管理課】.....	405
担当課一覧	408

総則編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本市は、標高 2,000m級の山岳等、多くの山々に囲まれているため急峻な地形が多く、特に、中山間地域には急傾斜地が多く、地震をはじめ、集中豪雨等による洪水、崖崩れ、地すべり等の自然災害が発生しやすい箇所が点在している。

また、牧丘地域、三富地域については、主要路線沿いに集落が点在しているため、災害時の交通遮断により集落が孤立するおそれもあり、災害に強い安全なまちづくりが求められている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互努力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「山梨市地域防災計画」（以下、「防災計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山梨市防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の4編からなる。

- 総 則 編
- 一般災害編
- 地 震 編
- 資 料 編

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この防災計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡整備を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれが果たすべき役割・地域等の実態を踏まえ、災害対策本部の分掌事務により担当する班等が中心となり定めるものとする。

第2 防災計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県地震被害想定調査結果（令和5年）」、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度7を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容に万全を期すものとする。

第3 山梨市強靱化計画の反映

本市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。市では令和3年7月に国土強靱化地域計画である「山梨市強靱化計画」を改訂した。このため、山梨市強靱化計画の基本目標である、「一人の犠牲者も出さないまちづくり」、「市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する」、「迅速に粘り強く復旧復興できる」を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第4 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の危機管理対策担当である防災危機管理課をはじめとする市職員は、この防災計画を効果的に推進するため、他課等との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登地震では、地理的条件に拠る救助と、その後の風水害への対応の困難であること、そして、インフラ施設復旧の遅れによる避難生活の長期化といった課題が明確になった。

本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災や能登地震など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点や多様な性にも配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、市、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 災害時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育、防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
また、市民は、自ら災害教訓を伝承し、平時から防災意識の涵養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。
- 4 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を効果的に支援するため、要配慮者の状況把握、避難・救助対策等を推進する。
- 5 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 6 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- 2 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本市の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、市の被災情報を的確に把握するため、県と連携し収集体制の確立を行う。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 7 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

- 8 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 9 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 10 要配慮者に配慮した避難支援、指定避難所運営、情報提供、相談支援等を行う。
- 11 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 12 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 13 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 14 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 15 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 16 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 17 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援、受援計画に基づく他自治体からの応援職員の受け入れ等の適切な受け入れを行う。
- 18 令和2年以降における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

市は、大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、近隣市町等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図るものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

注 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

(1) 災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災組織の整備 イ 防災に関する訓練の実施並びに教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報 ウ 防災訓練の実施 エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 オ 防災に関する施設の整備、点検 カ 自主防災会等の指導育成 キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等 ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
(2) 災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害対策本部及び地震災害警戒本部の設置、運営 イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ウ 警報の発令及び伝達、避難の指示 エ 防災資機材及び人員等の配備 オ 消防・水防、その他の応急措置 カ 被災者の救出、救助その他の保護 キ 被災者等からの相談窓口の設置 ク 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給 ケ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育の実施 コ 被災施設及び設備の応急復旧 サ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置 シ 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の措置 ス 緊急輸送の確保 セ 他関係機関に対する応援要請 ソ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結 タ アからソまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
(3) 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ア 被災した施設等の原形復旧 イ 災害の再発防止 ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災組織の整備 イ 市及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援 エ 防災訓練の実施 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災に関する施設の整備、点検 キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等 ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
(2) 災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 イ 警報の発令及び伝達、避難の指示、並びに市が避難指示を行う際において必要な助言の実施 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救出、救助その他の保護 オ 被災者等からの相談窓口の設置 カ 応急教育の実施 キ 被災施設及び設備の応急復旧 ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動 ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置 コ 緊急輸送の確保 サ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結 シ アからサまでのほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
(3) 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ア 被災した施設等の原形復旧 イ 災害の再発防止 ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

<p>(1) 関東農政局 (山梨県拠点)</p>	<p>ア 災害予防 (ア)ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施 又は指導 (イ)防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工 作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備</p> <p>イ 災害応急対策 (ア)農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告 (イ)災害時における種もみ、その他営農資材の確保 (ウ)災害時における生鮮食料品等の供給 (エ)災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害 虫の防除 (オ)土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員 (カ)応急用食料の調達・供給対策</p> <p>ウ 災害復旧 (ア)査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施 (イ)災害による被害農林漁業者に対する資金の融通</p>
<p>(2) 関東森林 管理局(山梨 森林管理事務 所)</p>	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持・造成 イ 民有林直轄治山事業の実施 ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給</p>
<p>(3) 東京管区 气象台(甲府 地方气象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発 表を行う。 イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動 に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝 達及び解説を行う。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行 う。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>(4) 山梨労働局 (甲府労働基 準監督署)</p>	<p>ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防 止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査 イ 事業場内労働者の二次災害の防止 ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予 エ 災害復旧工事における安全の確保</p>
<p>(5) 関東地方 整備局(甲府 河川国道事務 所、富士川砂 防事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対 策について次の事項を行う。 ア 防災対策の基本方針等の策定 イ 災害予防 (ア)災害対策の推進 (イ)危機管理体制の整備</p>

	<p>(ウ)災害、防災に関する研究、観測等の推進 (エ)防災教育等の実施 (オ)防災訓練 (カ)再発防止対策の実施</p> <p>ウ 災害応急対策</p> <p>(ア)災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (イ)活動体制の確立 (ウ)政県本部への対応等 (エ)災害発生直後の施設の緊急点検 (オ)災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (カ)災害発生時における応急工事等の実施 (キ)災害発生時における交通の確保等 (ク)緊急輸送 (ケ)代替輸送 (コ)二次災害の防止対策 (サ)ライフライン施設の応急復旧 (シ)地方自治体等への支援 (ス)被災者・被災事業者に対する措置 (セ)災害発生時における広報 (ソ)自発的支援への対応 (タ)緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施</p> <p>エ 災害復旧・復興</p> <p>(ア)災害復旧・復興の基本方針 (イ)災害復興の実施 (ウ)復旧・復興資機材の安定的な確保 (エ)都市の復興 (オ)借地借家制度等の特例の適用 (カ)被災者の居住の安定確保に対する支援 (キ)被災事業者等に対する支援措置 (ク)緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施</p>
<p>(6) 関東財務局 (甲府財務事務所)</p>	<p>ア 立会関係 各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）</p> <p>イ 融資関係 (ア)地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付 (イ)地方公共団体に対する短期資金の貸付</p> <p>ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置 (ア)預貯金等の払戻し等の特例措置 (イ)手形交換の特別措置 (ウ)休日営業の特例措置</p>

	<p>(エ)融資の迅速化及び簡素化の特例措置 (オ)生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置 (カ)保険料支払の迅速化措置 エ 国有財産関係 (ア)地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与 (イ)地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与 (ウ)災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用の許可</p>
(7) 関東信越厚生局	<p>ア 管内の情報収集及び伝達に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること</p>
(8) 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保 イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策</p>
(9) 関東運輸局(山梨運輸支局)	<p>ア 災害時における輸送実態調査 イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整 ウ 災害時における自動車の応援手配 エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導 オ 災害時における関係機関との連絡調整</p>
(10) 関東総合通信局	<p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 イ 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援 ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し エ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導 オ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施(臨機の措置) カ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握 キ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>
(11) 国土地理院関東地方測量部	<p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供 イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ウ 地殻変動の監視</p>

4 自衛隊(東部方面特科連隊)

(1) 平素における準備	<p>ア 防災関係資料の整備 イ 関係機関との連絡・調整 ウ 災害派遣計画の作成 エ 防災に関する教育訓練 オ その他</p>
--------------	---

	(ア)防災関係資機材の点検・整備 (イ)隊員の非常参集態勢の整備
(2) 災害派遣の準備	ア 災害派遣初動の準備 イ 災害等情報の収集 ウ 通信の確保 エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
(3) 災害派遣の実施	要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
(4) 撤収及び撤収後の措置	

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社(甲府統括センター)	ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転 イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制(安全輸送の確保) ウ 災害警備発令基準に基づく警戒 エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測 オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げ カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送 キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
(2) 東日本電信電話(株)(山梨支店)、(株)NTTドコモ山梨支店	ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。 イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。 エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。 オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。
(3) 日本赤十字社(山梨県支部)	ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施 イ 応援救護班の体制確立とその整備 ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置 エ 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整 オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整 カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄 キ 義援金の募集及び配分
(4) 日本放送協会(甲府放送局)	ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信 イ 災害対策基本法に定める対策措置
(5) 日本通運株式会社(山梨支店甲府)	ア 安全輸送の確保 イ 災害対策用物資等の輸送 ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応し得る体制の整備
(6) 東京電力パワーグリッド株式会社(山梨支店)	ア 電力供給施設の災害予防措置 イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧 ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

梨総支社)	
(7) 日本郵便株式会社(市内各郵便局)	<p>ア 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供</p> <p>イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置</p> <p>ウ 被災者に対する郵便等の無償交付</p> <p>エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>オ 郵便局窓口業務の維持</p> <p>カ 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)</p> <p>キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用</p> <p>ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
(8) 中日本高速道路株式会社(八王子支社)	<p>ア 管轄する高速道路等の耐震整備</p> <p>イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保</p> <p>ウ 高速道路の早期災害復旧</p>
(9) 日本銀行(甲府支店)	

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)	<p>ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報、警報及び特別警報の報道</p> <p>イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道</p> <p>ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力</p>
(2) 輸送機関(山梨交通(株)、(株)栄和交通、社団法人山梨県トラック協会)	<p>ア 安全輸送の確保</p> <p>イ 災害対策用物資等の輸送</p> <p>ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備</p>
(3) ガス供給機関((一社)山梨県LPガス協会、一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部)	<p>ア ガス供給施設の耐震整備</p> <p>イ 被災地に対するガス供給の確保</p> <p>ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧</p>
(4) 医師会(山梨市医師会・東山梨薬剤師会)	<p>ア 被災者に対する救護活動の実施</p> <p>イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達</p>
(5) 山梨県道路	<p>ア 有料道路の耐震整備</p>

公社	イ 災害時の有料道路における輸送路の確保 ウ 有料道路の早期災害復旧
----	---------------------------------------

7 日下部警察署

日下部警察署	ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置 イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導 ウ 罹災者の救出、救護 エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査 オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
---------------	---

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合（フルーツ山梨農業協同組合）、森林組合（峡東森林組合）等農林業関係団体	ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力 イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導 ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋 エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
(2) 商工会（山梨市商工会）	ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
(3) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の保護及び誘導 ウ 災害時における病人等の収容及び保護 エ 災害時における被災者の収容及び助産
(4) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施 イ 災害時における入所者の保護及び誘導
(5) 学校施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施 イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施 ウ 児童・生徒の避難誘導 エ 避難計画、マニュアルの策定
(6) 公共施設等の施設管理者	ア 避難訓練の実施 イ 災害時における応急対策
(7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協	ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼 イ 民間賃貸住宅の情報の提供 ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)	
------------------------------	--

9 その他の公共的団体

(1) 山梨市社会福祉協議会 (山梨県社会福祉協議会)	ア 市社協福祉救援対策本部設置、運営 イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整 ウ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
(2) 山梨県ボランティア協会、山梨市ボランティア協会	ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整 イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
(3) 峡東ケーブルネット株式会社	ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予警報の報道 イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
(4) 山梨交通(株)	ア 安全輸送の確保 イ 災害対策用物資等の輸送 ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応し得る体制の整備 エ 災害時における乗客の避難及び誘導

10 市民・企業等

(1) 市民	ア 自助・共助の実践 イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加
(2) 自主防災組織	ア 防災及び災害に関する知識の普及啓発 イ 地域における防災訓練、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施 ウ 市が実施する防災対策への協力
(3) 企業等	ア 来所者、従業員及び企業の周辺地域に生活する住民の安全確保対策 イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備 ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力 エ 災害応急対策の実施 オ 市が実施する防災対策への協力

第2節 山梨市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、山梨県の北部中央に位置し、北は埼玉県秩父市・長野県川上村に接し、東は甲州市、南は笛吹市、西は甲府市に接し、東西 19.9km、南北 27.7km、総面積 289.8 km²で、山梨県の面積の約 6.5%を占めている。

2 地理

本市は、北部の山岳地帯が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、河川沿い、東部地区の一部、南部地区以外は急峻な山岳を抱えるなど、本市の総面積の約 8割を山地が占めている。

本県の幹川である笛吹川は、その源を国師ヶ岳・甲武信ヶ岳・奥千丈岳に発し、本市の北部山岳地帯からほぼ南流し、甲州市に接してから市境沿いに、また市街地に入りやや西に流れを変え、笛吹市境で重川・日川と合流し、笛吹市へと注いでいる。

3 地質・地盤

本市の地質・地盤は、笛吹川等の河川周辺や南部の平坦地には沖積層が分布し、北部等の山地・丘陵地には小仏層部・花崗岩類・火山岩類等が分布している。花崗岩類は、奥秩父連峰に広く分布しているが、風化が進み、崩壊を起こしている箇所もあり、降雨が流水する際には地下に浸透せず、ほとんど表面を流出するため、豪雨時にはマサ土を一気に土石流として下流部に運び出す危険性がある。

また、市域の北西部を甲府構造線が走っている。

4 気候

本市は、太平洋気候に属し、また周囲を山に囲まれているため、典型的な内陸性気候にある。地形的条件のため、気温の年較差は大きく、特に山地においては日較差が大きい。

年降水量は概して少なく、約 1,300mm（令和元年）である。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成 12 年以降減少傾向が続いている。また、世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯当たりの人数は年々減少している。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の占める割合の増加が顕著となっている。令和 2 年の老年人口割合は 34.1%に達し、高齢化が県割合、全国割合よりも早いペースで進んでいる。また、一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、特に後期高齢者（75歳以上）の増加が目立ってきている。

女性の社会参加、また核家族の進行のうえ高齢化が進むなど、家族の介護力の低下が懸念される。

人口等の推移

調査年	人口	増加		世帯数	1世帯 当たり人数	65歳以上			
		数	率			人口	割合	県割合	全国割合
	人	人	%	世帯	人	人	%	%	%
昭和55年	39,142			10,480	3.73	5,481	14.0	11.6	9.1
60年	39,482	340	0.87	10,874	3.63	6,128	15.5	12.9	10.3
平成2年	39,263	△219	△0.55	11,123	3.53	6,986	17.8	14.8	12
7年	39,521	258	0.66	12,006	3.29	8,016	20.3	17.1	14.5
12年	39,797	276	0.70	12,846	3.10	8,931	22.4	19.5	17.3
17年	38,686	△1,111	△2.79	13,094	2.95	9,715	25.1	21.9	20.1
22年	36,832	△1,854	△4.79	13,039	2.82	10,144	27.5	24.6	20.2
27年	35,141	△1,691	△4.59	12,961	2.71	10,975	31.2	28.4	26.6
令和2年	33,435	△1,706	△4.85	13,001	2.57	11,396	34.1	30.4	28.8

資料:国勢調査

2 産業

(1) 農業

本市は、肥沃な土壌と穏やかな気候に恵まれ、果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、特に桃やぶどうは日本有数の生産量、出荷量を誇っている。

また、林業は、構造的不況等林業を取り巻く状況は厳しいものがあるが、本市の約8割を占める森林を生かし、椎茸・舞茸等の特用林産物の生産、木材生産や木工加工品の生産を行っている。

(2) 工業

山梨地域内では交通網の整備に伴い、近年エレクトロニクス関連企業も進出しているが、他の地域内は地形的条件等により企業の誘致は計画通りには進んでいない状況にある。

(3) 商業

山梨地域内は、市街地に進出した大型店・専門店の影響で商業活動は活発化しているが、他の地域内はほとんどの商店が経営規模の小さい個人店舗のため、消費者ニーズに応えることができず、都市等へ消費購買力の流出が拡大するなど厳しい状況下にある。

3 土地利用

本市は、豊かな自然と美しい景観に恵まれ、果樹栽培を中心とした産業の展開による土地利用等、個性ある市土を形成している。

市街地は、加納岩地区・日下部地区を中心に形成され、このうちJR中央本線山梨市駅、市役所周辺等335haを用途地域に指定し、計画的に市街地の形成を進めている。しかし、市街地以外において、道路整備や、農地のミニ開発等により、新たな住宅地の形成が見られ、農地と住宅地の混在やそれに伴う様々な問題が生じるなど、住環境に影響を及ぼしている状況もある。

今後は、特に、市の副次拠点として位置づけられているアザレアタウン地域の整備を進めるとともに、山梨市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、地域それぞれの特性にあった計画的な土地利用を進める必要がある。

4 交通

(1) 道路交通

本市には、笛吹川沿いを南北にはしる西関東連絡道路を含む国道 140 号を中心として、これに接続する県道、フルーツライン、また市の最南端を東西にはしる国道 411 号があり、本市の広域幹線道路としての役割を果たしている。

市道は、毎年計画的に改良を行っているが、生活道路においては緊急車両が通行できない狭隘な道路や危険な箇所もあり、防災上の観点からも継続的に拡幅・改良整備を推進していく。

また、現在整備が進められている新山梨環状道路へのアクセス強化、リニア中央新幹線山梨県駅の開業も見据え、西関東連絡道路を含む国道 140 号を骨格に、主要な都市計画道路など、道路網の再編・強化を促進する必要がある。

(2) 公共交通

本市には、JR 中央線山梨市駅、東山梨駅の 2 駅があり、通勤・通学の足として利用されているが、車社会の進展と道路整備により、利用客数は減少傾向にある。

本市では、民間バス路線の廃止に伴い、市民バス 2 路線（山梨循環線、西沢溪谷線）とデマンド型交通が市内を運行している。今後も利用者の足として持続可能な公共交通となるよう検討を行っていく

道路の現状 (令和 7 年 3 月現在)

	路線数	実延長	改良済延長 (改良率)	舗装済延長 (舗装率)
国 道	2	55,256m	43,667m (79.0%)	55,256m (100.0%)
県 道	13	62,826m	51,825m (82.5%)	61,577m (98.0%)
市 道	2,006	515,418m	266,243m (51.7%)	490,220m (95.1%)
農 道	756	207,047m	—	174,877m (84.5%)

第 3 過去の災害履歴

明治以降の主な災害は、資料編のとおりである。

資料編 ・過去の災害履歴

今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実【全課】

第1 山梨市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

山梨市防災会議条例第2条の定めに基づき、次の事務を行う。

- (1) 山梨市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

3 組織

山梨市防災会議条例第3条の定めに基づき、次のとおり会長及び委員をもって組織する。

	会 長	市 長
山梨市防災会議	会 長	市 長
	委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ○山梨県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者 ○山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ○市長がその部内の職員のうちから任命する者 ○山梨市教育委員会の教育長 ○山梨消防署長及び山梨市消防団正副団長 ○指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ○自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

専門委員

資料編 ・山梨市防災会議条例
 ・山梨市防災会議運営要領
 ・山梨市防災会議委員名簿

第2 山梨市災害対策本部 (本編第3章第1節「応急活動体制計画」参照)

第3 山梨市水防本部 (別冊「山梨市水防計画」参照)

第4 山梨市地震災害警戒本部 (地震編別紙第2節「東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動」参照)

第5 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、行政区を単位として自主防災会が組織されている。

2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うものとする。

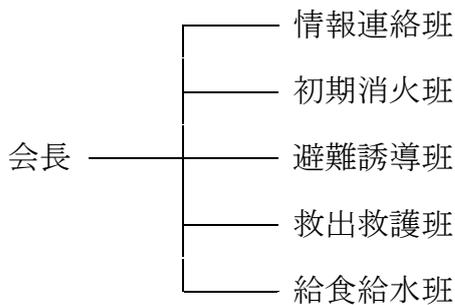
3 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。



(2) 活動内容

平時の活動内容	災害発生時の活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の把握 ○情報の受伝達体制の確立 ○防災知識の普及 ○防災訓練の実施 ○過去の災害から得られた教訓の伝承 ○火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄 ○防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○災害危険箇所の調査 ○防災マップの作成・配布 ○必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の被害・避難状況等の情報の収集 ○住民の安否確認 ○住民に対する避難指示等の伝達 ○初期消火等の実施 ○救出・救護の実施及び協力 ○避難誘導及び集団避難の実施 ○炊き出しや救助物資の配布に対する協力 ○指定避難所の運営・管理

4 市の事業

市は、地域の防災活動の推進や組織強化を図るため、自主防災会が行う防災訓練及び自主防災会の運営に対して補助を行うとともに、指導者の知識・技術の向上等、自主防災会の中心となる人材の育成を行う。

その際、女性の参画の促進に努めるとともに、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

5 市の指導

市は、防災関係機関と連携して次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努めるとともに、研修等の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った災害対応について、指導・助言を行うものとする。

市と県が連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の指定避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、指定避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも指定避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

市は、自主防災組織の活動を推進し、防災資機材等の配備についても計画的に行うなど、自主防災組織の育成強化に努める。

市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

6 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、市の一定の地区内の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進を図る。

市防災会議において、地区居住者や自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて、本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重した上で、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域における防災体制の強化に関する事項等の地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

第6 受援体制

大規模災害時に市外関係機関等からの応援を受け入れる受援体制の整備を進める。

受援体制の整備にあたって、市は、受援計画を作成するとともに、定期的な計画の点検や点検に基づく研修・訓練等を行うものとする。

第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練【総務課、防災危機管理課、商工労政課、学校教育課、生涯学習課】

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、指定避難所で自ら行動、あるいは市等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも十分配慮するよう努める。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1 職員に対する防災教育

市の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、各職場においては、適宜研修会を開き災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

2 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに災害危険地域等の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行う。

3 職員防災マニュアル等の配布

市は、災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、職員等に配布している「職員防災マニュアル」等を活用し、災害時における職員各自の任務等の習熟を図る。

「職員防災マニュアル」の内容は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 災害に対する心構え | ④ 災害対策本部の組織 |
| ② 災害時の行動指針 | ⑤ 非常配備体制の配備基準 |
| ③ 初動体制の確立方法 | ⑥ 各部班の初期応急活動内容 |

4 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取り組み内容の研究・調査を行い、市の施策への活用方策の検討を行う。

第2 住民等に対する防災知識の普及

市の災害予防責任者（防災危機管理課消防防災担当）は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるように努める。

1 普及の方法

- (1) 「広報やまなし」の活用
- (2) 山梨市防災アプリ、市ホームページの活用、山梨CATV(株)への協力依頼
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料(「市民防災マニュアル、ハザードマップ」等)の作成、配布
- (6) 防災映像等の貸出し
- (7) 出前講座の活用
- (8) 防災・気象情報のインターネットへの配信
- (9) 防災訓練の実施
- (10) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 普及内容

- (1) 防災に関する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等(大雨、台風、噴火等)に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 非常食料等の備蓄
- (5) 非常持ち出し品の準備
- (6) 災害危険箇所、避難場所、避難路等の周知
- (7) 避難方法及び避難時の心得
- (8) 建築物の点検及び補強方法
- (9) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のために使用するシステムの効果的、効果的な活用に関する知識
- (10) 指定避難所の運営・管理
- (11) 災害関係情報(災害発生状況、避難状況等)の市への報告手順・手段
- (12) 火災発生防止及び初期消火の心得
- (13) 救助・救護、応急手当の方法
- (14) 要配慮者対策の必要性和取り組み方法
- (15) 過去の災害に係る教訓
- (16) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- ・市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ・市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と医療・介護・福祉関係機関との連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ・市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児、児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- 1 教育課程内の指導
災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。
- 2 防災訓練
学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。
- 3 課外活動における防災教育
防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、徹底を図る。

具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的知識、災害時にとるべき措置、集団行動時の心得、要配慮者へのサポート等について、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布、映画・テレビ・体験談等を教材として習得されるものとする。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、独自に、又は防災関係機関と協力して、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。教育内容については、本節第2 住民に対する防災知識の普及「2 普及内容」に準じたものとする。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また、一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
展示品	防災関連品	
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書、相談室	400冊	
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	

第7 企業防災の促進

- ・企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策に協力するよう努める。
このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。
- ・商工会は、市と共同して、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ・企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画(避難確保計画)を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

第8 防災訓練の実施

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

1 総合防災訓練

市は、自衛隊、山梨消防署、日下部警察署等の防災関係機関と合同して、また消防団、日赤奉仕団のほか、学校、幼稚園、保育園その他関係団体及び地域住民の参加を得て、大規模災害を前提とした総合防災訓練を年1回実施する。

(1) 実施時期

9月1日を中心とする「防災週間」の間に実施するが、やむを得ない事情が生じた場合は、関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで地震、風水害等を想定し、各地域において実施するものとする。

(2) 実施場所

訓練会場は、市役所及び市役所周辺会場で訓練を実施する。また自主防災会を中心とした防災訓練は、各地域の会場で実施する。防災訓練指定地区の会場については、毎年地区を持ち回りで選定し、訓練を実施する。

(3) 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

(4) 訓練重点事項

情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し等

2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

(1) 参加機関

- ア 山梨市
- イ 東山梨消防本部
- ウ 住民（自主防災会）

(2) 実施機関及び実施方法

関係機関との協議によりその都度定める。

3 避難訓練

学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努める。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者等の要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等（保育園を含む）においては、次のことに留意する。

- (1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- (2) 実施の回数は、年間を通じて時期や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- (3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

4 防疫訓練

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図るとともに、随時防疫演習を行う。

(2) 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

5 消防訓練

消防機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて東山梨消防本部や本市消防団等の消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

(1) 実施時期

火災の起こりやすい季節、又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

(2) 実施場所

火災のおそれのある地域、又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

(3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

6 水防訓練

市は、山梨市水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

(1) 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

洪水のおそれのある河川の危険箇所を選んで実施する。

(3) 実施方法

市の演習要領は県総合水防演習に準じ、峡東建設事務所水防支部長と協議のうえ、水防本部長（市長）が定める。

7 機関別訓練例

市域全体の防災力の向上を図るため、市内関係機関・団体等は、次のような防災訓練を定期的実施する。また、市が実施する防災訓練について積極的に参加する。

機関名	訓練内容
自主防災会	①避難訓練 ②消火訓練(消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い) ③起震車による震度体験訓練 ④救急救命訓練 ⑤情報伝達訓練 ⑥炊き出し訓練 ⑦避難所開設・運営訓練 ⑧要配慮者の避難・誘導・搬送・保護訓練
社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置訓練
事業所	①情報収集・伝達訓練 ②営業停止周知訓練 ③避難訓練 ④自主防災会との協働(支援)訓練
医療機関	①避難誘導訓練 ②消火訓練 ③傷病者の受け入れ・治療優先順位の決定等、医療機能の確保・復旧訓練
施設	①避難誘導訓練 ②消火訓練 ③避難所対応訓練(避難所に指定されている施設)
学校	①避難訓練 ②関係機関への伝達訓練 ③保護者への引渡し訓練 ④引渡しができない児童・生徒の保護訓練 ⑤自主防災会と一体の避難所開設訓練
幼稚園・保育園	①避難誘導訓練 ②保護者への引渡し訓練 ③引渡しができない児童の保護訓練
土砂災害警戒区域内の地域住民	避難訓練

8 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充【防災危機管理課、健康増進課、環境課、上下水道課】

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所・各支所

災害発生時に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 食料備蓄倉庫

山梨市役所及び両支所にアルファ化米が備蓄されている。「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本市の避難所生活者数等を参考にし、また、スムーズな供給ができるよう、計画的に備蓄を図っておく。

3 防災倉庫

避難所に指定してある主要な小・中学校、公民館等 30 か所に毛布・発電機・浄水器・簡易トイレ等を備えている。今後、県が発表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」等を参考にし、必要な防災資機材の整備を図っていく。

資料編・防災倉庫備蓄品一覧

4 水防倉庫

市内には、笛吹川、日川、重川の重要な河川沿い等に、水防倉庫が水防本部の置かれる市役所を含め 11 か所設置されている。水防倉庫の資機材は消防団が定期的に点検を行っており、今後も計画的に水防資機材の整備、拡充を図る。

資料編・水防倉庫一覧

5 避難場所及び避難所

市においては、資料編に掲載のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指示しているが、施設の老朽化・耐震性不足、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な場所、建物等を充て、さらにバリアフリー化した施設等、障害者にとって避難や避難生活が容易な施設を選定するよう考慮する。

また、避難所において多人数の避難者が生活することを考慮し、施設の規模や地域の状況に見合った食料や物資等の備蓄に努める。

また、避難所等に接続する上下水道施設の耐震化計画による耐震化を図る

資料編・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第2 防災資機材の整備

1 点検整備の実施

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を決め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

2 点検整備を要する防災資機材と保管機関

資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	防災危機管理課、消防団
救助用資機材及び医薬品	健康増進課
消防用資機材及び施設	防災危機管理課、消防団
防疫用資機材	健康増進課、環境課
給水用資機材	上下水道課
湛水防除用資機材	防災危機管理課
備蓄食料・生活必需品	防災危機管理課
災害警備活動用資機材	日下部警察署
自主防災会備蓄資機材	自主防災会
ライフライン復旧資材	各事業者

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資機材	機械類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 備蓄物資の整備

市では、資料編掲載のとおり、食料、生活必需品等の備蓄を行っているが、大規模な災害が発生した場合には、不足する事態が想定される。そのため、県が実施した「山梨県地震被害想定調査結果（令和5年）」で想定される需要量を基準とした整備年次計画を策定し、整備、拡充に努めるものとする。

	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1,000食	3,700食	1,000食
曾根丘陵断層帯（Case4）	13,000食	20,000食	13,000食

第4 県における防災施設の整備状況

1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

2 峡東地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

3 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援活動等を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、峡東建設事務所に防災拠点を整備する。

拠点機能は、次のとおりである。

(1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。

(2) 緊急復旧活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート材等の備蓄を行う。

(3) 緊急輸送路とのネットワーク化を図る。

4 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

5 防災活動拠点

災害発生時において、応援部隊の受け入れ、物資の集積・振り分け・運搬の拠点となる防災活動拠点を県内12か所に設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

第4節 消防予防計画【防災危機管理課、健康増進課、環境課、上下水道課】

第1 消防力の充実強化

1 市消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、市及び東山梨消防本部山梨消防署は消防職員の増員と設備の強化を図るとともに、消防署と消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図る。

その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び東山梨消防本部山梨消防署は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

資料編 ・消防施設等実施計画一覧

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市及び東山梨消防本部山梨消防署は、救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、県の応急手当普及啓発広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員及び消防団員の訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の自主防災会の充実強化

(1) 市は、自主防災会の育成強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促す。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図るものとする。

3 市消防計画の確立

市は、消防団が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(1) 消防力等の整備

(2) 防災のための調査

(3) 防災教育訓練

(4) 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法

(5) 災害時の避難、救助及び救急方法

(6) その他災害対策に関する事項

4 広域消防応援体制の確立

災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

市及び県は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

東山梨消防本部山梨消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図る。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、東山梨消防本部山梨消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化指導

東山梨消防本部山梨消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

5 危険物等の保安確保の指導

東山梨消防本部山梨消防署は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、東山梨行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

6 防火防災思想、知識の普及

市は、防災関係機関、関係団体、山梨CATV(株)等の協力を得て、また、山梨市防災アプリ、市防災行政無線、市ホームページ等を活用して、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

本市の林野面積は、市域の約82%を占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっている。林野火災は、ひとたび発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火しないため、森林関係者、関係機関、地域住民と連携協力して、火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策の万全を期する。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

区分	計画内容
防火管理計画	○特別警戒区域 ○特別警戒時期 ○特別警戒実施要領等
消防計画	○消防分担区域 ○出動計画 ○防御鎮圧計画 ○他市町村等応援計画 ○資機材整備計画 ○防災訓練実施計画 ○啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

市は、県、峡東森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

5 関係職員の指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林組合等関係者への指導を行う。

資料編 ・応援協定締結先連絡担当部署一覧

第5節 風水害等災害予防対策【防災危機管理課、農林課、都市計画課】

第1 流域治水

気候変動により増大する水災害リスクに備えるため、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消“を目標に、流域全体でのハード・ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水を推進する。

第2 山地の災害予防

本市北部等に広がる地は、地形、地質等の特質から、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

また、森林の持つ土砂災害防止等の公益的機能を十分発揮させるため、森林の適正な管理が必要であることから、森林環境税等を活用する県の事業に、市は積極的に協力するとともに、森林環境譲与税を活用し、荒廃が進んでいる民有人工林の整備・推進を図る。

1 山地災害の未然防止

市は、集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、小規模治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、医療機関、幼稚園、保育所等の「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を県に働きかけてゆく。

2 荒廃山地等の復旧

市は、山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

市内には、地震や地下水等に起因する地すべりが発生するおそれがある土砂災害警戒区域（地すべり）が19か所ある。地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づく地すべり防止区域に指定されている区域はないが、この指定がなされた区域内では、①地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制、②標識等による住民への周知、③地すべり防止工事の実施等の対策が実施されるため、市は、指定の促進を図るものとする。

なお、未指定の土砂災害警戒区域（地すべり）については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

4 保安林の整備

市は、指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

資料編 ・山地災害危険地一覧

第3 河川対策

1 河川改修

市内には、笛吹川、重川、平等川、日川、琴川、鼓川をはじめとする多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、ダム建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

市は、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川における河川改修など適正な管理を進めるとともに、一級河川等の改修事業の促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集・伝達体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る。

資料編・市内気象観測施設一覧

2 浸水想定区域における警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、市内を流れる笛吹川・重川・日川・平等川が概ね1,000年に1度の頻度で起こる大雨（想定最大規模降雨）によって増水し堤防が壊れた場合の浸水の広がる範囲を示した「山梨市土砂災害・洪水ハザードマップ」を公表している。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、市は、当該施設名称及び所在地を市地域防災計画（本計画）に記載するものとする。

(1) 水位情報、洪水予報の伝達方法

(2) 避難場所

(3) その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 浸水想定区域内の施設等

浸水想定区域内の施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

市は、これらの施設における避難計画の作成、避難訓練の実施状況等について把握に努め、必要な指導に努める。

4 ダムによる洪水調節

笛吹川上流には広瀬ダムがあり、また琴川の上流には琴川ダム、日川の上流には上日川ダムがある。

洪水調節のための貯水放流の際には、地域住民の安全と河川施設等の保全を図るため、県、関係市町村及び防災関係機関との密接な情報収集体制の整備に努める。

第4 砂防対策

本市の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に対して次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

市内には土砂災害警戒区域（土石流）が182区域あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防事業の促進を県に要請していく。

2 地すべり対策

市内には、土砂災害警戒区域（地すべり）が19か所あるが、これらは現在のところ地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されていないため、指定の促進に努めるものとする。

また、未指定の土砂災害警戒区域（地すべり）についても、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていくものとする。

第5 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害が予想され、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合には、県により擁壁や斜面对策などの崩壊対策事業を実施する。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び災害危険区域の指定の促進

市内では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）として14か所が指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

資料編 ・地すべり防止区域一覧
・土石流危険渓流一覧

8 急傾斜地崩壊防止対策

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ・急傾斜地危険区域一覧

9 盛土規制による災害防止対策

市は、不法・危険盛土等について通報・相談を受けた場合は現場の状況を把握し、県とともに現地確認を行うものとする。

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、市に情報共有するものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の必要な措置を行うものとする。

さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第6 土砂災害警戒区域等における対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和6年10月現在、市内には458の土砂災害警戒区域、387の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

2 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、県と气象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。（発表の対象地域、基準、伝達方法等は、「第3章第2節災害関係情報等の受伝達」を参照）

(3) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対

象としない。

(4) 土砂災害警戒情報の補足情報

県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節「予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画」第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

(6) 土砂災害警戒情報に係る市の対応、取り組み

市は、情報を受けたとき、直ちに地域の住民、自主防災組織及びその他関係機関へ適切に伝達する。

(7) 市地域防災計画

市は、市地域防災計画（本計画）に土砂災害警戒情報について、住民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。避難指示等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断し発令する。

(8) 住民の避難誘導體制

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第7 警戒・避難対策計画の策定

市は、土砂災害警戒区域等については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

(1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

(2) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水及び通信設備）についても十分考慮すること。

- イ 避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと。
- ウ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

3 避難路の設定

- (1) 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- (2) 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。
 - イ 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

4 地域住民への周知

市は、危険な箇所に住する地域住民に対し、土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成配布し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、南海トラフ地震臨時情報（東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時）あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

資料編

- ・地すべり防止区域一覧
- ・急傾斜地危険区域一覧
- ・山地災害危険地一覧
- ・土石流危険渓流一覧

5 地域住民の避難誘導體制

市は、土砂災害に対する地域住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に速やかに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発表基準を設定し、必要に応じて見直しを行う。

また、面積、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割し、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれている地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第8 孤立防止対策

平成16年の台風災害や新潟県中越地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成26年の山梨県全県的な豪雪では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立集落が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある集落に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等の整備を検討するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

市は、災害時の孤立集落発生に備え、次の措置を行う。

1 孤立予想集落の事前把握

市は、災害発生時に孤立が予想される集落を事前に調査し、実態の把握に努める。

孤立のおそれのある地区(例)

【道路状況】

- ・地区につながる道路等において迂回路がない。
- ・地区につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

- ・地区につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- ・土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

【通信手段】

- ・空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- ・一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立危険性に関する住民への周知

市は、孤立が発生した場合に備え、当該住民に対して、平時から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備え等を行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

3 通信設備等の整備

孤立集落と外部との通信手段として、孤立が予想される 17 集落と市役所が市防災行政無線による双方向通信が可能となっている。

今後は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 空路による緊急輸送の確保

陸路の寸断により孤立が発生した場合、空路による緊急輸送が確保できるよう、臨時ヘリポートの整備を検討するなど、緊急輸送手段の整備を推進する。

資料編 ・飛行場外離着陸場等一覧
・ヘリコプター主要発着場一覧

第9 農業災害対策

1 農業用施設対策

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握しておき、地震及び大雨等の際に関係機関との連絡を密にした体制がとれるよう、平時から必要な協議を行う。

(1) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

ア 湛水防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

(2) 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備を行う。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁及びトンネルについて、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

(4) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(5) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため、補強等の措置をとる。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全等については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

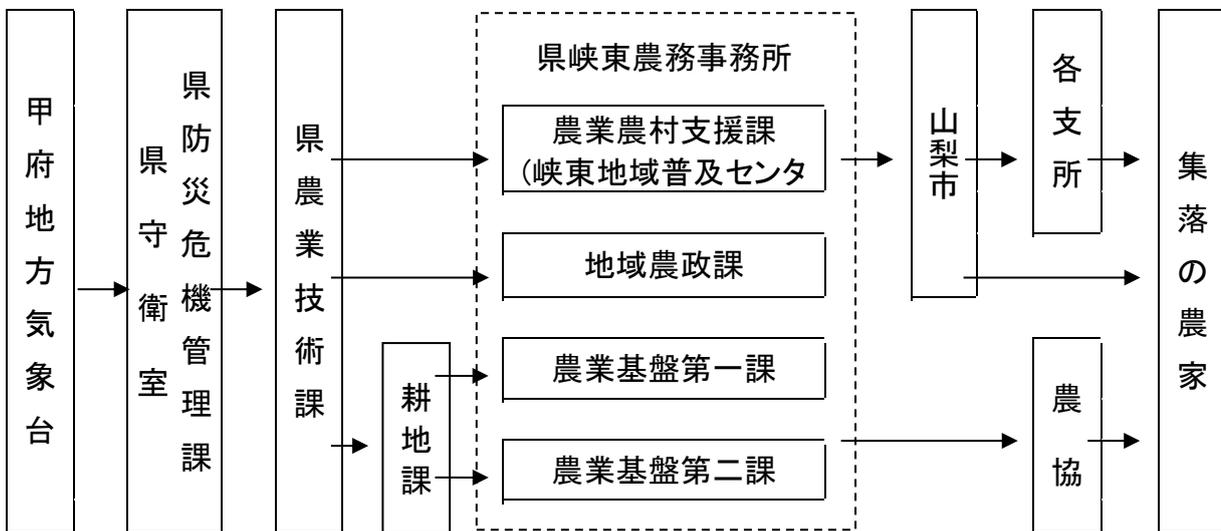
2 農作物対策

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期するとともに、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風や豪雨等に対しては、気象情報に留意して常に予防措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導する。

勤務時間外における気象情報等の伝達網



3 農業用ため池の防災・減災対策

市内には、下表のとおり老朽ため池が1か所ある。

県は、受益面積が2ha以上の農業用ため池のうち「決壊した場合に人家や病院、学校等の重要な公共施設への影響を与えるおそれがあるものであって、ハード又はソフト対策を講じる必要のあるもの」を防災重点のため池として位置づけ、計画的に整備を行い、地域の防災・減災対策を推進していくこととしている。

ため池は、災害の際に決壊流失すると、家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性がある。

このため、市は、引き続き定期的な調査を実施し、老朽化や耐震不足のため池については速やかに必要な整備等を行う。

市内老朽ため池の所在地及び整備状況

名称	形式	所在地	貯水量(m ³)	整備及び老朽状態
ちどり湖	コンクリート堰堤	山梨市万力	22,000	漏水無

4 家畜対策

畜産施設、特に家畜者の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なため、事前に十分確保しておくことに留意する。

第10 下水道施設の風水害等予防対策

1 下水道施設の安全性及び代替性の確保

- ・止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策
- ・受変電設備の高所移設
- ・管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化
- ・施設被災時の最低限の揚水、水処理機能の確保
- ・仮設ポンプや吸引排水ポンプ車の手配のための連絡体制を確保

2 重要なデータのバックアップ

- ・施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化

3 情報の収集・連絡体制の整備

- ・情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練
- ・情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の有効活用

4 通信手段及び非常電源の確保

- ・専用回線による通信機能確保
- ・停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保

5 防災資機材の整備

- ・過搬式ポンプ、発電機の確保
- ・消毒資機材の確保
- ・仮設沈殿池の用地確保

6 職員の体制

- ・緊急連絡体制の整備
- ・家族も含めた安否確認
- ・交通途絶時等の出勤体制の確立

7 下水道関係機関相互の応援受援体制

- ・下水道公社、県との応援受援体制の確立

8 下水道防災拠点の確保

- ・流域下水道事務所のサブ防災拠点化

9 応急復旧活動

- ・ソフト面の耐水対策（土のう設置、止水板設置）
- ・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）

10 被災地のし尿の受け入れの連携

- ・被災施設と健全下水処施設との連携

11 業務継続性の確保

- ・BCPマニュアルの策定と訓練

第11 林業災害対策

1 林業災害対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねないので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第6節 雪害予防対策【防災危機管理課、農林課、建設課、牧丘支所、三富支所】

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し各ライフラインに大きな影響を受けた。

昨今の極端な気象災害の発生状況を考慮すると、今後も、同様な雪害が発生する可能性がある。

こうした豪雪においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、「山梨市豪雪対応マニュアル」を策定しており、今後必要に応じて随時見直し、職員の配備体制や情報連絡体制、関係機関との協力体制の整備・改善を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 住民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、市及び県と連携して対策を進めていくこととしている。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

第4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じて雪崩防止工事を実施することとしている。

市は、危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請するものとする。

第5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第6 広報活動

市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等に係る注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の外出を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第7 農業関係雪害予防対策

1 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害の回避又は最小限の抑止ができるような応急的技術手法の提供、耐雪性等、気象災害に強い施設や栽培技術の普及等、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設の強化対策、保全対策については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ア 伝達システムの構築
- イ 気象災害の被害予測の確立
- ウ 気象観測網の充実
- エ 被害ほ場の追跡調査

(2) 気象に強い施設の普及

- ア 農業用施設の安全構築
- イ 既存施設の点検及び補強の促進

(3) 気象災害に強い栽培・技術管理

- ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ア 共同作業、就園システムづくりの推進
- イ 地域農業ボランティアの育成

(5) 農業共済制度への加入促進

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第7節 原子力災害予防対策【防災危機管理課】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺など様々な影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70キロである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:PrecautionaryActionZone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km圏内)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:UrgentProtectiveActionPlanningZone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね半径30km圏内)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」…原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」…原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」…原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中		
運転開始年月日	S51.3.17	S53.11.29	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18
運転終了年月日	H21.1.30		—	—	—

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には、市有の可搬型測定機器により、測定を行う。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

市は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第5 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、防災担当職員に対し、必要に応じ県等から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 8 その他緊急時対応に関すること。

第8節 火山災害予防対策計画【防災危機管理課】

山梨県地域防災計画では、火山災害について活火山としての富士山を想定している。富士山と本市の間には御坂山地があり、大規模な被害はないものと想定される。

同計画が対象としている富士山の火山現象は、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、噴石、降灰及び降灰後の降雨による土石流の6種類であるが、本市に影響があるものは降灰であり、市内全域で概ね2～10cmの堆積があると予想される。

1 情報の収集及び情報伝達体制の整備

県と連携し、富士山噴火に関する情報の収集に努めるとともに住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

2 富士山噴火に関する住民等への知識の普及と啓発

富士山が活火山だという認識に立ち、噴火警戒時の具体的な避難行動等の周知を図るため、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及する。

(1) 広報誌・ホームページ等の活用

(2) 学校教育の場の活用

(3) 社会教育の場の活用

3 降灰対策

(1) 市は、気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰に係わる風向・風速情報を収集し、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

(3) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

(4) 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。

(5) 市は、あらかじめ、道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

第9節 建築物災害予防対策【財政課、防災危機管理課、建設課】

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 不燃建築物の建設促進対策

市街地には建築物が密集しており、火災が発生した際には大火災につながるおそれ大きい。これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないよう、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、大火災の発生を防止することを目的として、防火地域及び準防火地域の指定がなされている。

防火地域・準防火地域は、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することとなっている。防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは耐火建築物、中規模のものは耐火建築物又は準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

本市には、次のとおり準防火地域と建築基準法第22条の規定に基づく指定地域がある。この制度を活用して建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の地域指定
—	8.3ha	172ha

第2 土地区画整理事業の促進

令和2年度に山梨市駅前土地区画整理事業が完了し、令和6年度からは健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図るため、アザレアタウン中央地区における組合が実施する土地区画整理事業を指導・支援し推進していく。

第3 公共施設災害予防計画

1 老朽化公共施設の適正化

老朽化が進んだ公共施設については、山梨市公共施設マネジメント計画の基本方針に基づき、その中で行われているサービスの必要性を十分検討するとともに、指定避難所等の防災上必要な施設については、代替施設の設置等の対策を講じたうえで解体する。

また、他の公共施設についても定期的にメンテナンスを行うことで、施設の性能を保ち災害の防止に努める。

2 木造市営住宅の解消

老朽度の著しい木造市営住宅については、住民の理解と協力を得る中で耐震耐火構造住宅への転居等を勧める。

3 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害発生の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び既設木造市営住宅の耐火構造への改善を図る。

第5 防災査察

東山梨消防本部山梨消防署は、旅館、医療機関等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第10節 道路災害予防対策【防災危機管理課、建設課】

各道路管理者は、道路や歩道橋、街路灯等（以下「道路施設等」という。）の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策、土砂災害対策及び通行規制措置等を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

第1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所（区間）の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

第2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策を実施する。

第3 道路の冠水事故防止対策、土砂災害防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水や路肩・法面等の崩壊による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努める。

第4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

第11節 文化財災害予防対策【防災危機管理課、生涯学習課】

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財等が残されており、また伝統行事や郷土芸能等も、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていくものとする。

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化庁、県及び市の教育委員会は、「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 県及び市指定の文化財

「山梨県文化財保護条例」及び「山梨市文化財保護条例」によって指定された文化財の保護は、県及び市がそれぞれ独自に重要な文化財を指定し、適切に保存されるよう取り組んでいる。

3 文化財の管理責任

文化財の管理については、所有者、管理団体及び管理責任者にその責任を義務づけている。所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者または管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4 文化財災害予防計画及び対策

- ・市指定以上の文化財建造物（土木工作物、石造物等の防火対策を講じる必要のない建造物を除く）については、消防法令に基づく消防用設備の設置を指導するものとし、周辺環境などの特性や災害リスクにより、必要に応じて個別の防災対策を協議または指導する。
- ・消防法令に基づく消防用設備の保守点検を定期的実施するよう指導する。
- ・大規模な修理に伴い、耐震診断の実施とその結果に基づく耐震補強工事の実施を指導する。
- ・上記の指導等により所有者または管理者が講じる措置について、予算の範囲内において補助金を交付する等の支援を行う。
- ・文化財防火デー等を通じ、消防用設備等の取扱い及び適正な維持管理、災害時の活動体制（自衛消防体制）及び指定文化財周辺における火気取扱い等に関する指導を行う。また消防演習により、消防署・消防団と自衛消防組織との連携強化を図る。
- ・所有者・管理者による定期的な防災訓練の実施を指導する。
- ・防災対策マニュアルの作成と配布を行う。

第12節 特殊災害予防対策【防災危機管理課】

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市、県、関東東北産業保安監督部及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

各施設の維持や技術基準の従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行う。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保全検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実情把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

各事業者は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自立的確保の精神を醸成する。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、山梨消防署とのなお一層の連携強化を図るものとする。また、東山梨消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業（旧簡易ガス）の措置

ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

資料編 ・市内簡易ガス事業者一覧

2 市の措置

市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の住居者、滞留者その他の者に対し、避難のための立退きの警告又は指示

第13節 情報通信システム整備【総務課、防災危機管理課】

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：SharedInformationPlatformforDisasterManagement）の活用等情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システム及び簡易無線機の整備

市は、災害情報等を的確に住民に伝達できるよう、防災行政無線（同報系）のデジタル化を行った。これにより、災害時に孤立が想定される地域17か所と市役所とで双方向通信が可能になった。

また、災害現場等との通信を確保するため、市役所及び両支所にデジタル簡易無線（登録局）を配置している。

通信整備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

第2 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備

市は、総務省消防庁から発せられる緊急災害等の情報を防災行政無線の自動起動により住民に伝達するシステム（全国瞬時警報システム：J－A L E R T）の整備を完了しているが、誤作動や動作不良が起こらないよう保守点検を実施する。

第3 衛星携帯電話の整備

災害時には、一般加入電話及び携帯電話については使用困難になることが予想されるため、孤立が想定される集落との情報伝達を可能にするため、衛星携帯電話を切差、赤芝、塩平、徳和、広瀬の5地区に配備している。

第4 県防災行政無線システム

市役所に県防災行政無線が設置されている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第5 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、

関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ市役所等の電話を東日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録しておく。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、関東地方整備局、東山梨消防本部山梨消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

- 1 消防無線（山梨消防署、牧丘分署）
- 2 県防災行政無線
- 3 警察無線（日下部警察署）

第7 非常通信協議会の利用

自ら所有する無線設備が使用不可能となった場合に、他の機関の無線設備を利用することを目的として非常通信協議会が組織されている。

このため、市は、平時から非常通信協議会の構成員への非常通信の依頼方法等について、周知を図っておくものとする。

第8 その他通信設備の整備

- 1 山梨市防災アプリ、市ホームページ、SNSの整備
市は、山梨市防災アプリ、インターネットホームページやSNSにアカウントを開設し、市の広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平時から整備を図っていく。
 - (1) トップページへの防災情報の掲示
 - (2) 防災行政無線放送内容の掲示
 - (3) 山梨市駅デジタルサイネージへの情報連携
 - (4) 長野県飯山市と、それぞれの地域で災害が発生した際に、被災情報等をそれぞれのホームページ上で掲載することができるよう連携を行う。
 - (5) SNSを活用した情報の情報収集・発信
- 2 CATVの有効活用
市は、行政情報・生活情報・イベント情報等の広報番組を制作し、山梨CATV(株)に委託して放送している。また、CATVデータ放送による情報提供もあわせて行っている。

災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また字幕付き放送、手話放送、文字放送等要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効であるので、今後、その有効活用について、山梨CATV(株)と協議を図っていくものとする。

3 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、市内アマチュア無線クラブとアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議を図っておく等協力体制の確立を図るものとする。

4 県との情報共有化の構築

市は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピューターシステムによる情報収集・共有化の構築を推進する。

第14節 防災拠点整備計画【防災危機管理課、福祉課、商工労政課、観光課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。

第1 活動拠点の指定

市は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

市の活動拠点	
○災害対策活動拠点	⇒ 市役所
○支所対策活動拠点	⇒ 牧丘支所・三富支所
○本部代替施設拠点	⇒ ①山梨市民会館、②山梨市勤労者福祉センター
○避難拠点	⇒ 指定緊急避難場所・指定避難所
○福祉避難拠点	⇒ 山梨市老人健康福祉センター
○物資備蓄拠点	⇒ 市防災倉庫、牧丘支所、三富支所、市水防倉庫
○物資集積拠点	⇒ 山梨市花かげホール、山梨市三富温泉休憩施設「みとみ笛吹の湯」 ※他に、物資集積拠点の利用として、フルーツ山梨協同組合と協定締結済み
○物資輸送拠点	⇒ 飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場
○応援受入拠点	⇒ 自衛隊宿泊予定施設
○医療活動拠点	⇒ 市内医療機関等
○消防活動拠点	⇒ 消防団詰所

- | |
|-------------------------------|
| 資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 |
| ・ 防災倉庫備蓄品一覧 |
| ・ 水防倉庫一覧 |
| ・ 飛行場外離着陸場一覧 |
| ・ ヘリコプター主要発着場一覧 |
| ・ 自衛隊宿泊予定施設一覧 |

第2 耐震化の推進

災害対策本部が設置され、災害時の活動拠点となる市庁舎、支所災害対策本部が設置され、各地区の活動拠点となる支所等の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

特に、指定避難所においては、避難者の安全性の確保のため、未耐震化の施設の耐震化を推進する。

第3 活動拠点の整備

1 施設等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

2 連絡手段の構築

災害時に防災拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災拠点施設への無線機等の通信システムの配置を推進する。また、各防災拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

3 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

4 備蓄の推進

(1) 市庁舎、支所への備蓄

市庁舎、支所に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進していく。

(2) 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校、公民館等の公共施設に避難所開設に必要な非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄に努める。

第4 活動拠点を結ぶ道路の整備

災害発生時には、各活動拠点間を人や物資を迅速かつ効率的に輸送しなければならない。

各活動拠点及び県の指定する緊急輸送道路を結ぶ市道については、橋梁の耐震化を含め計画的に改良を行う。

第15節 業務継続計画（BCP）【総務課、防災危機管理課】

災害発生時に応急対策を行う一方で、通常市の行う行政サービスのうち、継続すべき優先度の高いものについては、一定のレベルを確保し適切に提供できるようにするため、業務継続計画（BCP）を策定し、業務の継続性の確保を図る。

通常業務のうち、地震災害による被害を受けた状況にあっても、住民の生命・身体・財産・経済活動等を守るための観点から継続が必要な行政サービスを「非常時優先業務」とする。

第1 非常時優先業務従事時の配慮

職員を非常時優先業務に従事させるにあたっては、次の事項に十分配慮する。

1 安全確保

被害調査や連絡等のため現場に出る職員に対しては、危険情報の伝達、安否確認手段の確保（衛星携帯電話、ラジオの携行等）、安全装備の充実など、職員の生命、身体の安全を第一とする。

2 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、総務部は各部に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。

また、各部において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係部との調整を行う。

ローテーション計画の作成にあたっては、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休みを確保する。また、1人の職員が帰宅しない日が3日を超えることがないようにする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。また、作業時間が長時間に及ぶことは、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血）、心筋梗塞などやストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 作業の合間に十分な休憩がとれるよう、作業時間を調整する。
- 6時間以上の睡眠を確保する。
- 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 危険に対する備えをきちんとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 持病があるものは治療を受け続けられるよう支援する。

3 メンタルヘルスケア

応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタル面での影響が懸念される。

このため、災害時の「心の回復」の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得を促進し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

継続的かつ計画的な「3つのメンタルヘルスケア」の推進

- 1 セルフケア（職員自身の自己管理）
 - ・ ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解を持つ。

- ・疲労やストレスに早期に気づくことができるようにする。
 - ・適切にストレスの対処ができるようにする。
- 2 管理職によるケア
- ・安全な休憩場所やトイレの確保、職場環境への配慮を行う。
 - ・職員の疲労回復のための休暇・休養の取得を促進する。
 - ・職員の健康不調を早期に気づき、適切に対応する。
- 3 庁外資源の活用
- ・問題への対応や必要とするサービスについて専門的な知識や人的資源が必要な場合には、庁外資源を活用する。

第16節 要配慮者対策の推進【防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、学校教育課】

災害時において、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市において災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 要支援または要介護の認定を受けている一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援者または、要介護の認定を受けている方
- (7) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係課室で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住

民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように。名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ① 山梨消防署
- ② 日下部警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 山梨市社会福祉協議会
- ⑤ 各自主防災組織
- ⑥ その他市長が定める者

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- (2) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を伝達する。

日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より説明を行う。

避難支援者等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国(内閣府)が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定版)」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は「災害時要配慮者マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (4) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

- (1) 市地域防災計画(本計画)に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、自主防災会や民生委員・児童委員、関係団体等を通じ、避難行動要支援者を把握、避難行動要支援者名簿を作成する。把握にあたっては、避難行動要支援者のプライバシーを十分に配慮する。市は、市地域防災計画に基づき、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、個別の「避難支援プラン」を作成、もしくは地域の実情に合わせた個別計画を作成する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 南海トラフ地震に関する情報発表時や、市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、健全者に先がけて避難行動要支援者を早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (6) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏え

いの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (8) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (9) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする
- (10) 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。
- (11) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (12) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所へ福祉避難所相談員を巡回させるよう努めるものとする。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めることとする。

資料編 ・福祉避難所開設予定施設一覧

4 介護が必要な要配慮者に対する避難場所における対応

- (1) 指定避難所において要配慮者専用スペースの確保に努める。確保にあたっては、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所等の点に留意する。
- (2) 福祉避難所を開設するときは、協定を締結している社会福祉施設に対し福祉避難所の開設要請をし、要配慮者の受け入れに努めるものとする。
- (3) 災害時に市保健師、医療関係者、施設の保健医療担当者から選任された福祉避難所相談員を巡回させるよう努めるものとする。
- (4) 民間介護事業者等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

5 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を導入している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

6 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 市は、在宅高齢者、障害者等の地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるととも

に、市が作成する「要配慮者防災マニュアル」等を活用し、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障害者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会が援助すべき要配慮者をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

7 指定避難所における対応

市は、指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な措置を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

8 介護等を必要とする要配慮者対策

(1) 福祉避難所の整備等

一般の避難者との共同生活が困難な介護等を要する者に対しては、次の施設を福祉避難所として開設し、収容するため、当該施設に必要な設備の整備に努めるものとする。

また、市は、平時から社会福祉施設等と、災害時における要配慮者の受け入れ等の協力体制・連携体制の構築に努める。

資料編・福祉避難所開設予定施設一覧

(2) 福祉避難室の整備

状況によって、指定避難所の一面、あるいは一部の部屋等を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

(3) 福祉避難所相談員の確保

福祉避難所開設後、状況に応じ、必要時は、福祉避難所責任者が、本部（防災危機管理部）に対し職員や専門職などの受援を依頼する。

9 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平時から情報伝達体制の構築等に努める。

10 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、FAX、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 在住外国人及び外国人観光客対策

在住外国人については、平素から地域自治会、自主防災会との連携強化に努めるとともに、防災訓練等に参加するよう積極的に呼びかけを行う。

また、市内各所に指定緊急避難場所、指定避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

(1) 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

ア 防災訓練の実施

イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備

- ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- (2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等の災害多言語支援センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制するとともに、必要に応じて県へ支援要請を行う。
- ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理
- イ 外国語での情報の提供
- ウ 市からの要請への対応
- エ 外国人との連携

通訳ボランティアの主な活動

- ①災害情報等各種情報の伝達
- ②被害外国人の要望等の収集、報告
- ③災害応急活動状況・復旧状況の説明

第4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は、災害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、災害対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、乳幼児の保護者や幼児、児童・生徒の防災教育に努める。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名しておく。

また、電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時等発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 指定避難所としての学校の対応のあり方

学校に指定避難所が開設される場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 災害に関する防災教育

幼児、児童・生徒等への災害に関する防災教育を次により推進する。

(1) 幼児、児童・生徒に対する災害に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 災害に関する防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等と相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第5 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他防災上特に配慮を要する者が利用する施設)の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法及び土砂災害防止法に基づき設置した自衛防災組織の業務に関する事項等の具体的計画(避難確保計画)の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

資料編 ・福祉避難所開設予定施設一覧

第6 避難の受入れ及び情報提供活動

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第17節 災害ボランティア支援体制の整備【防災危機管理課、社会福祉協議会】

災害ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 災害ボランティアの登録

市は、平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録制度の検討を行う。

震災時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、市内のアマチュア無線組織の協力を依頼し、防災訓練への参加の検討を行う。

第2 災害ボランティアの種類と対応

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している人々	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1)特殊技能者(医師、看護師、保健師、土木・建築技術者等) → (2)応急危険度判定士 →	国、県などの動向もふまえながら、今後災害ボランティアの登録制度を整備していく。 震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	市内外から震災後かけつけるボランティア希望者 →	(1)市は、市社会福祉協議会に受付窓口を定める。 (2)市社会福祉協議会は各ボランティア団体等の中から長期活動可能なりーダー(ボランティアコーディネーター)を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。

第3 災害ボランティアリーダーの養成

市は、中核となる災害ボランティアリーダーを養成し、活動を支援する。

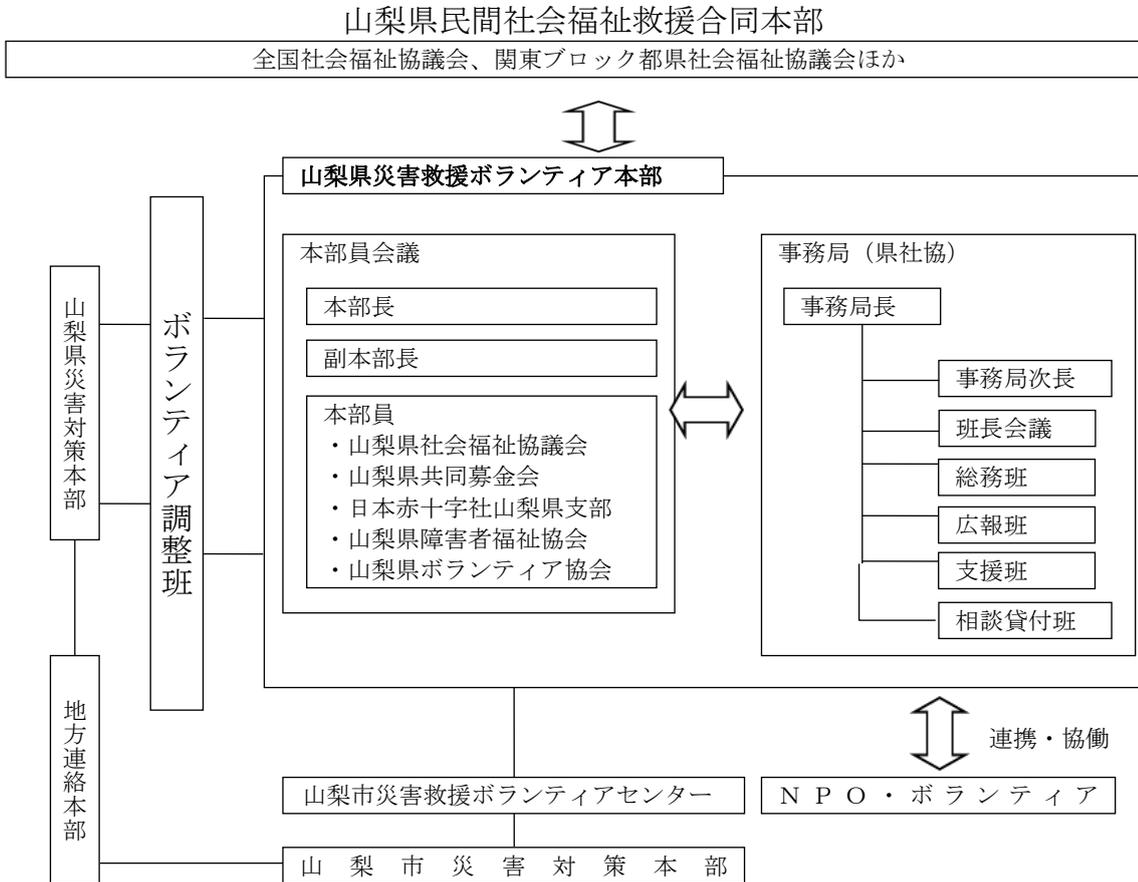
第4 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等)の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第5 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、平常時にはボランティア登録及び研修を行っている。市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。



第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制【全課】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 山梨市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、山梨市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上の地震を記録したとき。
- (4) 南海トラフ地震の可能性のある地震が発生したとき。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 市本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
牧丘支所・三富支所	衛星携帯電話、消防無線、電話、FAX、連絡員
市出先機関	電話、FAX、連絡員
一般住民	市防災行政無線、広報車、山梨市防災アプリ、市ホームページ、SNS、データ放送、CATVへの依頼、口頭（区長等を通じて）
近隣市町村	県防災行政無線、電話、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
東山梨消防本部	県防災行政無線、消防無線、電話、FAX、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
日下部警察署	電話、連絡員、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
報道機関	電話、FAX、文書、口頭、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）

4 市本部の標識の掲出

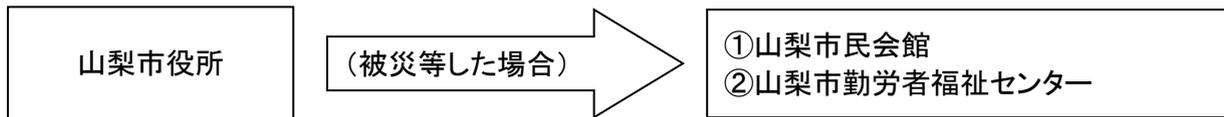
市本部を設置した場合は、市役所庁舎に「山梨市災害対策本部」の標識を掲げる。

本部長、副本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用し、自動車を使用する際には所定の標旗を自動車の前部に掲げるものとする。

資料編 ・山梨市災害対策本部活動要領

5 市本部の設置場所

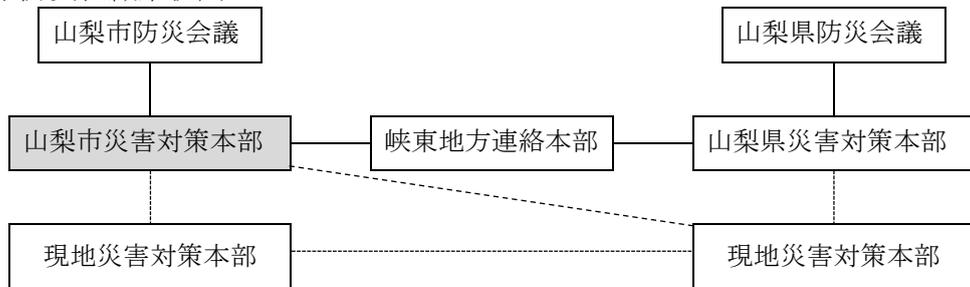
山梨市役所西館5階502会議室に設置する。ただし、市役所庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



※上記の順番で市本部を設置

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 山梨市防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部長を置く。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督し、処理にあたる。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 各班に属する課室等の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (5) 市本部の編成及び分掌事務は別表第1、第2のとおりであるが、分掌事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

3 市災害対策本部の事務

地震が発生し、市災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

(1) 本部長

市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、市本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

（2）副本部長

副市長・教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

（3）支所本部長

牧丘支所長、三富支所長を支所災害対策本部長（以下「支所本部長」という。）とし、支所本部長は、市本部と緊密に連携して支所班員を指揮監督し、支所管内の応急対策にあたる。

（4）本部員

本部員は、各課長、支所長、議会事務局長、統括監をもって充てる。

（5）部、班

ア 市本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

イ 部長は、本部長の命を受け、部に所属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

ウ 班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理にあたる。

エ 各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策にあたる。

（6）連絡員

第二配備体制又は第三配備体制発令時に、本部員会議等で決議された事項を班員に周知するため、班長の中から部長が指名する者をもって充てる。

（7）初動活動要員

市役所・牧丘支所・三富支所に30分以内に駆けつけることができる職員を初動活動要員として充て、災害発生初期の応急活動にあたる。

4 本部長の職務代行

本部長（市長）が出張中、又は災害を被るなど、本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代行し、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 教育長（副本部長）

第3順位 防災危機管理課長

5 市本部の組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、別表のとおりであるが、市本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ①災害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ②被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③災害発生防止及び水防体制の整備と災害時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤被害者からの要請による物資等の供給、凱旋及び備蓄物資の放出
- ⑥災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑦緊急輸送道路の確保
- ⑧施設及び設備の応急復旧
- ⑨交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
- ⑩前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

6 事務局

市本部の事務を処理するため、市本部設置と同時に防災危機管理課に事務局を設置する。

- (1) 事務局に局長、次長及び局員を置く。
- (2) 局長には防災危機管理課長を、次長には防災危機管理担当リーダーを、局員には本部長から任命された職員をもって充てる。

7 本部員会議

- (1) 市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

- ①緊急応急活動方針の決定に関すること。
- ②市本部の配備体制の決定・切り替えに関すること。
- ③県、他市町村等への応援要請に関すること。
- ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。
- ⑤災害救助法の適用に関すること。
- ⑥市本部の廃止に関すること。
- ⑦その他災害対策の重要事項に関すること。

8 部長会議

- (1) 部間の連絡調整等を行うため、部長会議を置く。
- (2) 部長会議は各部長をもって構成し、本部長が招集する。

9 連絡班長会議

- (1) 市本部に各班の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。
- (2) 連絡班長会議は、各部長が部から1名ずつ指名した班長（連絡員）をもって構成し、事務局長が招集する。

10 市本部運営上必要な資機材等の確保

防災危機管理班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

- (1) 市本部開設に必要な資機材等の準備

- ア 管内地図
- イ ラジオ・テレビ
- ウ パソコン・FAX・コピー機
- エ 防災関係機関・関係団体等の名簿
- オ ホワイトボード
- カ 筆記用具
- キ その他必要資機材

- (2) 通信手段の確保

- ア 県防災行政無線
- イ 市防災行政無線
- ウ デジタル簡易無線（登録局）
- エ 電話（携帯電話を含む。）
- オ 衛星携帯電話

（3）非常用発電設備の確保

停電に備え非常用発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、連絡員を派遣する等密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部の設置場所は「山梨市役所西館5階502会議室」において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

また、市が災害応急対策等により、報告が十分なされないと予想される場合は、市からの要請を待たずに市災害対策本部等に職員を派遣し、必要な支援を行う。

（1）被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡東地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

（2）消防防災ヘリコプター

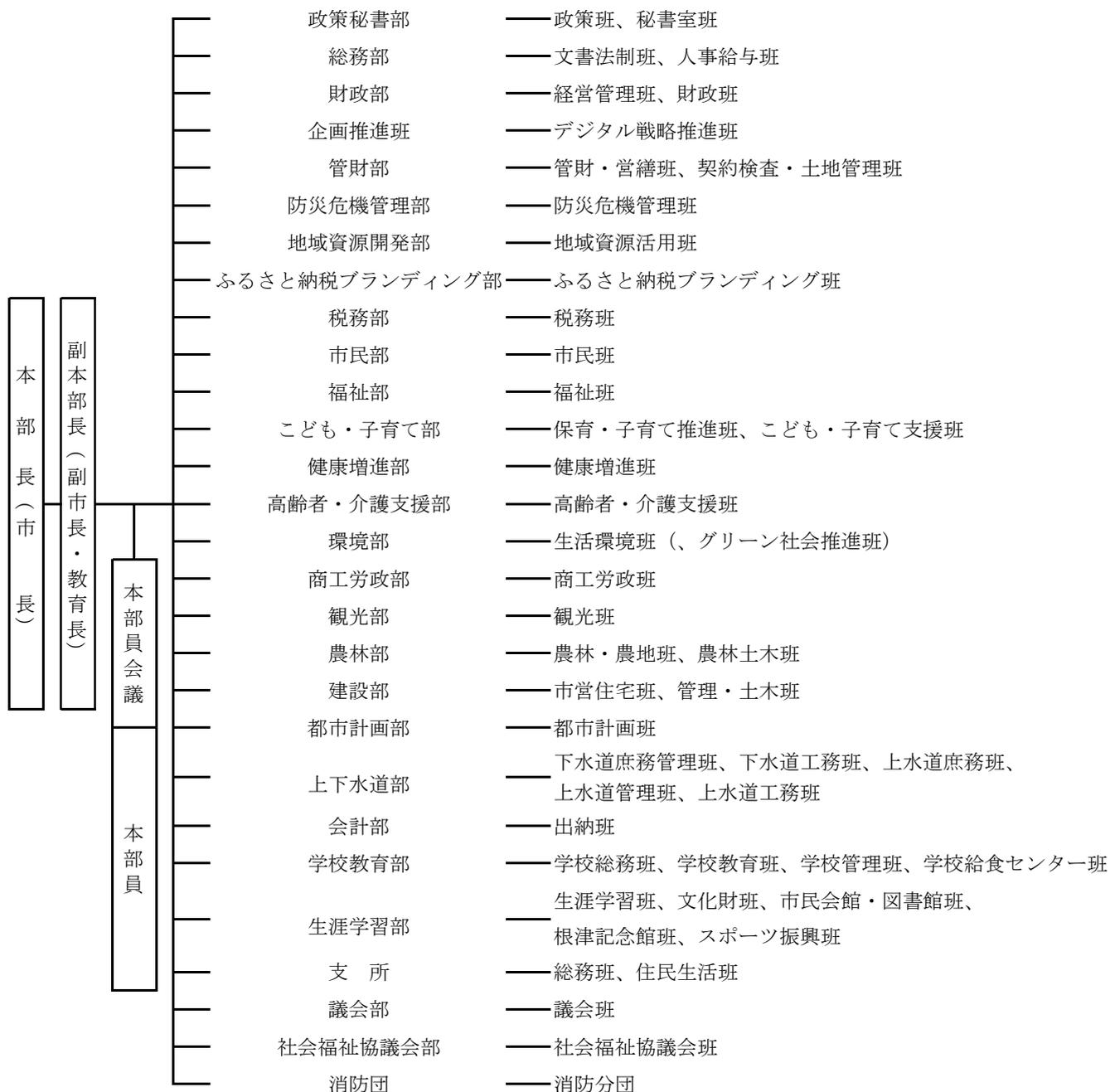
消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

（3）その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

別表第1

山梨市災害対策本部の組織



別表第2

山梨市災害対策本部分掌事務

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
政策秘書部 (政策秘書課長)	政策班 (政策担当リーダー)	政策担当	○災害復旧・復興計画の策定に関すること ○国土利用計画に関すること
	秘書室班 (秘書室長)	秘書室	○本部長及び副本部長の秘書に関すること ○国、県等の災害視察者への応援に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
総務部 (総務課長)	文書法制班 (文書法制担当リーダー)	行政・広聴 広報担当 文書法制 担当	○災害関係文書の收受、管理等に関すること ○自主防災会との連絡調整に関すること ○応援自治体との連絡調整に関すること ○防災危機管理班への応援に関すること ○市民への広報活動に関すること ○ホームページ、SNS等による各種災害情報等の提供に関する こと ○CATVへの緊急放送要請に関すること ○臨時広報誌の発行に関すること ○報道機関に対する記者会見等の対応に関すること ○災害現場記録の収集、保管等に関すること
	人事給与班 (人事給与担当 リーダー)	人事給与 担当	○職員の配備状況の把握、報告に関すること ○各部における不足要員の調整に関すること ○職員等の安否確認に関すること ○災害対策活動従事者の食料等の確保に関すること ○被災職員に対する福利厚生及び健康管理に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
財政部 (財政課長)	経営管理班 (経営管理担当 リーダー)	経営管理 担当	○災害状況に応じた公共施設全体の運営方針に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
	財政班 (財政担当リー ダー)	財政担当	○災害対策の予算編成に関すること ○災害応急復旧活動費の経理に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
企画推進部 (企画推進課長)	デジタル戦略 推進班 (デジタル戦略 推進担当リー ダー)	企画・DX 推進担当 情報シス テム管理 担当担当	○復旧作業に必要なとなるシステムの構築に関すること ○防災危機管理班との各種情報についての相互調整に関す ること ○部内又は他部への応援に関すること
管財部 (管財課長)	管財・営繕班 (管財・営繕担 当リーダー)	管財担当 営繕担当	○庁舎及び市有財産の被害調査、災害対策に関すること ○市有自動車の管理、配車及び緊急調達に関すること ○緊急通行(輸送)車両の確認申請等に関すること ○災害時の緊急電話の確保に関すること ○市管理の機器、整備及び庁舎停電時の対策に関すること ○来庁者の被災状況の取りまとめに関すること
	契約検査・土地 管理班 (契約検査担当 リーダー)	契約検査 担当 土地管理 担当	○工事等の請負契約及び委託契約に関すること ○物品・資材の購入、修理等の契約に関すること ○災害地籍の調査、相談に関すること ○部内又は他部への応援に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
防災危機管理部 (防災危機管理課長)	防災危機管理班 (防災危機管理 担当リーダー)	防災危機 管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置に関する事 ○本部員会議の庶務に関する事 ○各部及び支所との連絡調整に関する事 ○県、防災関係機関との連絡に関する事 ○本部長の指示等の伝達に関する事 ○県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関する事 ○関係機関との連絡、応援協力に関する事 ○県、消防庁への被害報告に関する事 ○気象情報に基づく配備態勢に関する事 ○災害救助法に基づく活動の実施に関する事 ○災害情報等の収集に関する事 ○応急対策用資機材等の調達に関する事 ○被害状況等の取りまとめに関する事 ○防災行政無線に関する事
地域資源開発部 (地域資源開発課長)	地域資源 活用班 (地域資源活用 担当リーダー)	交流促進 担当 地域資源 活用担当	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受け入れに関する事 ○街の駅における被災者受け入れに関する事 ○外国人の救援救護に関する事 ○多文化共生の推進に関する事
ふるさと納税ブラン ディング部 (ふるさと納税ブラン ディング課長)	ふるさと納税ブ ランディング班 (ふるさと納税 納税管理担当リ ーダー)	ふるさと納 税管理担 当 ふるさと納 税企画担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受け入れに関する事 ○街の駅における被災者受け入れに関する事 ○外国人の救援救護に関する事 ○多文化共生の推進に関する事 ○他部への応援に関する事
税務部 (税務課長)	税務班 (市民税担当 リーダー)	市民税担 当 固定資産 税担当 収納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○救護物資の仕分け、配分等の協力に関する事 ○市民税の減免措置に関する事 ○国民健康保険税の減免措置に関する事 ○固定資産税の減免措置に関する事 ○被災住民への税関係の相談に関する事 ○罹災証明発行の調査に関する事 ○罹災証明書の発行に関する事 ○他部への応援に関する事
市民部 (市民課長)	市民班 (市民担当リ ーダー)	市民・年 金担当 公共交通 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者相談窓口の設置に関する事 ○行方不明者リストの作成に関する事 ○被災者台帳の作成に関する事 ○埋火葬許可証の発行に関する事 ○外国人罹災者への対応に関する事 ○他部への応援に関する事
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (社会福祉担当 リーダー)	社会福祉 担当 生活保護 担当 障害福祉 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の統括及び開設に関する事 ○社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ○救援物資の受け入れの協力に関する事 ○災害ボランティアの受け入れの協力に関する事 ○災害弔慰金の支給等に関する事 ○社会福祉団体との連絡、応援協力に関する事 ○関係機関の被害調査、災害対策に関する事 ○避難行動要支援者の安否確認に関する事 ○入所者の安全確保対策に関する事 ○管理施設の被害調査、災害対策に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
こども・子育て部 (こども・子育て課長)	保育・子育て推進班 (保育・子育て推進担当リーダー)	保育担当・子育て推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の安全確保対策、安否確認に関すること ○幼稚園、保育園、認定こども園、児童センターの被害調査、災害対策に関すること ○応急保育に関すること ○他班への応援に関すること
	こども・子育て支援班 (こども・子育て支援担当リーダー)	こども・子育て支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○児童センターの被害調査、災害対策に関すること ○福祉避難所の開設に関すること ○他班への応援に関すること
健康増進部 (健康増進課長)	健康増進班 (健康企画担当リーダー)	健康企画担当 健康づくり担当 国保・後期高齢者医療担当 医療資格を持つ職員	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○医療機関との連絡に関すること ○医療救護所の設置に関すること ○指定避難所への受援に関すること ○被災者への臨時の健康相談に関すること ○被災住民に対する心のケア対策に関すること ○臨時健康診断・予防接種の実施に関すること ○感染症の予防対策に関すること
高齢者・介護支援部 (高齢者・介護支援課長)	高齢者・介護支援班 (介護保険担当リーダー)	介護保険担当 介護予防・支援担当 支援つなげる担当	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○在宅寝たきり高齢者等要配慮者の安全確保対策、安否確認に関すること ○福祉避難所の開設に関すること
環境部 (環境課長)	生活環境班 (生活環境担当リーダー)	生活環境担当 グリーン社会推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の防疫に関すること ○死体収容(安置)所の開設に関すること ○死体の埋火葬に関すること ○死亡獣畜の処理に関すること ○ペット対策に関すること ○環境センターとの連絡に関すること ○ごみ及びし尿の収集、処理等に関すること (がれき等の災害廃棄物の処理に関すること) ○甲府・峡東クリーンセンターとの連絡調整に関すること ○仮設トイレの設置に関すること ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○放射線量測定等に関すること
商工労政部 (商工労政課長)	商工労政班 (商工労政担当リーダー)	商工労政担当 企業立地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○商工業の被害調査、災害対策に関すること ○生活必需物資、燃料等の調達に関すること ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関すること ○商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
観光部 (観光課長)	観光班 (観光企画担当 リーダー)	観光企 画担当 観光施 設担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○管理施設の被害調査、災害対策に関する事 ○観光協会等との連絡調整に関する事 ○観光客、帰宅困難者等滞留旅客の安全確保対策に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
農林部 (農林課長)	農林・農地班 (農林担当 リーダー)	農林担 当 農地担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○農作物、農業用施設の被害調査、災害対策に関する事 ○家畜及び畜産施設の被害調査、災害対策に関する事 ○林産物、林産施設の被害調査、災害対策に関する事 ○応急食料の調達に関する事 ○被災農家の農地相談に関する事 ○被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関する事
	農林土木班 (農林土木担当 リーダー)	農林土 木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農道、林道、農業用水路等の被害調査、災害対策に関する事 ○治山事業に関する事 ○被災農地の測量に関する事
建設部 (建設課長)	市営住宅班 (市営住宅担当 リーダー)	市営住 宅担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の被害調査、災害対策に関する事 ○応急仮設住宅の建設に関する事
	管理・土木班 (土木担当 リーダー)	管理担 当 土木担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害調査、災害対策に関する事 ○水位、雨量の観測に関する事 ○水防活動に関する事 ○道路障害物の除去・運搬に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○建設業者との連絡、応援協力に関する事
都市計画部 (都市計画課長)	都市計画班 (都市計画担当 リーダー)	都市計 画担当 都市整 備担当 まちづく り推進室	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画施設の被害調査、災害対策に関する事 ○災害復興都市計画、都市復興基本計画等の策定に関する事 ○被災建築物の危険度判定に関する事 ○被災住宅の応急修理に関する事 ○被災宅地の危険度判定に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事 ○入園者の安全確保対策に関する事 ○公園施設の被害調査、災害対策に関する事 ○動物園の被害調査、災害対策に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
上下水道部 (上下水道課長)	下水道庶務管理班 (下水道庶務管理担当リーダー)	下水道庶務管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○峡東地域流域下水道との連絡に関する事 ○下水道施設の応急復旧計画の策定に関する事 ○下水道等に係る災害予算及び経理に関する事 ○市町村設置型合併浄化槽の被害状況の取りまとめ、報告に関する事
	下水道工務班 (下水道工務担当リーダー)	下水道工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害調査、応急復旧対策に関する事 ○排水設備指定工事店との連絡、応援協力に関する事 ○市町村設置型合併浄化槽の応急復旧対策に関する事
	上水道庶務班 (上水道庶務担当リーダー)	上水道庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○上水道に係る災害予算及び経理に関する事 ○水道関係の出納等の会計事務に関する事 ○市民への広報に関する事 ○峡東地域広域水道企業団との連絡に関する事 ○他水道事業者からの応援の受け入れに関する事
	上水道管理班 (上水道管理担当リーダー)	上水道管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○水源の確保に関する事 ○上水道施設の被害調査、応急復旧対策に関する事 ○応急復旧資材等の調達、保管に関する事 ○水質管理に関する事 ○上水道施設の応急復旧計画の策定に関する事 ○応急給水の実施に関する事
	上水道工務班 (上水道工務担当リーダー)	上水道工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に伴う水道工事に関する事 ○応急給水の実施に関する事 ○指定給水装置工事事業者との連絡、応援協力に関する事 ○水源の確保に関する事 ○簡易水道施設の被害調査、応急復旧対策に関する事 ○簡易水道施設の応急復旧計画の策定に関する事 ○水質管理に関する事
会計部 (会計課長)	出納班 (出納担当リーダー)	出納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関係経費の出納に関する事 ○義援金、見舞金の受付、保管に関する事 ○他部への応援に関する事
学校教育部 (学校教育課長)	学校総務班 (学校総務担当リーダー)	学校総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被災児童・生徒に対する学用品等の給与に関する事
	学校教育班 (学校教育担当リーダー)	学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の確保等県教育委員会との連絡等に関する事 ○幼稚園園児、児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関する事 ○応急教育の実施に関する事
	学校管理班 (学校管理担当リーダー)	学校管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、学校教育施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○幼稚園、学校教育施設の被害調査、災害対策に関する事 ○避難所の開設に関する事
	学校給食センター班 (学校給食センター担当リーダー)	学校給食センター担当	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出しに伴う給食施設の利用、管理に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
生涯学習部 (生涯学習課長)	生涯学習班 文化財班 市民会館・ 図書館班 根津記念館班 (各担当リーダー)	生涯学 習担当 文化財 担当 市民会 館・ 図書館 担当 根津記 念館担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の被害状況調査、報告に関する事 ○社会教育関係団体との連絡、応援協力に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○避難所の開設に関する事 ○文化財の被害調査、災害対策に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
	スポーツ振興 班 (スポーツ振興 担当リーダー)	スポー ツ 振興担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の被害状況調査、報告に関する事 ○社会体育団体との連絡、応援協力に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
支所 (支所長)	総務班 (総務担当 リーダー)	総務担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○支所内の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○現地災害対策本部の設置、運営に関する事 ○地区住民への広報に関する事 ○自主防災会との連絡、応援協力に関する事 ○市民税等の税の減免措置に関する事 ○被災住民への税関係の相談に関する事 ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等の協力に関する事
	住民生活班 (住民生活担当 リーダー)	住民生 活担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○支所来庁者の安全確保対策に関する事 ○行方不明者相談窓口の設置に関する事 ○行方不明者リストの作成に関する事 ○市民の要望、苦情等災害相談に関する事 ○臨時健康診断・健康相談・予防接種等の受付に関する事 ○罹災証明書の発行に関する事 ○埋火葬許可証の発行に関する事 ○支所総務班への応援に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事
議会部 (議会事務局長)	議会班 (次長)	庶務担 当 議事担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会との連絡に関する事 ○他部への応援に関する事
社会福祉協議会部 (事務局長)	社会福祉 協議会班 (福祉総務担当 リーダー)	福祉総 務担当 地域福 祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害調査、災害対策に関する事 ○福祉避難所の開設に関する事 ○災害ボランティアに関する事 ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関する事
消防団 (消防団長)	消防分団 (分団長)	各消防 団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動に関する事 ○水防活動に関する事 ○市民に対する避難指示等の伝達に関する事 ○避難誘導に関する事 ○行方不明者の捜索に関する事 ○救助救出に関する事

第2節 職員配備計画【全課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

職員の配備基準

～ 災害対策本部配備基準(風水害) ～

体制	配備基準	活動内容	配備要員
第1配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)大雪注意報 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 気象情報等の収集・伝達 2 必要により住民への広報	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課 支所総務担当 * 上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	1 次の警報が発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)大雪警報 (4)暴風警報 2 特別警報が発表されたとき。 3 その他市長が配備を指示したとき。	1 気象情報等の収集・伝達 2 住民への広報 3 応急資機材等の準備 4 関係機関・団体との連絡 5 必要な応急対策活動の実施	第1配備の所属を4名以上配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 * 災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	1 大規模災害が発生したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	情報収集・伝達、水防、避難 輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施	各所属職員の全員の配備とする。

～ 災害対策本部配備基準(雪害) ～

体制	配備基準	配備要員
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪注意報等が発表されたとき。 ・その他、市長が配備を指示したとき。 	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課、支所総務担当 ＊上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪警報、暴風雪警報等が発表されたとき。 ・その他、市長が配備を指示したとき。 	第1配備の所属を4名以上配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 ＊災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生したとき。 ・その他、市長が配備を指示したとき。 	各所属職員の全員の配備とする。

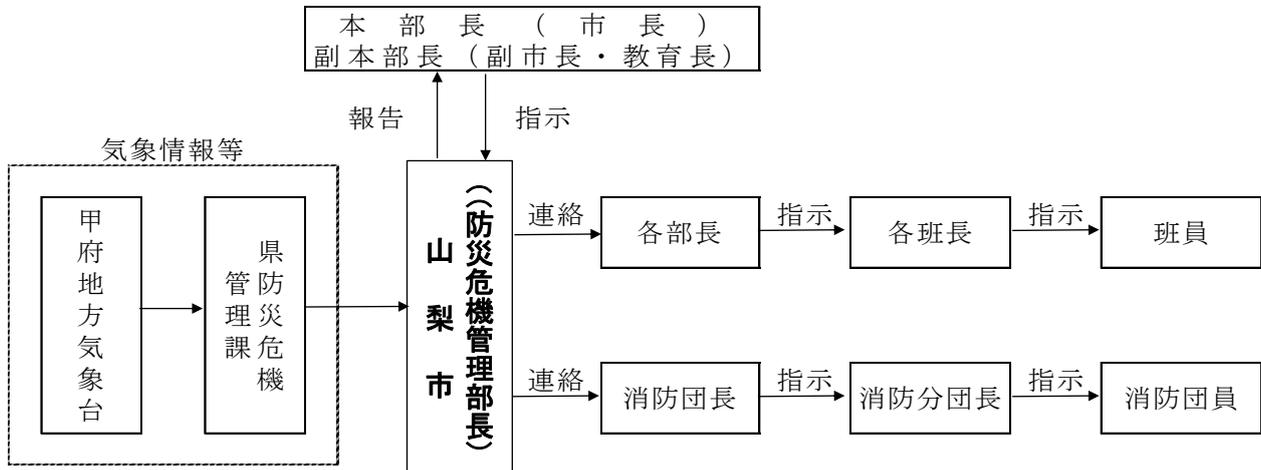
～ 災害対策本部配備基準(地震) ～

体制	配備基準	活動内容	配備要員
第1配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 必要により住民への広報 4 震度4の地震を観測したときは、県に被害報告 	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課、支所総務担当 ※上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度5弱・5強の地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 住民への広報 4 応急資機材の配備 5 防災関係機関との連絡 6 必要な応急対策活動の実施 7 震度5強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告 	第1配備の所属を4名以上の配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 ※災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。 	情報収集・伝達、避難、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施	各所属職員の全員の配備とする。

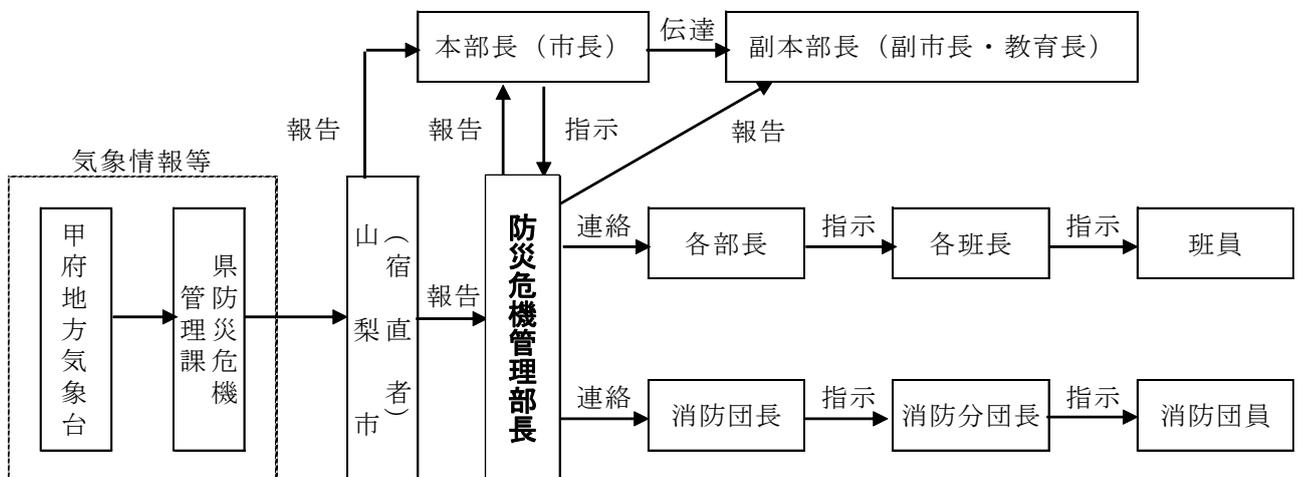
参集時の留意事項

- ①参集時期
 配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。
- ②参集困難な場合の措置
 病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。
 また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- ③参集時の服装等
 応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備しておく。
- ④参集途上の情報収集
 参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

～ 勤務時間内における緊急招集システム ～



～ 勤務時間外における緊急連絡システム ～



第2 動員の伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想された場合は、上記の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配備とする。

防災危機管理部長（防災危機管理課長）は、庁内放送、電話等により職員への配備体制の周知の徹底を図り、当該職員は、速やかに配備につくものとする。

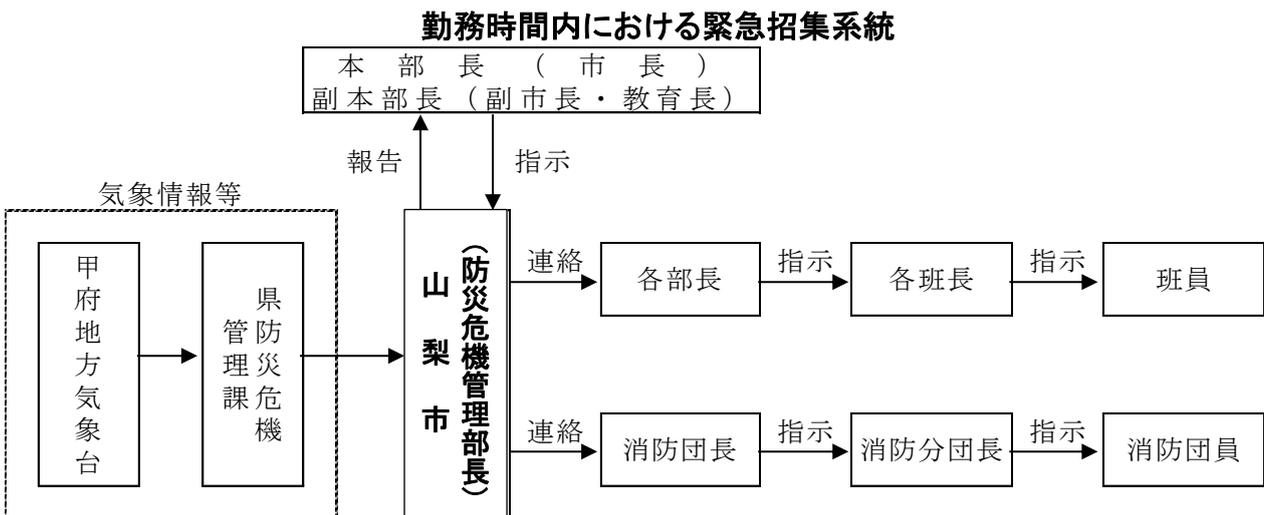
なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（市長）が当該「配備基準」と異なった配備体制を指示した場合は、防災危機管理部長は、直ちに次の配備をとるものとする。

- (1) 防災危機管理部長は、本部長の指示する配備体制を庁内放送、電話等により職員への周知を図る。
- (2) 各部長は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。
- (3) 配備を指示された職員は、速やかに所定の場所へ配備につき、指示された業務に従事する。
- (4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報や市本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- (5) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を厳守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

- ①待機中には、常に災害に関する情報、市本部からの指示に注意する。
- ②不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤災害現場に出勤する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等においても、第1の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配備とする。該当職員は速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

- (1) 宿直者は、突発的な事故等が発生したという連絡があった場合は、直ちに電話等により防災危機管理課長（防災危機管理部長）に報告する。
- (2) 宿直者から報告を受けた防災危機管理課長（防災危機管理部長）は、直ちに市長（本部長）に報告し、本部長の指示を副市長・教育長（副本部長）及び各部長に連絡する。
- (3) 各部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。
- (4) 参集を指示された班員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。
- (5) その他の職員は、テレビの気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。
- (6) 参集場所

配備該当職員は、直ちに庁舎等に参集する。

区分	参集場所
市役所庁舎勤務職員	市役所
支所	支所
指定避難所勤務職員	当該施設
保育園、幼稚園勤務職員	当該施設が所在する市役所又は支所

参集時の留意事項

①参集時期

配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

②参集困難な場合の措置

病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。

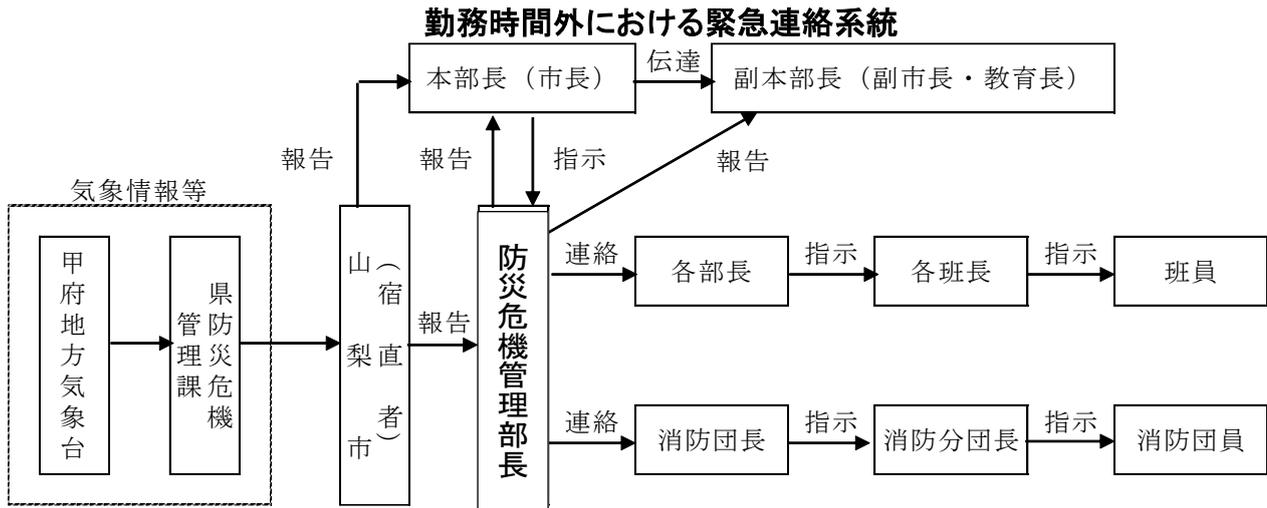
また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

③参集時の服装等

応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備しておく。

④参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。



3 班員の配備・報告

(1) 各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講じる。

各班長が行う応急措置

- 班員の被害状況、参集状況の把握
- 参集職員から市内の被害状況の収集
- 所属部長の指示等の班員への周知
- 所属部長、人事給与班(班員の被災状況、参集状況)、管財・営繕班(課内の被害状況)への報告

- (2) 各班長から報告を受けた人事給与班は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、防災危機管理班に報告する。
- (3) 防災危機管理班は、管財・営繕班からの被害状況報告とともに、職員の参集状況について防災危機管理部長を通じて本部長に報告する。
- (4) 医療資格を持つ職員は、健康増進班への配備とする。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して防災危機管理部長に要請し、実際の人員調整については防災危機管理部長が総務部（人事給与班）に指示を行う。

明示事項

- ① 応援内容
- ④ 出動場所
- ② 応援を要する人数
- ⑤ その他必要事項
- ③ 応援を要する日時

2 動員の措置

- (1) 総務部（人事給与班）は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある等、開催の必要があると認める場合には、本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 応援要請計画【総務課、防災危機管理課】

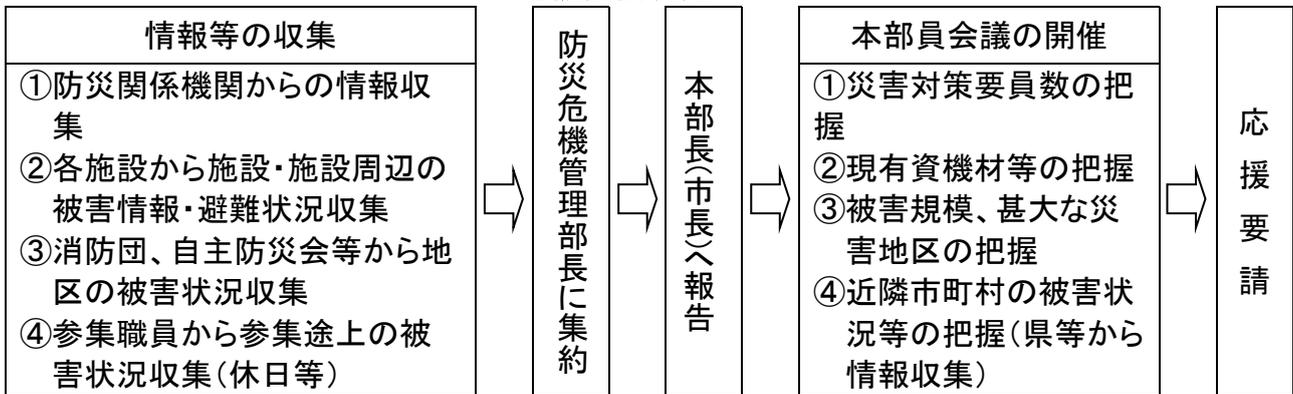
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の防災関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 支所・公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては、参集職員から参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。また、災害対策基本法第68条の規定により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

なお、知事は市長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、市長は知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文章により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする機関
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文章により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
- (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職員別人員
 - (3) 派遣を必要とする機関
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

- 1 応援協定等に基づく要請
- 市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書を締結している。大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。

資料編 ・応援協定締結先連絡担当部署一覧
・応援協定等に基づく要請内容一覧

- 2 広域応援体制の確立
- 県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努めるものとする。市長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるものとする。
- 関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。
- 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- 3 自衛隊の災害派遣要請
- 大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。
- 4 県消防防災ヘリコプターの出動要請
- 災害発生時に際し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

- 1 連絡窓口の明確化
- 市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務部文書法制班に連絡窓口を設置する。
- 2 搬送物資受入施設の整備
- 県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の救援物資集積予定施設の中から災害発生場所等を勘案して適切な施設を選定し、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備等、必要な準備を行う。

救援物資集積予定施設

施設名	所在地	電話番号	責任者
山梨市花かげホール	山梨市牧丘町窪平 453-1	0553-35-4888	生涯学習課長
山梨市三富温泉休憩施設 「みとみ笛吹の湯」	山梨市三富下釜口 447	0553-39-2610	観光課長

※他に、救援物資集積施設としての利用について、フルーツ山梨協同組合と協定を締結している。

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編 ・自衛隊宿泊予定施設一覧

第6 市域外からの避難者の受け入れ

1 県内他市町村からの受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

県内他市町村において災害が発生し、避難者について、本市域における一時的な滞在の必要があるため、当該市町村の市町村長（以下「協議元市町村長」という。）から協議を受けた場合は、特別な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる。

(2) 受入施設の決定及び通知

受け入れた避難者に対しては、本市避難所（候補施設）の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定する。

受入施設を決定した際は、直ちにその内容を、施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知するとともに、協議元市町村長あてに速やかに通知する。

(3) 避難者の受け入れが不要となった場合

協議元市町村長から、避難者の一時的な受け入れが必要なくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知する。

2 県外市町村からの受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

県外市町村において災害が発生し、避難者について、本市域における一時的な滞在の必要があるため、県知事から協議を受けた場合は、特別な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる。

(2) 受入施設の決定及び通知

受け入れた避難者に対しては、本市避難所（候補施設）の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定する。

受入施設を決定した際は、直ちにその内容を、施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに速やかに報告する。

(3) 避難者の受け入れが不要となった場合

知事から、避難者の一時的な受け入れが必要なくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画【防災危機管理課】

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要があると認める場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるものの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊員の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動の実施により、被害状況を把握する。 広範囲:ヘリコプター映像伝送(東部方面航空隊) 詳細:偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 検索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等が決壊したときの土のう作製、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車(駐屯地に1台)及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機(中型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供)
道路や水路 の障害物の 除去	道路若しくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療、救 護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策(薬剤等は通常関係機関提供)
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施

人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯、給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

第3 災害派遣要請の要求等

1 知事への災害派遣要請の要求

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文章をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急迫して文章によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後速やかに、文書を提出する。

明記事項	
①災害の状況及び派遣を要請する事由	③派遣を希望する区域及び活動内容
②派遣を希望する期間	④その他参考となるべき事項

(1) 提出（連絡）先

山梨県防災局防災危機管理課（055-223-1432）

(2) 提出部数

1部

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書

2 県への要求不能時の応急措置

市長は知事の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（東部方面特科連隊長）に通知する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

なお、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、部隊を派遣することができる。

緊急時の連絡先

部隊名	電話番号	FAX	県防災行政無線番号
陸上自衛隊 東部方面特科連隊	(昼)0555-84-3135,3136 (内線 238) (夜)0555-84-3135 (内線 280 又は 302)	0555-84-3135、 3136	(衛星系) 916-435 (地上系) 95-220-1-051

第4 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第5 災害派遣部隊の受入体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を防災危機管理部防災危機管理班に設置するものとする。

4 派遣部隊の受け入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

このうち、市は、あらかじめヘリコプター発着場及び災害時派遣された部隊の宿泊予定施設を定めている。被災場所、施設の被害状況等を勘案し、この中から適切な施設を選定して使用するものとする。

なお、宿泊予定施設の中には、指定避難所に指定されている施設もあるので、災害時には各避難所における避難状況を迅速に把握し、その中から適切な施設を宿泊施設とするものとする。

- (1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1コ中隊	2,500 m ²	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1コ連隊(隊)	20,000 m ²	100m×200m	
1コ師(旅)団	160,000 m ²	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地(野营地)は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

（2）ヘリコプター発着場の必要地積

種 類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	駐機地積及び支援車両の地積（離発着隣接又は近傍）は別とする。
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編 ・ヘリコプター主要発着場一覧
・自衛隊宿泊予定施設一覧

第6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画 第3章災害応急対策 第1節6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第8 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防御、又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画【防災危機管理課】

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請するものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、身体財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

県消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

（1）災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

（2）火災防御活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

（3）救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

（4）救急活動

- ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合

イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航要請の方法

本部長は、山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、ファクシミリを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項

- ①災害の種別
- ②災害の発生場所及び災害の状況
- ③災害発生場所の気象状態
- ④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

資料編 ・消防防災航空隊出場要請書

第4 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、本部長は消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 防災危機管理班への連絡窓口の設置
- 2 離着陸場所の確保及び安全対策
- 3 消火薬剤等の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ・飛行場外離着場等一覧

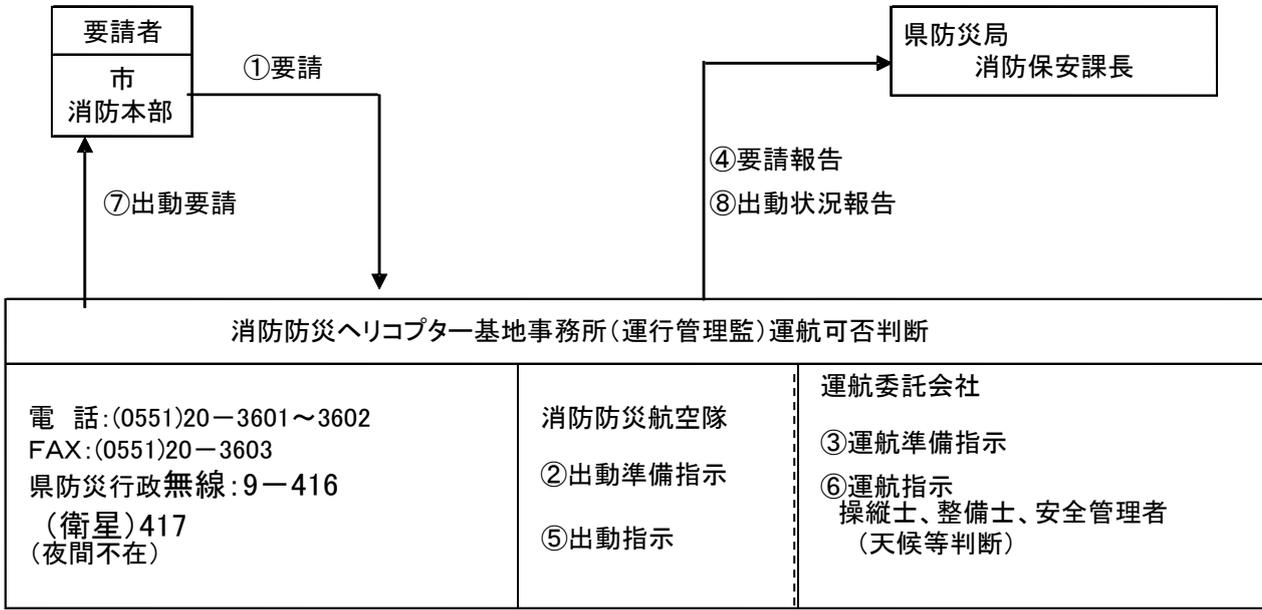
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

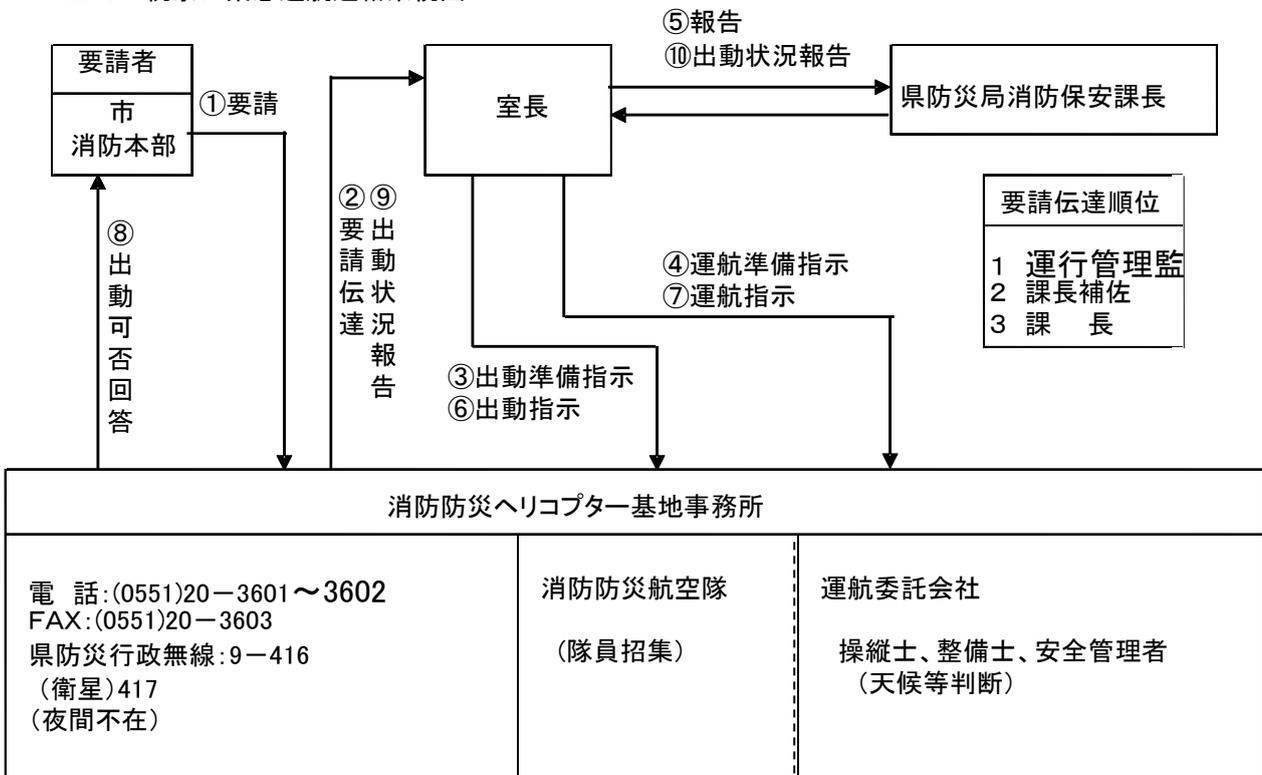
別表1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



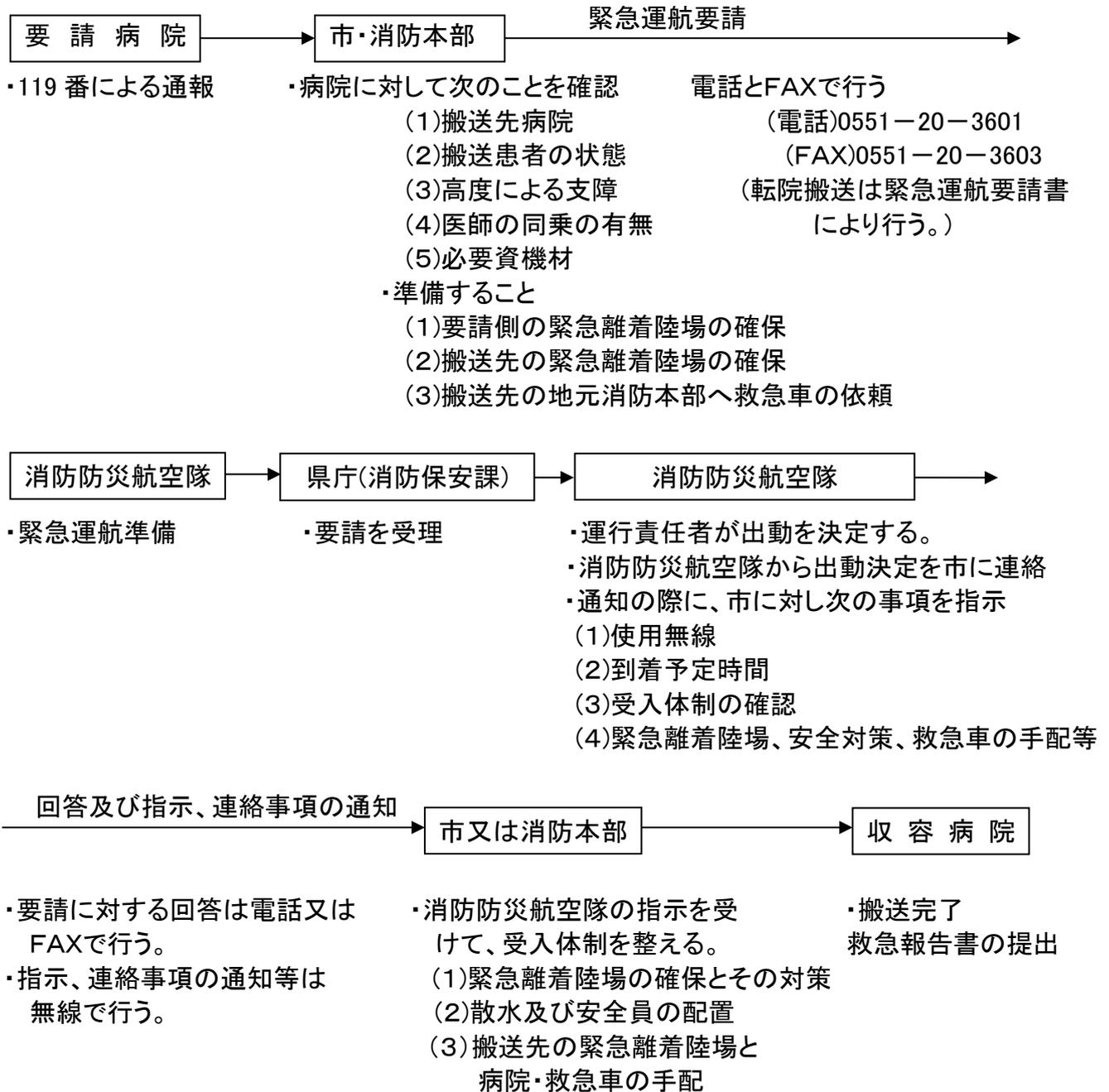
(夜間の場合)

災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表2

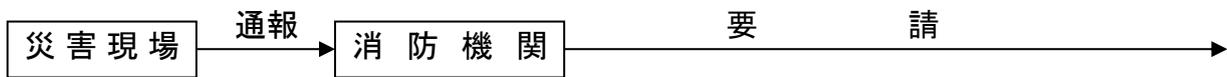
救急搬送の流れ(転院搬送の場合)

* 医師の同乗が必要

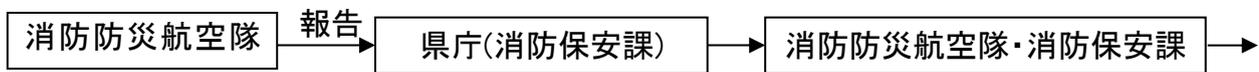


別表3

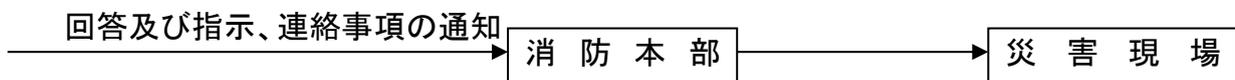
災害発生から応援出場までの流れ
（山林火災・人命救助の場合）



- ・山林火災発見
 - ・通報を受けて地元消防機関が出場する。
 - ・現地の状況を判断し、消防防災航空隊の応援が必要となる可能性があるとして判断した場合は要請する。
 - ・要請は「消防防災航空隊出場要請書」により行う。
（緊急運航要領第4第2項第1号様式）
- 要請は、電話とFAXで行う
（電話）0551-20-3601
（FAX）0551-20-3603



- ・災害状況の報告を受けて、出場準備を行う。
 - ・要請を受理し、消防防災課長に報告する。
 - ・消防保安課長が出場を決定する。
（緊急運航要領第5参照）
 - ・消防防災航空隊から出場決定を要請団体に回答する。（緊急運航要領第5参照）
- ①回答は「消防防災航空隊出場要請」により行う。
 - ②回答の際に、要請団体に対し次の事項を指示
 - (1)消防防災航空隊(側)の指揮者
 - (2)無線の使用周波数・コールサイン
 - (3)到着予定時間及び活動予定時間
 - (4)必要な資器材、災害現場での活動予定等



- ・回答は電話又はFAXで行う。
- ・指示、連絡事項の通知等は無線で行う。
- ・消防防災航空隊の指示を受けて支援体制の確立を図る。
 - (1)現地での活動拠点となる場外離着陸場の確保
 - (2)必要な資器材の確保
- ・空中からの消火活動
- ・要救護者の救出

第6節 災害関係情報等の受伝達【総務課、防災危機管理課】

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 防災気象情報の受理、伝達

1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

（1）予報・特別警報・警報・注意報の種類

警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

ア 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され

		る。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発

表される。

イ 特別警報・警報・注意報の切替・解除

特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においてはその支流や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示発令の判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される情報。危険度高まっている詳細な領域は別途「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

詳細は、本節第1の2「山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報」を参照。

キ 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量、山梨県では100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

資料編・市内気象観測施設一覧

ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

コ 笛吹川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考とする予報。

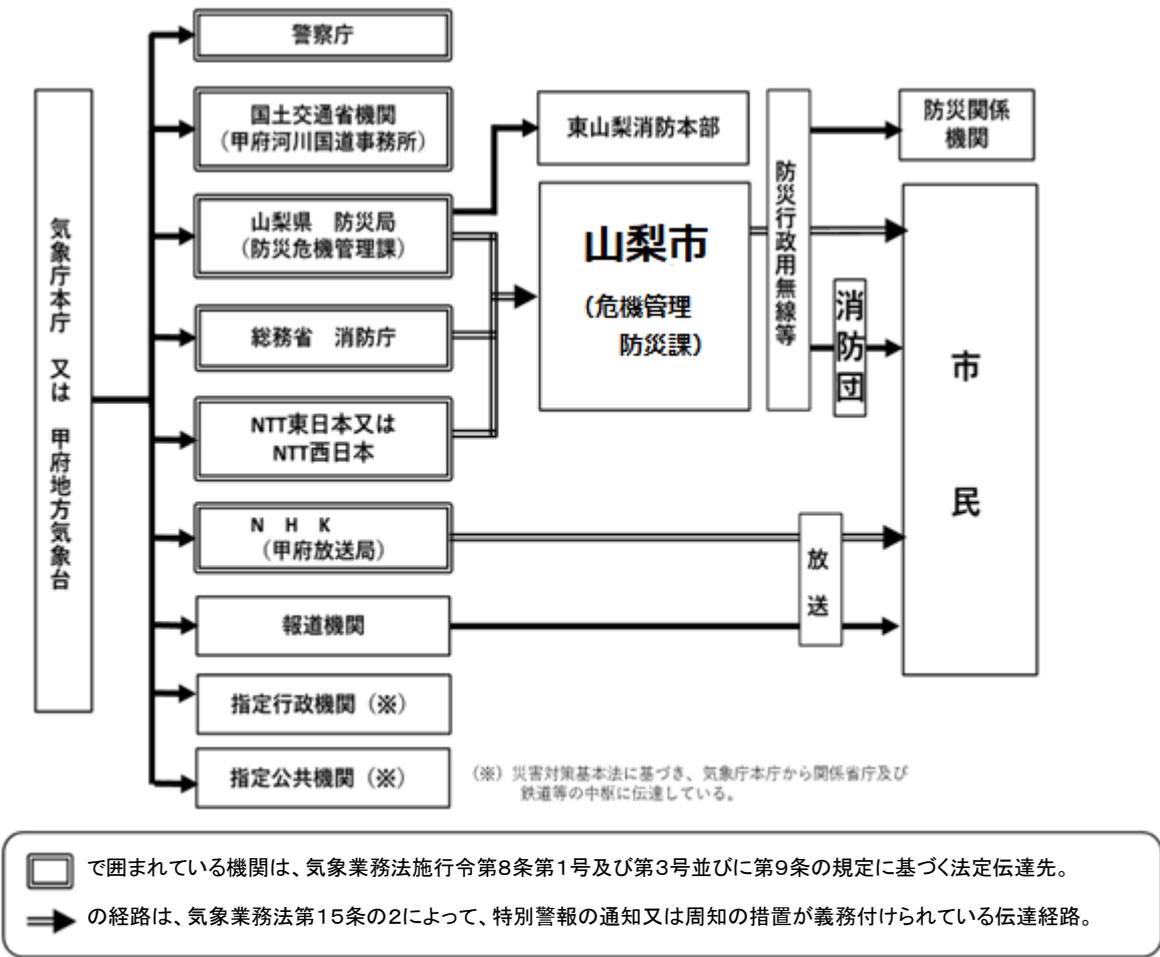
詳細は、本節第1の3「国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）及び笛吹川洪水予報）」を参照。

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

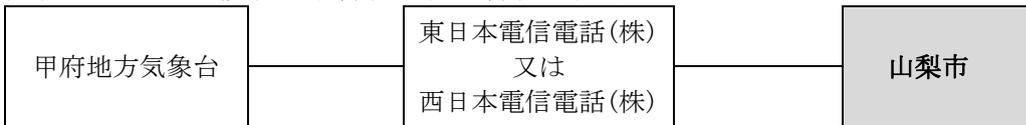
洪水予報の種類、課題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

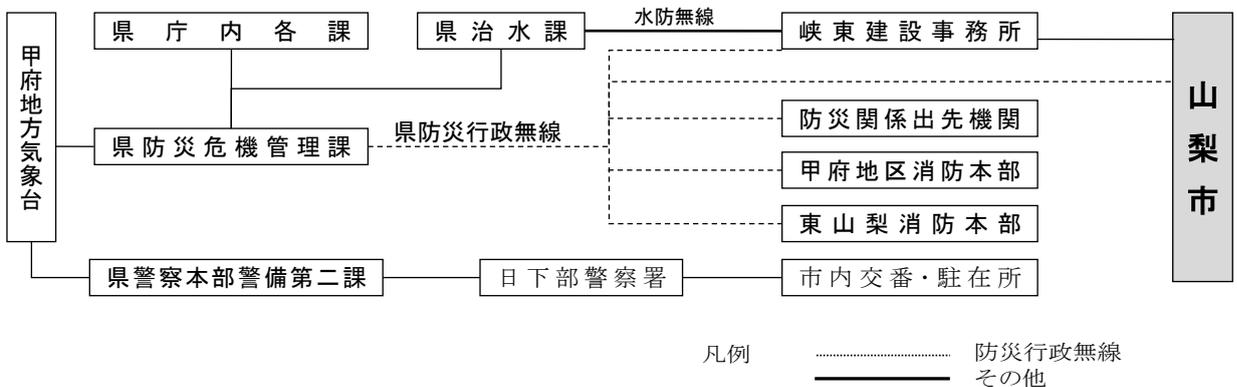
(2) 甲府地方気象台の伝達経路



(3) NTTの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(4) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたときは、市長は、避難指示等の措置をとり、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報し、安全な場所に避難する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、第3章第4節「災害関係情報等の受伝達」の「甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（笛吹川洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報実施区間

笛吹川	山梨市の岩手橋上流端から富士川への合流点まで
-----	------------------------

（3）洪水予報の発表及び解除の基準

洪水警報：氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報

洪水注意報：氾濫注意情報

種類	情報名	発表基準
「洪水警報 (発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」※1	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※2 ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報 (発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報(警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。
洪水注意報 解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報※3、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

※1：予報区間に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度が高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

※2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

※3：国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報にのみ適用する。

4 市の発表する火災警報

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発表する。

5 火山情報の受理、伝達

気象庁が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生 体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	<ul style="list-style-type: none"> 地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり。 火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
	火口周辺		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	<ul style="list-style-type: none"> 明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等^{※2}を発売してお知らせする)
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に定期的（3時間ごと）発表
- ・ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(イ) 降灰予報（速報）

- ・ 噴火発生直後、1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、発表・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ・ 降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える。】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える	運転を控える	ガイシへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
				慢性のぜんそくや慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規則や速度制限等の影響が生じる。	
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護	徐行運転する	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
				ぜんそく患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（鹿児島市では、およそ0.1～0.2mmで除灰作業開始）。	
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める	フロントガラスの降灰	航空機の運航不可
				火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	火山灰がフロントガラス等に付着し視界不良の原因となるおそれがある。	

オ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(イ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

ただし、以下のような場合にも噴火速報を発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が

- 必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

(ウ) 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月または必要に応じて臨時に発表する。

(エ) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(オ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(2) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 予報・特別警報及び警報等の伝達

1 市庁舎部内の伝達

予報・警報等の周知伝達にあたっては、庁内は庁内放送により、また各支所、市関係出先機関については、電話等により速やかに行う。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等が甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 市防災行政無線・山梨市防災防犯メール
- (3) 広報車
- (4) 山梨市防災アプリ・市ホームページ・SNS等
- (5) 山梨CATV(株)へ放送依頼
- (6) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長、消防吏員又は警察官に通報する。通報を受けた市長、消防吏員又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長は、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

（3）市は、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、広報車等により状況の説明、市役所等代替連絡先等の広報を行い、住民への対応にあたるものとする。

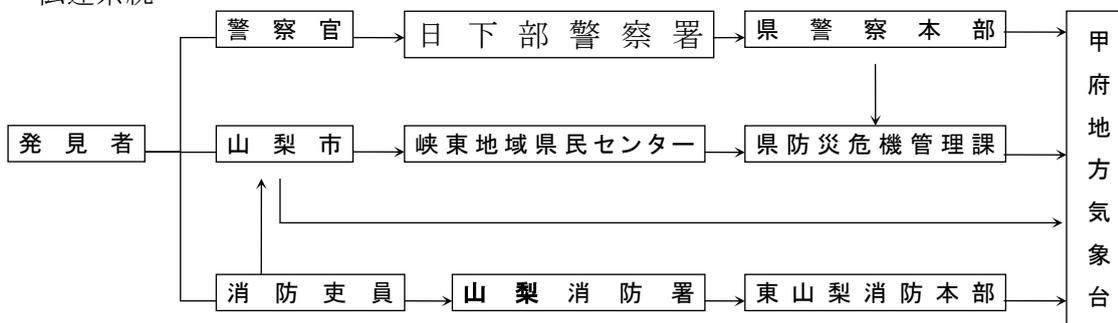
2 通報を要する異常現象

区分	主な異常現象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等
火山関係	噴煙、噴気、鳴動などの火口付近の異常、温泉、湧水、井戸などの異常

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第7節 広域応援要請体制【防災危機管理課】

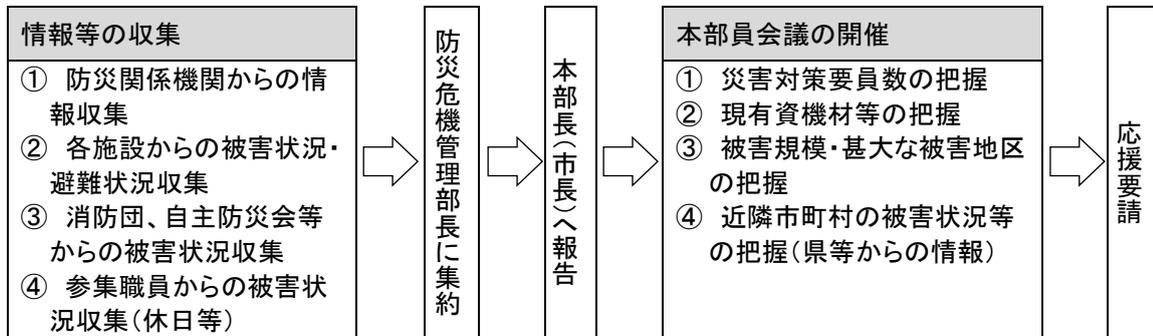
災害発生に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また、応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第 68 条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第 68 条）

第3 応援協定等に基づく要請

- 1 応援協定に基づく要請

市は大規模災害の発生に備え、資料編のとおり他市町村や各種団体等と応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市等への連絡先については、別表 2 のとおりである。

- 2 郵便局に対する協力要請

市は、被災住民の避難先及び避難状況の情報が必要となった場合には、「災害発生時における山梨市と山梨市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定」に基づき市内郵便局に協力を依頼するものとする。

第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

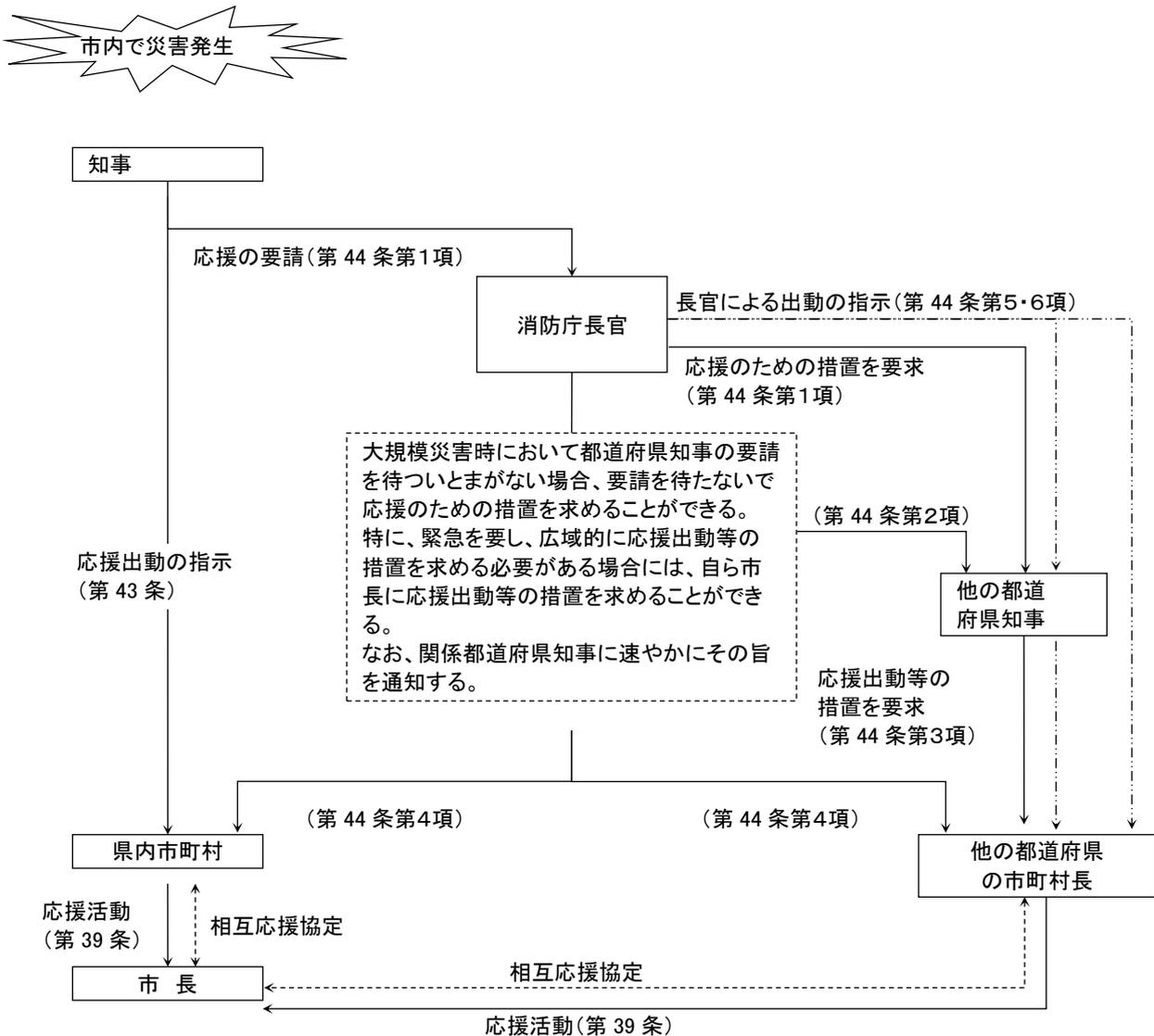
また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第5 消防の応援要請

- 1 大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や「山梨市・山梨市・笛吹市消防団消防相互応援協定書」等により相互応援を行う。
- 2 上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請する。

広域消防応援体制



第6 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第7 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第8 応援受入れ体制の確保

- 1 連絡窓口の明確化
市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、防災危機管理部行政・防災班に連絡窓口を設置する。
- 2 救援物資受入れ施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、資料編掲載の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

当該施設に搬送された救援物資は、商工労働部商工労働班職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、救援物資の管理に万全を期するものとする。

3 受入れ体制の確立

市は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第9 広域避難

市は、災害が発生する恐れがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第10 広域一時滞在

1 実施・受入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する市及び県の対応は、本章第16節「避難対策」の「第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章「第16節 避難対策」の「第5 避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等につい

て検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

（1）県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 県内広域一時滞子の終了

市長は、県内広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第7項）

（2）県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

市長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、（1）ア又は5（1）の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 県内広域一時滞子の終了

市長は、協議元市町村長より県内広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第8項）

（3）知事からの助言

市長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞子に関する事項について助言を求める。（災害対策基本法第86条の6第1項）

3 県外広域一時滞在

（1）他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。（災害対策基本法第86条の3第1項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

市長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項）

ウ 受入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第9項）

エ 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第10項）

オ 県外広域一時滞在の終了

市長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第11項及び12項）

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

市長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。（災害対策基本法第86条の3第5項）

イ 受入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。（災害対策基本法第86条の3第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第14項）

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2（1）に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

（災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2）

（2）県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より3（1）アの要求がない場合にあっても、3（1）イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の5）

6 広域応援体制に必要な防災活動拠点

（1）災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定

災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	防災道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

第8節 被害状況等報告計画【総務課、管財課、防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、環境課、商工労政課、観光課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所】

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集・伝達にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先するとともに、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：SharedInformationPlatformforDisasterManagement）の活用に努める。

1 各部における被害状況調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担当		協力団体等	調査事項
実施部	調査責任者		
防災危機管理部	防災危機管理班長		・一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	人事給与班長		・職員の被災状況
管財部	管財・営繕班長		・庁舎及び市有財産の被害状況
健康増進部	健康増進班長	医師会等	・医療機関の被害状況 ・負傷者・死者等人命に関する情報
環境部	グリーン社会推進班長	甲府・峡東クリーンセンター	・ごみ処理施設等の被害状況
観光部	観光班長	観光協会	・観光施設、観光客の被害状況
農林部	農林・農地班長	農業委員会、農協、森林組合	・農作物、農業用施設の被害状況・林産物、林産施設の被害状況
	農林土木班長		・農道、林道、農業用水路の被害状況
商工労政部	商工労政班長	商工会、各事業所	・商工業関係の被害状況
建設部	市営住宅班長	自主防災会	・市営住宅の被害状況
	管理・土木班長	土木委員会、建設協力会	・道路、河川、橋梁等公共土木施設の被害状況
都市計画部	都市計画班長		・公園、動物園の被害状況
上下水道部	下水道庶務管理班長 下水道工務班長		・下水道施設の被害状況

	上水道管理班長 上水道工務班長	自主防災会、水道建設協力会	・上水道施設の被害状況 ・簡易水道施設の被害状況
こども・子育て部	保育・子育て推進班長		・保育園、保育児童の被害状況 (幼保連携型認定こども園も含む)
	こども・子育て支援班長		・児童センター、その他管理施設の被害状況
福祉部	福祉班長	民生委員・児童委員、社会福祉施設管理者	・社会福祉施設の被害状況
			・管理施設の被害状況
高齢者・介護支援部	高齢者・介護支援班長	介護保険施設管理者	・介護保険施設の被害状況
学校教育部	学校教育班長	学校長	・幼稚園児、児童・生徒の被災状況
			・幼稚園、小・中学校の被災状況
生涯学習部	生涯学習班長		・社会教育施設の被害状況
	文化財班長	文化財所有者	・文化財の被害状況
	市民会館・図書館班長		・市民会館の被害状況
	根津記念館班長		・根津記念館の被害状況
	スポーツ振興班長		・社会体育施設の被害状況
支所	総務班長	自主防災会、農協、森林組合、建設協力会	・支所管内の道路、河川、農林・商工関係等の被害状況
各担当部	各担当班長		・所管施設の被害状況

2 各地区における被害状況調査

消防団及び自主防災会は連携協力し、地域の被害情報収集並びに被害状況調査を実施する。これらの被害情報については、自主防災会長が集約のうえ、速やかに市本部へ報告する。

3 郵便局との連携強化

市は、山梨郵便局とあらかじめ締結している協定に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・災害時における山梨郵便局、山梨市間の協力に関する覚書

4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、峡東地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、情報を収集する。

5 県への応援要請

被害が甚大なため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

6 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する（災害対策基本法第21条）。

第2 災害情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況（県所管部局へ別途報告をした場合はその内容）や関係機関から入手した情報等は、防災危機管理部長が取りまとめ、本部長及び副本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長は、防災危機管理部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

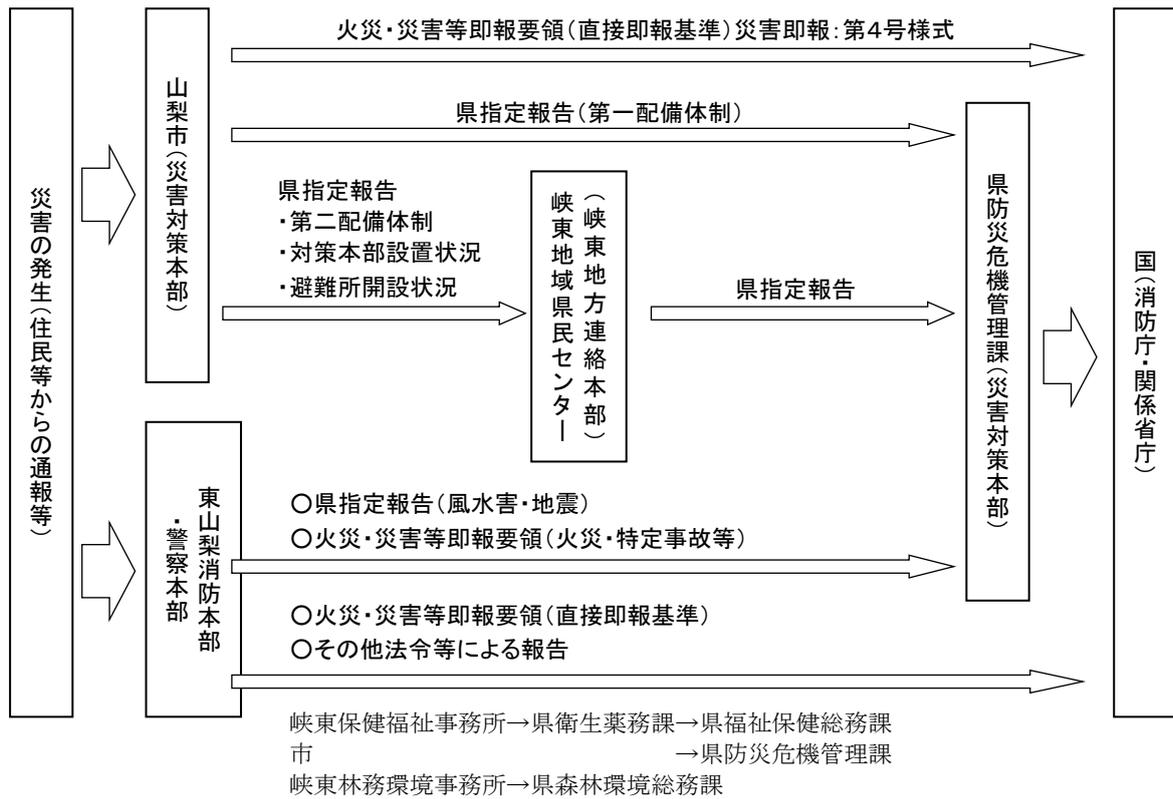
県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号	県防災行政無線(衛星系)
県防災局防災危機管理課	(055)223—1432	(055)223—1429	200—2513
峡東地域県民センター	(0553)20—2704	(0553)20—2705	300—2022
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	(0553)20—2750	(0553)20—2754	300—3041
峡東林務環境事務所	(0553)20—2720	(0553)20—2728	300—6002
峡東農務事務所	(0553)20—2822	(0553)20—2709	300—5006
峡東建設事務所	(0553)20—2710	(0553)20—2719	300—7006

消防庁への被害状況等の報告先

区分 回線別		平日(9:30~18:15) ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信ネット ワーク	電話	916—048—500—90—49013	916—048—500—90—49102
	FAX	916—048—500—90—49033	916—048—500—90—49036

被害情報収集・伝達系統



(2) 報告ルート

ア 大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報発表時及び震度4の地震観測時

被害区分	調査報告主体	報告ルート				
総括情報	市 県警察本部 東山梨消防本部	市・県警察本部・消防本部→県防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準]				
人、建物	市	市→県防災危機管理課→消防庁等				
農水産物	市	市→峡東農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課				
農業用施設	市 峡東農務事務所	市→峡東農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課				
林業施設	市ほか	市ほか→県森林環境総務課→県防災危機管理課				
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者→ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>峡東建設事務所</td> </tr> <tr> <td>下水道事務所</td> </tr> <tr> <td>ダム事務所</td> </tr> </table> →県各主管課→県治水課 →県防災危機管理課	}	峡東建設事務所	下水道事務所	ダム事務所
}	峡東建設事務所					
	下水道事務所					
	ダム事務所					
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課				

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

文教施設	各管理者	市→峡東教育事務所→県教・総務課→県防災危機管理課 私学管理者→県私学文書課→県防災危機管理課 県立学校管理者→県教・総務課→県防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→県教・総務課→県防災危機管理課 企業局関係各管理者→県企・総務課→県防災危機管理課 上記以外各管理者→県管財課→県防災危機管理課

資料編 ・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
 ・県指定に基づく被害報告様式

2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 東山梨消防本部山梨消防署は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- (3) 市は、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）等により状況の説明、市役所等代替連絡先等の広報を行い、住民への対応にあたるものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、県への総合防災情報システムへの入力をもって報告を行う。県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

- (1) 県指定に基づく被害報告
 - ア 市町村被害状況票（3-4-2）
 - イ 市町村災害対策本部設置状況・職員参集状況票（3-4-5）
 - ウ 避難所開設状況一覧票（3-4-6）

資料編 ・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
 ・県指定に基づく被害報告様式

- (2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告
 - ア 災害確定報告（第1号様式）
 - イ 災害中間報告（第2号様式）
 - ウ 災害年報（第3号様式）
- (3) 火災・災害等即報要領に基づく被害報告
 - ア 火災等即報（第1号様式、第2号様式）
 - イ 救急、救助事故等報告（第3号様式）
 - ウ 災害即報（第4号様式（その1、2））

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

9 住家半壊 (半焼)	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
大規模半壊	<p>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>
中規模半壊	<p>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>
半壊	<p>住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</p>
10 準半壊	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p>
11 床上浸水	<p>建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの</p>
12 床下浸水	<p>建物の床上に達しない程度の浸水したもの</p>
13 一部破損	<p>建物の損壊が半壊に達しない程度のもの。ただし、軽微なものは除く。</p>
14 非住家	<p>住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの</p>
15 非住家(公共建物)	<p>国、県、市、JR、NTT等の管理する建物</p>
16 非住家(その他)	<p>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物</p>
17 文教施設	<p>学校(各種学校を含む。)。全壊及び半壊程度の被害を受けたもの</p>
18 病院	<p>医療法に定める病院(20人以上)</p>
19 流失埋没	<p>田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの</p>
20 冠水	<p>植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの</p>

21 農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
22 林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
23 農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
24 畜産被害	家畜、畜舎等の被害
25 水産被害	養魚場、漁船等の被害
26 林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
27 商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
28 道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
29 橋梁	市道以上の道路に架設した橋
30 河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
31 砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
32 下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
33 林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
34 鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
35 清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
36 通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
37 被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
38 被災者	被災世帯の構成員

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第9節 広報計画【総務課、防災危機管理課、牧丘支所、三富支所】

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務部行政・広聴広報班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。また、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後防災危機管理部防災危機管理班に報告する。

第2 広報の方法

災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行う。

- 1 市防災行政無線による放送
- 2 広報車の巡回広報
- 3 山梨市防災アプリ、市ホームページ・SNS等への掲載
 ※市が被災し、インターネット回線が断線すると、ホームページの更新ができなくなることもあるので、こうした事態に対応するため、大規模災害時相互応援協定を締結している飯山市ホームページに、山梨市の被災状況・避難情報等を掲載する。
 飯山市ホームページアドレス
https://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikikanribousai/bousaisyoubou/bousaikyoutei/saigai_hp_renkei
- 4 NTTドコモ緊急エリアメール配信
- 5 山梨市防災防犯メール配信
- 6 山梨CATV㈱への放送協力要請
- 7 臨時広報誌・チラシの配布
- 8 掲示板への掲示等
- 9 Lアラート（災害情報共有システム）
- 10 スマートフォン用アプリ「Yahoo!防災速報」による配信

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務部行政・広聴広報班は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを総務部行政・広聴広報班が収集、記録する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点を置いて広報を行うものとする。

なお、広報に行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に必要な注意事項
- 7 避難所情報
- 8 避難者情報
- 9 被災者情報
- 10 その他必要な事項

第5 住民からの問い合わせへの対応

市（市民部、支所住民生活班）は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

なお、平時からすべての住民に広報が伝達されるよう、防災行政無線の一斉メール（登録制）等、広報方法について随時検討に努めるものとする。

第6 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、山梨市防災アプリ、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

第7 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」の周知

災害発生時には、東日本電信電話（株）が「災害用伝言ダイヤル（171）」（※1）を、携帯電話各社が「災害用伝言板」（※2）を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

- ※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たす東日本電信電話等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。
- ※2 日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板（BBS）で、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

資料編 「災害用伝言ダイヤル171」の利用方法

第10節 災害通信計画【防災危機管理課】

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関等とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して牧丘支所・三富支所との相互連絡のほか、県と情報連絡を密にするとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線やデジタル簡易無線（登録局）を活用し通信の確保を図る。

(3) 消防団無線

市は、火災が発生した場合等には、消防団の幹部以上との通信連絡等にデジタル簡易無線（登録局）を活用し、直ちに市の消防活動体制の確立を図るものとする。

(4) 加入電話

市出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時、電話が輻輳し、かかりにくいときは、災害時優先電話を活用する。

(5) 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、牧丘支所・三富支所及び災害時に孤立が想定される集落に配備している。孤立時に災害対策本部との連絡に活用する。

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	←→	県	=	県防災行政無線・N T T回線
市	←→	消防署	=	N T T回線・消防無線
市	←→	警 察	=	N T T回線
市	←→	消防団	=	N T T回線・消防団無線
市	←→	自主防災会	=	N T T回線
消防署	←→	消防団	=	N T T回線

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 衛星携帯電話の利用

災害等により孤立地区が発生し通常の通信手段が不可となったとき、市は衛星携帯電話を活用し、通信連絡手段の確保に努める。

第4 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信する。市は、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

市域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 消防無線・・・山梨消防署、牧丘分署
- 2 警察無線・・・日下部警察署

第6 非常通信の使用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、非常通信を行うものとする。

- 1 非常通信により通信することのできる内容
 - (1) 人命の救助に関するもの
 - (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
 - (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
 - (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
 - (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
 - (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
 - (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
 - (8) 避難者の救援に関するもの
 - (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
 - (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
 - (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災

害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

(1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。

(2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。

(3) 受信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。

(4) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。

3 非常通信の料金

(1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料

(2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第7 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として別記様式により県を通じて放送局に要請を行う。ただし、緊急時で県を通じるいとまがない場合には、市長が直接放送の要請を行うものとする。

市は、災害時に円滑な実施を図るため、平常時からこれらの関係機関と十分協議をしておくものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
NHK (甲府放送局)	S58.7.1	(055)255—2113	9—220—1—058	放送部
山梨放送	S58.7.1	昼(055)231—3232 夜(055)231—3250 (090—1555—8222)	9—220—1—066	放送本部
テレビ山梨	S58.7.1	昼(055)232—1114 夜 080—3126—4455	9—220—1—067	放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055)228—6969	9—220—1—068	—

資料編 ・放送要請様式

第8 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討するものとする。

1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報

2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<https://www.pref.yamanashi.jp/>
 山梨市役所URL⇒<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/>

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼できるよう、平素から市内アマチュア無線局との連携体制の整備に努める。

第10 急使による連絡

通信網が使用不可になった場合、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないため、多くの場合、道路の不通が予想されることから、これらの連絡方法を具体的に定め、要員を確保しておくものとする。

第11 衛星携帯電話の導入

通常の通信手段が使用不可になった場合、又は小中学校や孤立予想地区との連絡手段として衛星携帯電話の配備を検討する。

第12 防災関係機関による広報

防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。

第13 Lアラートの活用

市や県から安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、県内の関係機関がLアラート（災害情報共有システム）を利用していく。

別記様式

放送要請について（放送局あて）			
様			
年 月 日			
山梨市長			
災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1	要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士		
2	緊急警報信号の要否 要・否		
3	要請理由		
	（1）避難指示、警報等の周知徹底を図るため		
	（2）災害時の混乱を防止するため		
	（3）（市町村）から要請があったため		
	（4）		
4	放送希望日時		
	（1）直ちに		
	（2） 月 日 時 分		
5	放送事項		
	（1）別紙のとおり		
受信者		発信者	

第11節 雪害対策計画【防災危機管理課、農林課、建設課、牧丘支所、三富支所】

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、市は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

なお、具体的な活動内容については、「山梨市豪雪対策マニュアル」に別途定める。

第1 雪害対策体制・人員配備

1 組織体制の設置及び廃止基準

市内において、雪害が発生しうる可能性があるときは、以下の基準により組織体制の設置及び廃止を行う。

種別	設置基準	廃止基準
市災害（豪雪）警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 山梨市に大雪警報が発令され、市役所庁舎付近における今後の予定積雪深が40cmに達する気象予報が発令された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の危険性が治まり、警戒配備体制の必要がなくなった場合。
市災害（豪雪）対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 甲府地方气象台により発表される気象状況により、峡東地域に大雪又は暴風雪警報が発令され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とする場合。 市役所庁舎周辺における予定積雪深が50cm以上に達する可能性がある場合。 地吹雪や降雪により、日常生活に必要となる道路の使用ができるよう除排雪をするために2日以上を要する場合。 広域的に住民の救助を要する場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 豪雪災害に係る警報、及び応急対策が概ね終了したと市長が認めた場合。 対策を講じるべき災害の発生しないことが明らかになった場合。

2 職員の配備体制

雪害時に係る配備体制は次のとおりである。

体制	配備基準	配備要員
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雪注意報等が発表されたとき。 その他、市長が配備を指示したとき。 	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課、支所総務担当 ＊上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雪警報、暴風雪警報等が発表されたとき。 その他、市長が配備を指示したとき。 	第1配備の所属を4名以上配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 ＊災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生したとき。 その他、市長が配備を指示したとき。 	各所属職員の全員の配備とする。

なお、休日等の勤務時間外や夜間等において、短時間に警戒積雪深に相当する積雪があり、職員参集に危険が伴い、迅速な登庁が困難な状況下においては、本部長（市長）の指示により

応急的な職員配備方法として、最寄りの市役所庁舎、支所に参集し、それぞれの職務に就くものとする。

3 関係機関との情報連絡

市は、国や県その他道路管理者、ライフライン施設管理者等と被災状況や除雪状況、交通状況等の情報連絡に努める。

第2 情報収集・情報配信等

1 情報収集、相談対応

- (1) 市は、国や県、近隣市町村、甲府地方気象台等と連携し、災害関連情報の収集を図る。
- (2) 市は、ライフラインや公共交通機関の各社と連携を図り、被害状況の収集を図る。
- (3) 市は、市民や市内に滞在する観光客等からの情報提供に対応できるよう窓口を設ける。

2 広報広聴活動

市は、市民生活の混乱を最小限にとどめるよう、収集した情報を整理し、速やかに市民に広報を行うものとする。

第3 幹線道路の確保

1 除雪体制

国道、県道、市道は無雪化を理想とし、道路管理者ごとに幹線道路の除雪を行うとともに細部計画を樹立し、交通確保のための体制を整える。

2 除雪区分

- (1) 市内に発生する積雪災害を防除するため、幹線道路の除雪計画を定める。
- (2) 幹線道路以外の道路についても、車両の交通、消防等活動に支障が生じないように、前記(1)の計画に準じて除雪する。

第4 除雪作業の開始時間

それぞれの除雪担当機関においては、次のいずれかに掲げる事態が発生した場合に除雪作業を開始する。

なお、これらの状況の把握にあたっては、自主防災組織やボランティア等との連携により情報連絡を密にし、住民ニーズに即した対策の推進を図るものとする。

- 1 風等により吹溜りが生じ、車両の通行が不可能又は困難になったとき。
- 2 積雪多量で車両の通行に多大の支障を生じたとき。

第5 堆積雪の排除

1 機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪の搬出は、原則として幹線道路の交差点等で障害になる所を、道路管理者において排除し、それ以外の所は地元市民の協力を得て行うものとする。

2 前記1の場合において、小河川等への雪捨ては、溢水のおそれがあるので、事前に排雪場所を指定し、指定された場所以外には捨てないよう指導する。

3 雪下ろしによる除雪・排雪は、交通確保上重要な問題となるので、国、県、市道の特に沿道市民に対し、広報等により道路への雪捨てはしないよう周知及び指導又は協力を求める。

4 集落道路、細街路等の除雪は、地元市民の協力のもとに実施する。その際、自力での外出や活動が困難又は医療・介護等の支援の必要性が高い住宅に通じる道路の除雪を優先的に行うものとする。

第6 雪崩、融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第7 農作物対策

農作物を雪害から守るため、次の指導を行う。

- 1 計画的に果樹棚や樹冠上の雪を払い落とすようにする。
- 2 雪の中に埋もれた枝は、雪が固まらないうちに掘りおこす。
- 3 ハウス栽培では、降雪時に暖房機を稼働するとともに、連棟型では、連結部の排雪に努める。倒壊するおそれがある場合は、ビニールを切り裂く。
- 4 ビニールハウスは外側の雪掘りを行う。このときは、両側を均等に取り除くようにする。

第8 屋根の雪降ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、屋根の雪降ろしをするよう市民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪降ろしを実施し、雪降ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

- 1 雪降ろしの際は、必ず命綱をつける。
- 2 非常口、避難通路等を確保する。
- 3 プロパンガスのホース等に注意する。
- 4 電線、電話線等に注意する。

第9 大雪対策組織の設備

市は、次のとおり大雪の被害を最小限にし、市民の日常生活に支障がないよう職員全員で協力をするものとする。

第10 活動時の留意事項等

- 1 豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、使用するヘリポートを指定し、使用が可能な状態の整備に努める。
- 2 帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて最寄りの指定避難所、公共施設、駅等に誘導する。避難先の選定にあたっては、防寒対策の有無について確認し、決定する。

第11 広報活動

市は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

第12節 消防対策【防災危機管理課】

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

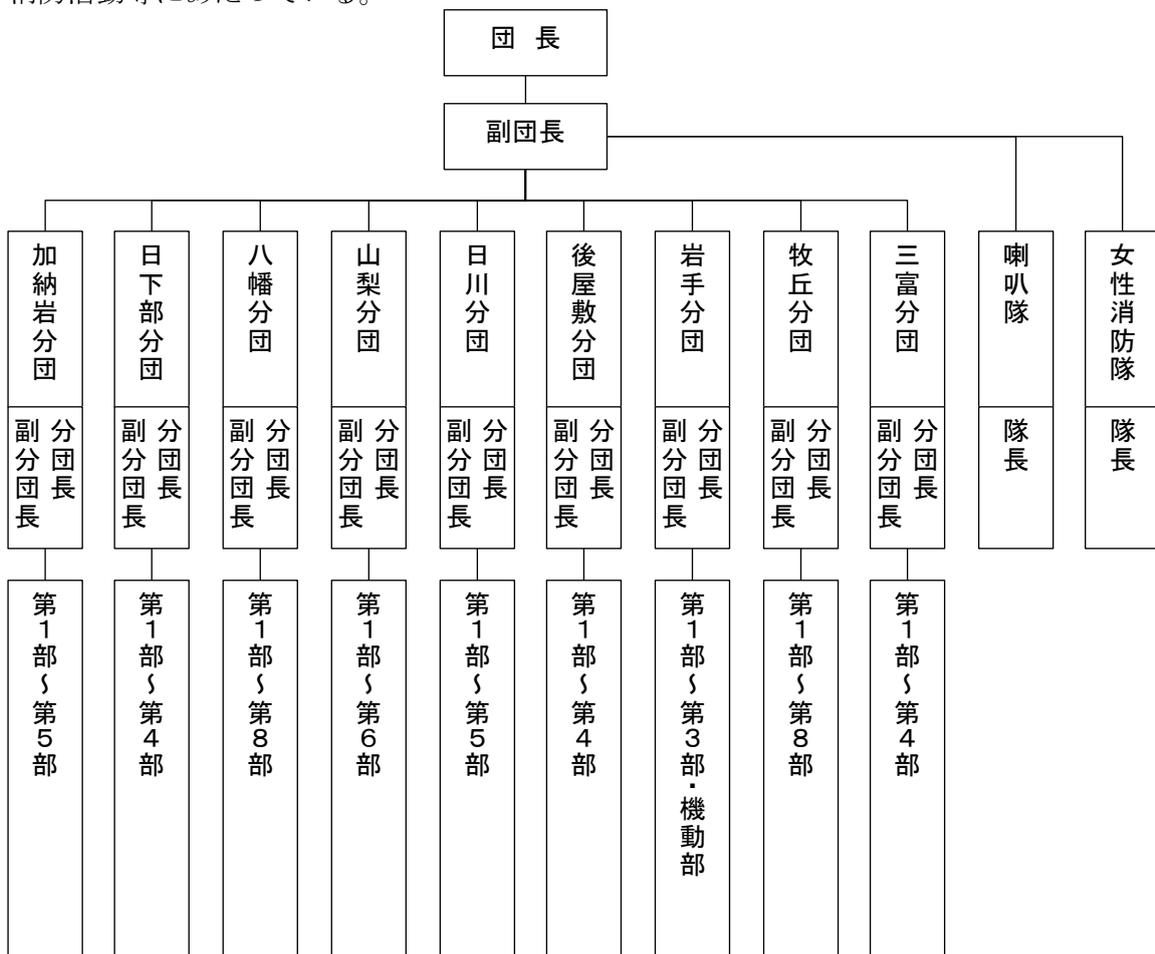
第1 組織

1 東山梨消防本部

市内には、東山梨行政事務組合による常備消防として山梨消防署及び牧丘分署が設置されており、火災発生の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

2 山梨市消防団

非常備消防の消防団は、山梨市消防団が設置され、常備消防を補佐し、また地域に密着した消防活動等にあたっている。



第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、東山梨消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から分団長、各部長を通じてN T T回線、防災行政無線及び消防無線等で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部詰所に集結すること。

第4 災害防ぎょ対策

1 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時に、市の消防力だけでは対処できないと判断した場合には、近隣市町村等とあらかじめ締結している「山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書」に基づき応援を要請し、被害の最小限度への防止に努めるものとする。

2 災害防ぎょに関する措置

(1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模な火災又は爆発事故が発生した場合で、隣接市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

3 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

4 危険区域、特殊建物の防ぎょ対策

市長又は東山梨消防本部消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

(1) 出動部隊数

(2) 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

(3) 各部隊到着順の水利統制

(4) 各部隊の進入担当方面

(5) 使用放水口及び所要ホース数

(6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

(7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

5 消防水利の統制計画

地区ごとに、消火栓、貯水槽及び河川等の自然水利を考慮して、到着順位に応じた水利統制計画を、次により樹立する。

(1) 平常時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

（3）断水時の統制計画

6 飛火警戒計画

市長は、飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡等を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配置につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

（1）飛火防ぎよ部隊の編成

飛火防ぎよ部隊は飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎよ部隊以外の予備部隊）

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎよする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

（ア）所定防ぎよ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。

（イ）前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

イ 飛火巡ら隊（消防団）

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、概ね次による。（ア）消防団もしくは自衛消防隊をもってこれにあてる。

（イ）消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

（2）飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊が飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

（3）飛火警戒の要領

飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

7 防ぎよ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎよ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

（1）防ぎよ線の種別

ア 大防ぎよ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎよ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

（2）防ぎよ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

（3）部隊の配置

防ぎよ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

- イ 応援部隊の集結場所の所定
- ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署
（地域内の防ぎよ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎよ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。）

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県林政部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出場要請計画」、第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎよ計画の樹立等

市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災防ぎよにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎよ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎよ担当区域
- (3) 携行する消防資機材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第13節 原子力災害応急対策【防災危機管理課】

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本市が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関等への情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など、原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議のうえ、一時的に避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する屋内退避または避難の指示の措置をとる。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外

の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

- 3 県は、市長が屋内退避もしくは避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるように関係機関に要請する。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転※4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※4を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 市は、県が行う緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、住民に対して速やかに情報提供を行う。
- 2 県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射線ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く。)、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く。)、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種
飲料水	1Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く。)、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く。)、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

〔「原子力災害対策指針」〕

第5 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

市は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染活動の実施・支援

市内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第14節 緊急輸送対策【管財課、防災危機管理課、建設課】

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業車両（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、管財部管財・営繕班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財部管財・営繕班に依頼するものとする。

財政対策部管財契約班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財部管財・営繕班は庁舎バスの運行を検討するほか、市内の公共的団体に属する自動車又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

なお、各自主防災組織及び事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、自主防災会会長又は事業主が実施するものとする。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、応援協定に基づき、締結市に必要な数の車両の提

供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

2 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、機関車又は列車により輸送を行う。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出場要請計画」、第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人夫等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第29節「民生安定事業計画」の「第12 労働力確保対策」の定めるところによる。

5 地域内輸送拠点の確保

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。なお、地域内輸送拠点の開設に当たっては、県が開設する広域物資輸送拠点との連携に配慮するものとする。

第4 緊急輸送道路の確保

1 基本方針

(1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。

(2) 緊急輸送道路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

(3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(4) 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が出る恐れがあり、かつ、緊急通報車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。

(5) 道路管理者は、県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 緊急輸送路一覧

3 緊急輸送道路確保のための措置

市は、迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、甲府河川国道事務所・峡東建設事務所等と連携し、山梨市建設協力会等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び市の重要路線（次に示す市の防災活動拠点間を結ぶ市道）を優先して道路啓開を行い、緊急輸送路の確保を図る。

また、状況によっては、迂回路を設置し、緊急輸送を行う。

なお、放置車両について、以下に掲げる場合には、市は、必要に応じて車両移動を行う。

- ・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないため移動等の命令ができない場合
- ・市が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認め

て、命令をしないこととした場合

さらに、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

市の防災活動拠点	
○市役所・各支所	○飛行場外離着陸場等
○山梨厚生病院・加納岩総合病院・牧丘病院	○防災倉庫・水防倉庫
○指定緊急避難場所・指定避難所	○その他防災上重要施設

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧 ・防災倉庫備蓄品一覧 ・水防倉庫一覧 ・飛行場外離着陸場等一覧 ・ヘリコプター主要発着場一覧 ・自衛隊宿泊予定施設一覧
------------	--

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去等

緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を県警察に依頼する。

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動の措置をとることができる。

- ・車両の移動を命ぜられた運転手が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・道路管理者が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

(3) 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

(4) 信号機用電源附加装置の設置

県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送道路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止措置をとる。

(5) 障害物の撤去

警察官は、緊急輸送道路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第15節 交通対策【防災危機管理課、建設課】

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平時から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合は、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設部管理・土木班が道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市本部は、管理・土木班等から収集した情報を日下部警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、山梨市建設協力会等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては日下部警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、道路標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図る。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合	道路法 第46条第1項
	知事 市長	2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	日下部 警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

3 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

日下部警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めるときは、通行を規制する。

なお、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予定指定区間
国	20号 上野原市井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切橋(県界) 139号 富士河口湖町富士ヶ峰(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点) (富士吉田市上吉田字上町 富士吉田下吉田字新田を除く)
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断自動車道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

4 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日

総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

5 交通規制の措置

(1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

ア 規制の対象

イ 規制する区域又は区間

ウ 規制する期間

(2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

6 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7 警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

(1) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

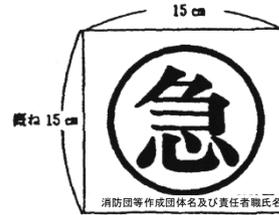
また、インターネットにより情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。



（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

（山梨県道路公社の場合）

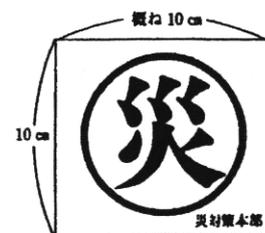
通行車両の責任者が作成した右の表示を添付した車両を無料とする。

（中日本高速道路(株)八王子支社の場合）

- (1) 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。
 - (2) 中日本高速道路(株)災害派遣等従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。
 - (3) 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入り口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後に証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間（道路名、流出・流入 IC）、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。
- 2 災害復旧等の出動の取扱い
- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、峡東地域県民センター、峡東建設事務所、市、東山梨消防本部山梨消防署及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。
 - (2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を次記有料道路管理者に速やかに通報する。
 - ア 通行予定時刻
 - イ 目的
 - ウ 行先
 - エ 車両数
 - オ 通行区間
 - カ 代表者氏名

通報先	電話番号
山梨県道路公社	(055) 226—3835
中日本高速道路株式会社	(0426) 91—1171

- (3) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（管財部管財・営繕班）が作成した右の表示を貼付する。
（通行車両の責任者が作成して貼付する。）
- (4) 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路の場合は、「1 緊急出動の取扱い」と同様とする。



各災害対策本部等関係機関名及び責任者職氏名

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状態に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

- (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

(ア) 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

(イ) 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

(ア) 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・ 食料品、日用品等の消費財
- ・ 建築用資材
- ・ 金融機関の現金
- ・ 家畜の飼料
- ・ 新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

(1) 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、日下部警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証の交付を行っている。本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に従事するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

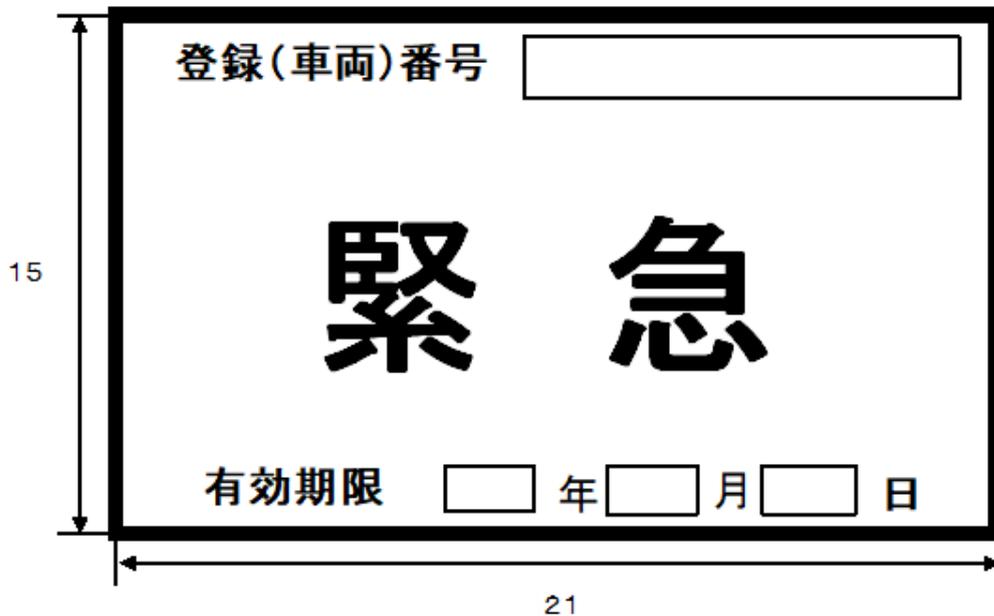
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		緊急通行車両確認証明書		年 月 日
				知 事 公安委員会
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第16節 災害救助法による救助【防災危機管理課、福祉課、健康増進課、環境課、商工労政課、観光課、農林課、建設課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所】

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施要項	内容	担当部班
事前対策	指定避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用 や野外仮設建物の設備準備 2 管理運営マニュアル作成	●防災危機管理部防災危機管理班 ●福祉部福祉班 ●観光部観光班 ●学校教育部 学校管理班、生涯学習部 生涯学習班、文化財班、 市民会館・図書館班、根津記念館班 スポーツ振興班 ●支所住民生活班
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保(事業者、団体等) 2 商工会等との事前打合せ	●防災危機管理部防災危機管理班 ●商工労政部商工労政班
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	●防災危機管理部防災危機管理班 ●消防団消防分団
	被害状況調査体制の確立	1 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 2 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	●防災危機管理部防災危機管理班 ●税務部税務班 (その他各班管理施設は当該部署)

災害発生直後	被害の状況把握	<p>1 現地の情報収集責任者からの報告</p> <p>2 市役所の地区担当責任者の出動、調査班による調査「被災世帯調査原票」(様式4)の作成</p> <p>① 被害の程度(人的、物的)</p> <p>② 家族の状況</p> <p>③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計</p> <p>・「世帯別被害調査表」(様式2)の作成</p> <p>・「地区別被害状況調査表」(様式1)の作成</p>	<p>●防災危機管理部防災危機管理班 (その他各班管理施設は当該部署)</p>
	被害状況報告 (発生報告)	<p>【災害対策本部が設置されていないとき。】</p> <p>○被害状況即報(第4号様式(その1)) 市→県防災危機管理課</p> <p>○「地区別被害状況調査表」(様式1)、 「世帯別被害調査表」(様式2) 市→峡東地域県民センター→県防災危機管理課</p> <p>【災害対策本部が設置されているとき。】</p> <p>○被害状況即報(第4号様式(その1)) 市→峡東地方連絡本部→県災害対策本部 (峡東地域県民センター)</p> <p>○「地区別被害状況調査表」(様式1)、 「世帯別被害調査表」(様式2) 市→峡東地域県民センター→県防災危機管理課</p> <p>※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び県防災危機管理課へ報告</p>	<p>●防災危機管理部防災危機管理班 (その他各班管理施設は当該部署)</p>

災害救助法適用後〈第一段階〉	災害救助法の適用要請	市→峡東地域県民センター→県防災危機管理課	●防災危機管理部防災危機管理班	
	指定避難所の開設	1 指定避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 指定避難所の維持管理	●防災危機管理部防災危機管理班 ●福祉部福祉班 ●観光部観光班 ●学校教育部 学校管理班、生涯学習部 生涯学習班、文化財班、 市民会館・図書館班、根津記念館班 スポーツ振興班 ●支所住民生活班	
	被災者の救出	1 救出のための要員(消防団員等)の動員 2 機械、器具の借り上げ	●防災危機管理部防災危機管理班 ●消防団消防分団	
	炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 弁当など食品の手配 4 給与状況の把握	●農林部農林・農地班 ●学校教育部学校給食センター班	
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借り上げ	●上下水道部上水道管理班	
	医療・保健	医療救護班の派遣要請等	1 県医療救護対策本部(医務課、保健所)への医療救護班の派遣要請等 2 山梨市医師会及び山梨市薬剤師会への医療救護班の派遣要請等	●健康増進部健康増進班
		医療救護班によらない医療の実施	1 山梨市医師会、山梨市薬剤師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	●健康増進部健康増進班
	死体の搜索	1 機械、器具の借り上げ 2 自衛隊等への協力要請	●消防団消防分団	
	死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	●健康増進部健康増進班 ●環境部生活環境班	
	埋葬	1 埋葬(火葬)の実施	●環境部生活環境班	
災害救助法適用後〈第二段階〉	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	●防災危機管理部防災危機管理班	
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入(配分)計画作成→購入→給与	●商工労政部商工労政班	
	学用品の給与	物資購入(配分)計画作成→購入→給与	●学校教育部学校総務班	
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	●建設部管理・土木班	
	義援金受付開始	受付窓口の設置等	●会計部出納班	

災害救助法適用後（第三段階）	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	●防災危機管理部防災危機管理班
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	●防災危機管理部防災危機管理班 ●福祉部福祉班
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施行	●建設部市営住宅班
	住宅の応急修理	対象世帯選定→実施計画→大工左官等雇上	●都市計画部都市計画班
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	●防災危機管理部防災危機管理班
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	●福祉部福祉班
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	●防災危機管理部 防災危機管理班部
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	●防災危機管理部防災危機管理班
確定報告	文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	●防災危機管理部防災危機管理班	

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上 50,000人未満	60世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上 50,000人未満	30世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- (1) 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- (2) 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- (3) 床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととするとともに、物質や土地の収用等に係る事務の一部を市町村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのとおりである。

- ・ 地区別被害状況調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1
- ・ 世帯別被害調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
- ・ 救助活動の種類別実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3
- ・ 被災世帯調査原票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4
- ・ 救助の種目別物資受払状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式5
- ・ 避難所設置及び収容状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式6
- ・ 応急仮設住宅台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式7
- ・ 炊き出し給与状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式8
- ・ 飲料水の供給簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式9
- ・ 物資の給与状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式10
- ・ 救護班活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式11
- ・ 病院診療所医療実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式12
- ・ 助産台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式13

・被災者救出状況記録簿	・様式 14
・住宅応急修理記録簿	・様式 15
・学用品の給与台帳	・様式 16
・埋葬台帳	・様式 17
・死体検索状況記録簿	・様式 18
・死体処理台帳	・様式 19
・障害物の除去状況	・様式 20
・輸送記録簿	・様式 21
・賃金職員等雇上台帳	・様式 22

資料編 ・各種救助に係る様式

第6 災害救助法による救助（記載の基準は災害救助事務取扱要領令和5年6月改訂に拠る）

1 避難

(1) 指定避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 指定避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 指定避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり340円以内

(6) 対象経費

指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

なお、福祉避難所については、

ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易トイレ等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費

などを加算できる。

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア)住宅が全壊又は流失した者

(イ)居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の種類

(ア) 建設型仮設住宅

a 敷地

原則として、公有地を利用する。

b 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

c 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり677万5千円以内の額とする。

d 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

e 供与期間

2年以内とする。

(イ) 借上型仮設住宅

a 規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

b 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は地域の実情に応じた額とする。

c 供与期間

2年以内とする。

(2) 被災した住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 （国の災対本部が設置された場合は6ヶ月）	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1戸当たり 343,000円 円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給与を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,230円以内（主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費）

4 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	56,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

注：夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

市救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

市救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

市救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（市救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生日から3日以内

8 障害物の除去

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生日から10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯当たり138,700円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

9 死体の捜索

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 捜索期間

災害発生日から10日以内

(3) 費用

捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

10 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,500円以内
検案の費用	市救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、市救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人(12歳以上)	小人(12歳未満)	備考
1体当たり219,100円以内	1体当たり175,200円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

12 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額	
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒	教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材実費
		高等学校等生徒	正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童	1人当たり 4,800円以内
		中学校生徒	1人当たり 5,100円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒	1人当たり 5,600円以内

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第17節 避難対策【防災危機管理課、福祉課、高齢者・介護支援課】

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、地域住民に対して避難準備を呼びかけると同時に、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、自主的な避難の促進を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。）

ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市と県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 「高齢者等避難」発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、自主的な避難の促進を図るため、危険予想地域の住民に避難指示を発令する準備に入ったことを知らせる「高齢者等避難」を発令する体制の確立に努める。

また、避難指示等が発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口（担当）及び連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

<避難情報>

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等 避難 ※警戒レベ ル3	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 ※警戒レベ ル4	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ○高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な逃避行動を直ちに完了 ○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全 確保 ※警戒レベ ル5	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難情報の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

水害・土砂災害時の警戒レベル

水害・土砂災害時の災害情報には「警戒レベル」も併用し伝達することとなりました。警戒レベルはその状況に応じ、以下の5段階で発表、発令されます。

警戒レベル区分	警戒レベルに対応する 気象情報、避難情報区分	左記の発表者、発令者
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等	気象庁
警戒レベル3	「高齢者等避難」発令	市(災害対策本部)
警戒レベル4	「避難指示」発令	市(災害対策本部)
警戒レベル5	「緊急安全確保」発令 災害発生情報 実際に災害発生が把握した時	市(災害対策本部) ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

3 避難基準

河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準の詳細を別途定める。

警戒 レベル	避難情報	避難情報発令の基準となる防災気象情報等	
		洪水等に関する情報	土砂災害に関する情報
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 次の河川で氾濫発生情報の発表 <ul style="list-style-type: none"> ア 重川(重川赤尾堰堤下観測所) イ 日川(日川葡萄橋観測所) 大雨特別情報(浸水害)の発表 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で警戒レベル5相当の「災害切迫(黒色)」がまとまって出現 河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 堤防の決壊・越水を確認したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別情報(土砂災害)の発表 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で警戒レベル5相当の「災害切迫(黒色)」がまとまって出現 近隣市町村において土砂災害が発生したとき。 近隣市町村において土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき(山鳴り、流木の流出、斜面崩壊等)
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 次の河川で氾濫危険情報の発表 <ul style="list-style-type: none"> ア 重川(重川赤尾堰堤下観測所) イ 日川(日川葡萄橋観測所) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で警戒レベル4相当の「危険(紫色)」が出現 破堤につながるような漏水等を確認したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報の発表 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で警戒レベル4相当の「危険(紫色)」が出現 近隣市町村において前兆現象の発見があったとき。(斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)

3	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・次の河川で氾濫警戒情報の発表、又は氾濫注意水位に到達したとき（補足1） ア 重川（重川赤尾堰堤下観測所） イ 塩川（新塩川橋観測所） ウ びんぐし川（穴田橋観測所） エ 日川（日川葡萄橋観測所） ・洪水警戒の発表 ・洪水キキクル（洪水警戒の危険度分布）にて警戒レベル3相当の「警戒（赤色）」が出現 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）の発表 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で警戒レベル3相当の「警戒（赤色）」が出現 ・土砂災害警戒区域等付近において前兆現象の発見があったとき。（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
---	------------	---	--

（補足1）山梨市内には、現在、水位周知河川として重川、日川が県に指定されている。さらに、市内にはその他の河川にも県が設置した水位観測所が塩川（新塩川橋観測所）、びんぐし川（穴田橋観測所）の2つがあり氾濫注意水位等が設定されている。

第2 避難の指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
市長（指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（指示）	〃	市長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）（指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な指示を行うものとする。

（1）市長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立ち退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事に報告を行う。

（2）知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

（3）水防管理者（市長）の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管

理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、日下部警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、日下部警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

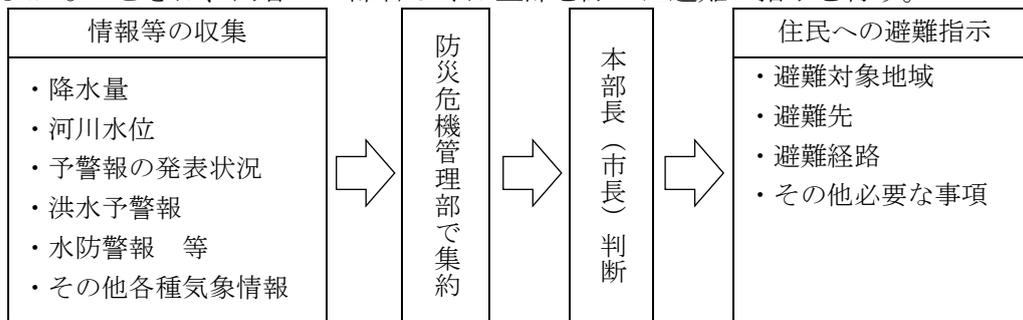
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

3 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。



4 避難指示の伝達方法

- (1) 市長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

5 「高齢者等避難」の発令

高齢者・障害者等の避難行動要支援者は、指定避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により避難指示を発令する前に「高齢者等避難」を発令し、災害危険地域等にいる避難行動要支援者を速やかに避難させるものとする。

第3 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

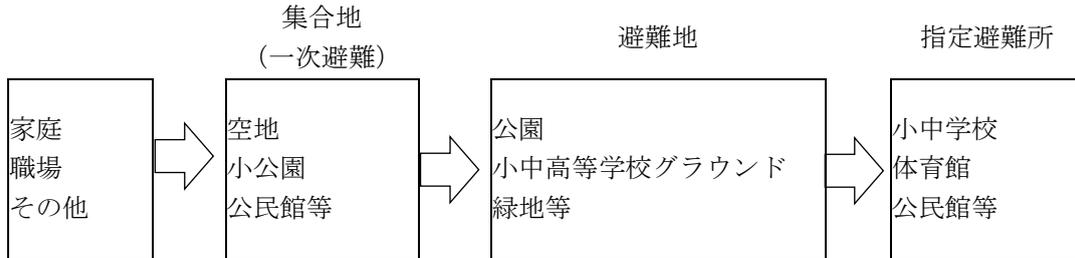
3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第4 避難場所の定義等

1 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従ってするものとする。



第5 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

なお、この計画の作成にあたって、県の指導を求めるものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 集合地・避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
- (10) 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

2 避難場所の選定基準等

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの

- (1) 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は、6㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水などの危険のおそれがない所とする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- (7) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (8) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努めるものとする。
- (9) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (10) 市は、指定避難所等に老朽化等の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 指定避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設と協定を締結しているが、十分な施設を確保するため、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用

具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

4 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第6 避難の方法

1 避難の誘導

住民が安全、迅速に避難するため、消防団等の協力を得て、自主防災組織（自治会）単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、要所に誘導員として各自主防災会の避難誘導班及び消防団員を配置し、また、夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者や外国人等の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

なお、被害の状況によって市外への避難が最善と判断できるときは、市外の安全な場所に避難するものとする。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された一時・広域避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、特に風水害発生状況下においては、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも選択肢とする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第7 避難所指定避難所の開設及び運営

1 指定避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため指定避難所を開設する。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
- (3) 上記(2)によっても不足する場合には、市内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等により開設するものとする。
- (4) 災害の状況により、市内での処理が困難の場合は、応援協定に基づき協定締結市等へ収容を委託するものとする。
- (5) 市長は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

2 指定避難所の管理運営

(1) 指定避難所への職員派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに指定避難所に避難担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して指定避難所の管理運営にあたる。

(2) 「指定避難所運営組織」の設置

市は、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

(3) 指定避難所の管理運営の留意事項等

ア 市は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

イ 市は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、市は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。

ウ それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。

エ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等

必要に応じて、プライバシー確保・保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

オ 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

カ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ク 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

サ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

シ 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ス 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

セ 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

資料編 ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(4) 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

第8 要配慮者対策

指定避難所開設時には、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、特に、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者や妊産婦・新生児については、状況に応じて指定避難所の一面に福祉避難スペースを確保、また福祉避難所や妊産婦・新生児専用避難所を開設するものとする。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

福祉避難所の開設、運営は、協定を締結している社会福祉施設の協力を得て行うものとする。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

第9 防災対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第10 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項及び第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施する。

第11 孤立集落への対応

市は、災害等による孤立予想地区をはじめ、孤立のおそれがある地区に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話の配備やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第12 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第13 市外への避難

市内避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に市外避難所への避難を要請する。

第14 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、警察、鉄道管理者等と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、市、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時的な避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、協定を締結している事業者のほか、関係各機関が連携して、必要に応じて、滞在場所を確保し、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護するとともに、対象者が多数の場合は市庁舎等公共施設の利用に努める。

なお、滞在場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第15 被災動物等救護対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡東保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、峡東保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、指定避難所を設置した場合、峡東保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- (2) 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第16 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第18節 医療・保健対策【防災危機管理課、健康増進課】

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 指定医療救護所の設置

医療の万全を期するため、健康増進部健康増進班は、市災害対策本部の指示により、医療救護所設置マニュアルに基づきあらかじめ指定した場所に医療救護所の設置を行う。

応急医療は、市内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班の出動を要請し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。また、新型コロナウイルス感染症を考慮した診療・検査体制及び新型コロナウイルス患者を含む感染症発生時の対応を構築しておく。

市災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

1 設置基準

- (1) 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- (2) 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- (3) 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- (4) 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- (5) 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

2 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- (1) 特に被害の甚大な地域
- (2) 傷病者が多数見込まれる地域
- (3) 医療施設の稼働率の低い地域
- (4) 傷病者が集まりやすい場所
- (5) 二次災害を受けにくい場所
- (6) 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- (7) ライフラインの確保しやすい場所
- (8) トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所

（9）搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

医療救護所設置時の留意事項
①被災傷病者の発生及び避難状況
②医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
③被災地の医療機関の稼動状況
④医療資器材、水、非常用電源等の確保の見直し
⑤搬送体制、情報連絡体制の確保の見直し

3 医療救護所の役割

- （1）傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- （2）軽症患者の受入れ及び処置
- （3）中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

4 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を市防災行政無線、広報車、山梨市防災アプリ、市ホームページ・SNS等を活用して地域住民に周知する。

第3 臨時（仮設）医療救護所の設置

市災害対策本部は被災情報を収集し、被害状況に応じ臨時（仮設）医療救護所を設置する。

第4 医療救護所の周知

医療救護所の設置後、速やかに設置内容について管轄保健所に報告するとともに、設置について市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、指定避難所への掲示、Lアラート（災害情報共有システム）、標識等により被災者に周知する。

第5 医療救護班の派遣要請

市医師会及び市薬剤師会に対して医療救護班の派遣を要請する。

市は、市医師会等からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合、速やかに地区医療救護対策本部（保健所）を通じ県医療救護対策本部（医務課）へ医療救護班の派遣を要請する。

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療救護スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

本市の属する峡東地区における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院は、別図のとおりである。

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

第7 災害時の保健活動体制

災害発生時には、統括的保健師を定め、保健活動の総合調整及び対外窓口を担当すると共に、各課に所属する保健師を統括し、山梨県「災害時における保健師活動マニュアル」に基づく保健活動を行う。活動にあたっては、災害対策本部との連絡調整を密に図り実施する。

第8 被災者の心のケア対策

災害による被災者のストレスケア等のため、市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）または「心のケアチーム」への支援を要請する。

第9 特殊医療対策

災害時において、人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者や周産期医療を必要とする患者など、医療の中断が生命に影響する患者及び乳幼児、妊産婦、寝たきりの高齢者、障害児者等の要配慮者の対応については、「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」及び「災害時における保健師活動マニュアル」に基づき医療救護活動を行う。

第10 歯科医療対策

市は、地区医療救護対策本部（保健所）の協力を得て、歯科医療救護活動を行う。

- 1 情報の収集・提供
診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。
- 2 診療体制の確保
必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。
- 3 歯科保健対策
歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、指定避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第11 精神保健医療対策

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動を行う。なお、各活動は、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、地区医療救護対策本部を通じて県医療救護対策本部（健康増進課）から情報の収集を図るものとする。

第12 被災傷病者等の搬送体制の確保

- 1 緊急搬送の対象
 - (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
 - (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資機材、医薬品、食料等を含む。）

（3）医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

（1）搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 消防防災ヘリコプター
- オ ドクターヘリ

（2）搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

（3）搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、日下部警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

（4）搬送先

東山梨消防本部は、県医療救護対策本部（医務課）から各医療機関等の患者受入れ情報を入手するほか、直接医療機関に照会して負傷者を収容する医療機関を確保し、搬送する。

ただし、負傷者数や負傷の程度により、県内の医療機関に搬送先が見つからない場合、医療機関は、市災害対策本部又は峡東地区医療救護対策本部（峡東保健所）へ広域搬送を要請することができる。

第13 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- （1）震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- （2）死傷病者の発生状況
- （3）住民の避難状況（場所、人数等）
- （4）医療機関の被害、診療・収容能力
- （5）医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- （6）被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- （7）出動可能な医療救護班の数、配置
- （8）関係機関との連絡先・連絡方法の確認

- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 指定避難所等の生活、保健、医療情報

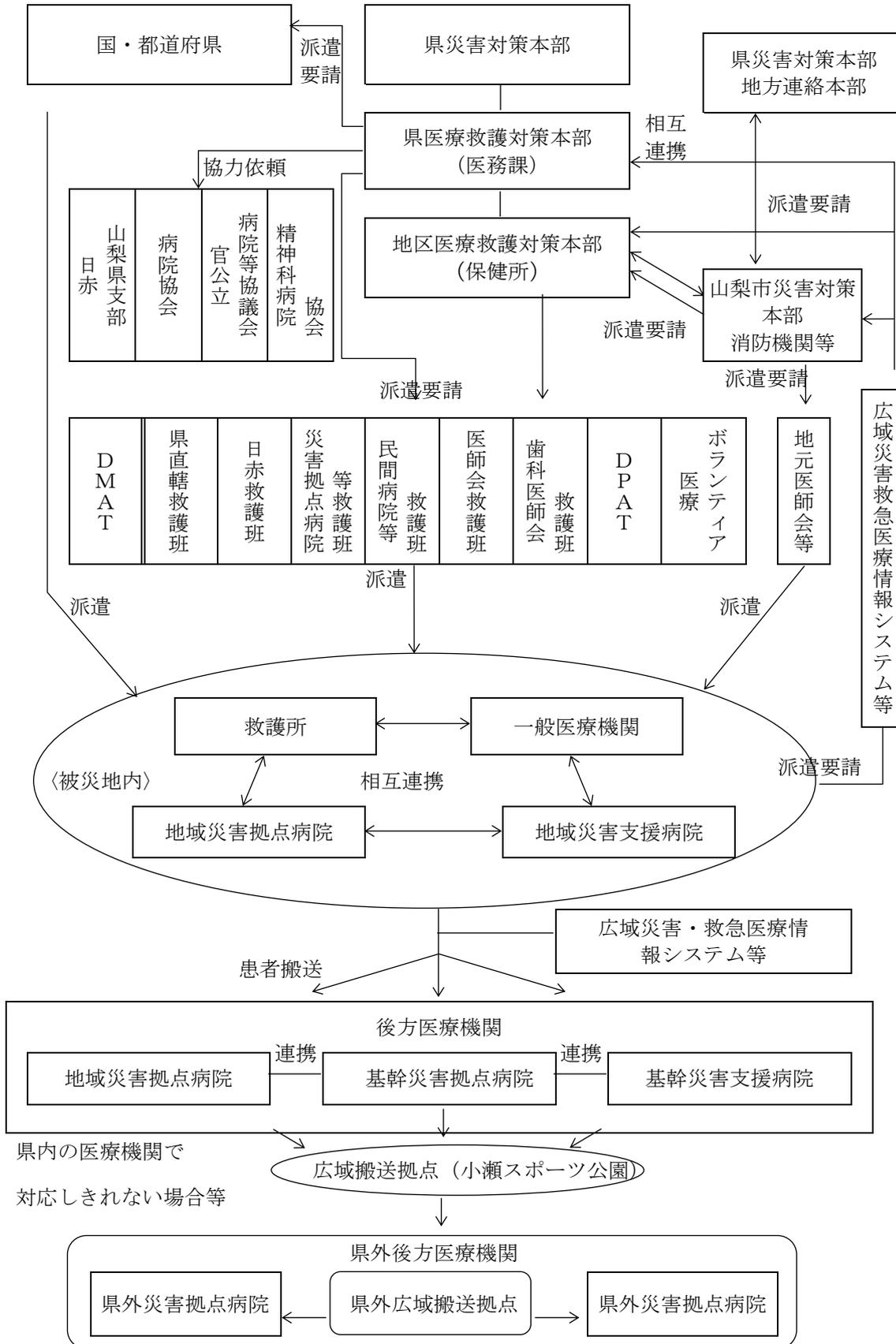
資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

2 災害医療情報の提供

- (1) 市（健康増進部健康増進班）は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。
 - ア 診療可能な医療機関の情報
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等
 - イ 医療救護所等に関する情報等
医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等
- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。
 - ア 被災入院患者の氏名
 - イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
 - ウ 診療機能に関する情報全般
- (3) 市は大規模災害発生時に峡東保健所に設置される地区医療救護対策本部に対し、把握した被災地の情報、市民に提供した情報等を提供する。

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



3 情報収集・提供

災害医療情報等の収集及び提供は、山梨県広域災害・救急医療情報システム、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、電話回線・携帯電話、インターネット等多様な方法を活用し、行うものとする。

なお、聴覚障害者に対しては山梨市防災アプリ、市ホームページへの掲載やチラシの配布・掲示、視覚障害者に対しては点字や音声コードを使用したチラシの配布等を検討する。

第14 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

災害拠点病院等医療機関一覧

基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	電話:(055)253-7111 FAX:(055)253-8011	566

基幹災害支援病院

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東 1110	電話:(055)273-1111 FAX:(055)273-7108	578
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	電話:(0555)72-2222 FAX:(0555)73-1385	239

地域災害拠点病院（峡東地域）

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
山梨厚生病院	山梨市落合 860	電話:(0553)23-1311 FAX:(0553)23-0168	283
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場 47-1	電話:(055)262-2185 FAX:(055)263-5985	146

地域災害支援病院(峡東地域)

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
加納岩総合病院	山梨市上神内川 1309	電話:(0553)22—2511 FAX:(0553)23—1872	155
塩山市民病院	甲州市西広門田 433—1	電話:(0553)32—5111 FAX:(0553)32—5115	155
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼 950	電話:(0553)44—1166 FAX:(0553)44—2906	32
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平 302—2	電話:(0553)35—2025 FAX:(0553)35—4434	22
富士温泉病院	笛吹市春日居町小松 1177	電話:(0553)26—3331 FAX:(0553)26—3574	78
甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場 2031	電話:(055)262—3121 FAX:(055)262—3727	180
石和温泉病院	笛吹市石和町八田 330—5	電話:(055)263—0111 FAX:(055)263—0260	119
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬 623	電話:(055)263—3131 FAX:(055)263—3136	98
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井 1745	電話:(0553)47—3131 FAX:(0553)47—3434	104

近隣の民間病院等

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
日下部記念病院	山梨市上神内川 1363	電話:(0553)22—0536 FAX:(0553)22—5064	282
山梨リハビリテーション病院	笛吹市春日居町小松 855	電話:(0553)26—3030 FAX:(0553)26—4569	130
春日居サイバーナイフ・リハビリ病院	笛吹市春日居町国府 436	電話:(0553)26—4126 FAX:(0553)26—4366	200

第19節 防疫対策【総務課、防災危機管理課、健康増進課、環境課】

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

健康増進部健康増進班、環境部生活環境班及び上下水道部上水道管理班は、防疫組織を編成し、峡東保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

（1）感染症の病原体に汚染された場所の消毒

環境部生活環境班は、法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

（2）ねずみ族、昆虫等の駆除

環境部生活環境班は、法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

（3）物件に係る措置

環境部生活環境班は、法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

（4）生活の用に供される水の供給

上下水道部上水道管理班は、法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

健康増進部健康増進班は、感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、多数の避難者を収容するため、また、応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。健康増進部健康増進班は、指定避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携するよう努めるものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、山梨市防災アプリ、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV等による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

- (1) 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。
- (2) 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、峡東保健福祉事務所の協力を得て、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資機材及び薬剤

1 防疫用資機材

資機材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

薬剤は環境部生活環境班及び上下水道部上水道管理班において適当量を備蓄し、不足する場合は、県に斡旋要請を行うか、市内取扱業者から緊急調達するものとする。

なお、散布については、自主防災会の協力を得て行うものとする。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市から緊急調達する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

第20節 食料供給対策【防災危機管理課、観光課、農林課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

- 1 炊き出しの対象者
 - (1) 指定避難所に収容した者
 - (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し炊事の方途のない者
 - (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者
- 2 供給品目
供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。
- 3 供給の数量
1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり200玄米グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。
 - (2) 乳児及び幼児用粉乳
乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局等から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

- 1 事前措置
市は、食品の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。また、アレルギー、腎疾患、透析患者、糖尿病、高血圧等食事制限のある被災者にも供給できるよう計画するものとする。
- 2 米穀の確保
市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、市で備蓄するアルファ化米を速やかに供給する。必要な供給量に不足を生じた場合には、次により調達を行う。
 - (1) 市内の米穀販売業者から購入する。
 - (2) 協定締結市に必要量の米穀の供給を依頼する。
 - (3) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省総合食料局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省総合食料局長に対し、所定の文書をもって緊急引渡しの要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者の食料は、市で備蓄するアルファ化米、乾パン等を速やかに供給する。状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者、また、商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また、寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

第4 食料集積所の確保

- 1 他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を資料編掲載の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。
- 2 当該施設に搬送された救援食料等は、農林部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。
なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

第5 炊き出しの実施

- 1 炊き出し場所
炊き出しのための施設は、学校給食センターの共同調理場等調理設備を有する施設を必要により利用するものとする。
また、状況によっては各指定避難所で炊き出しを実施する。
- 2 炊き出し従事者
炊き出しの従事者は、市学校給食共同調理場職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう山梨市防災アプリ、市ホームページ、広報紙等を通じて広報を実施する。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第21節 生活必需物資等救援対策【防災危機管理課、商工労政課】

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、市は県、関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 必要物資の把握

市は次により被災者ニーズの把握を行うものとする。この場合、電話、市防災行政無線若しくは山梨市防災防犯メールを活用し、迅速かつ正確に行うよう努める。

- (1) 指定避難所における被災者ニーズについては、指定避難所管理職員が状況及び避難者の意見等から把握し、防災危機管理部防災危機管理班へ報告する。
- (2) 自宅等に滞在する被災者のニーズについては、各地区区長（自主防災会長）が情報を収集し、防災危機管理部防災危機管理班へ報告する。
- (3) 防災危機管理部防災危機管理班は、これらのニーズを集約し、必要品目、数量等を勘案し、商工労政部商工労政班職員に対して市備蓄物資の供給を、観光部商工班に対して市内取扱業者等からの調達を指示する。

4 生活必需品等の確保

- (1) 市備蓄物資の提供

市は、備蓄している毛布等の生活必需物資を速やかに提供する。

(2) 市内業者等からの調達

市は、商店あるいはフルーツ山梨農業協同組合、山梨市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(3) 応援協定に基づく調達

上記(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(4) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 市及び県は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

キ 市は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。なお、地域内輸送拠点の開設に当たっては、県が開設する広域物資輸送拠点との連携に配慮するものとする。

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

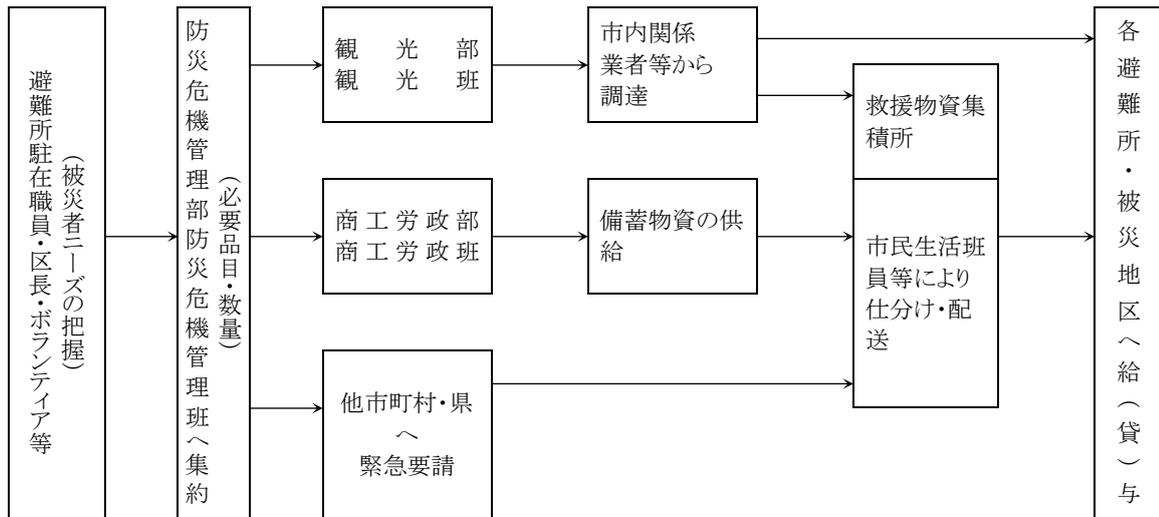
第3 救援物資集積所の確保

1 県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を資料編掲載の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

2 当該施設に搬送された救援物資等は、商工労働部商工労働班職員の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

生活必需品等の供給フロー



第4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第22節 飲料水確保対策【総務課、防災危機管理課、上下水道課】

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 水の確保方法

市は、次により応急給水用飲料水の確保をする。

- (1) 配水池等構造物（拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等）
- (2) 震災対策用貯水タンク…耐震性貯水槽等、防災部局と連携して整備
- (3) 予備水源（地下水や湧水の確保等（含む民間水源等））
- (4) 住民の備蓄
- (5) 協定締結市、県等から調達

2 必要給水量

給水は、一人一日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水方法

市は、次により応急給水を実施する。

- (1) 近隣の水道から給水車、給水タンク車を用いて被災者救護所、救急病院、給食提供所等緊急性の高い所から優先して運搬給水を実施する。
- (2) 指定避難所等での拠点給水を実施する。
- (3) 仮設給水栓、仮設配水管による給水を実施する。
- (4) 溜水、河川水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

4 応急給水資機材

市は、市で備蓄する次の資機材等により応急給水を実施する。不足する場合は、峡東保健所、協定締結市等に要請を行うものとする。

- (1) 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- (2) 小型発電機
- (3) 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- (4) ろ水機

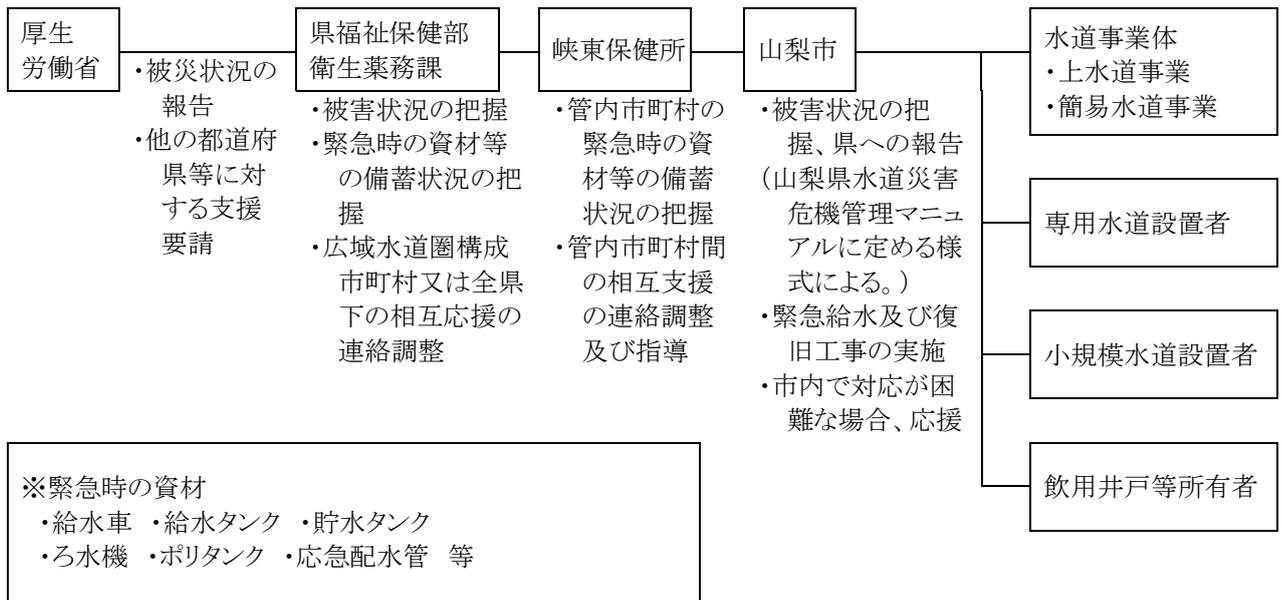
応急給水用資機材保有状況

	給水タンク 積載車	給水タンク	応急給水コンテナ	ポリタンク	ポリ袋
山梨市役所	1台	1.0 m ³ ×1基 0.5 m ³ ×1基 0.3 m ³ ×1基	1000ℓ×3台	20.0ℓ×10 個	10.0ℓ×100 枚
牧丘支所	1台	1.0 m ³ ×1基	—	—	—
三富支所	—	—	—	—	—

注 上記のほか、浄水器 48 台が 30 か所の防災倉庫に備蓄されている。

水道関係災害報告ルート

・自衛隊の出動要請



給水時の留意事項

- ① 給水の優先順位
給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。
- ② 要配慮者への配慮
一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

- 2 応急復旧後の検査
配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

- 1 被害状況等の把握
上下水道部各班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。
被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。
- 2 応急復旧活動の実施
応急復旧にあたっては、被害の状況により給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な作業を進めるものとする。
 - (1) 送・配水管路
管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。
また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。
 - (2) 給水装置
給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止などの応急処置を行う。

第5 広報の実施

- 市は給水を行う場合、混乱が生じないように、次の事項について分かりやすく間違いのないように広報する。
- 1 断水時の広報
水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、山梨市防災アプリ、市ホームページ、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、広報車等により断水状況、復旧見込み、また、水質についての注意事項等の広報を行う。
 - 2 応急給水実施時の広報
応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、広報車等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また、浴槽等に風呂水の汲み置きするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第23節 応急教育対策【防災危機管理課、学校教育課】

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ、応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき。	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき。	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき。	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で融通する。
- (2) 近隣校との融通を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、（1）から（3）までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に確実に伝える。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとる。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名以上の教職員を必ずつけて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また、保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に指定避難所が開設された場合、校長は市及び教育委員会との事前協議に基づき指定避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

山梨市学校給食センター、あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、速やかに応急処置を行い学校給食の再開に努める。この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

- 1 他の給食施設・設備の活用対策について
- 2 給食物資及び作業員の確保対策について
- 3 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- 4 パン供給不能の際の米飯給食の計画について
- 5 伝染病及び食中毒の予防対策について
- 6 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

第5 学用品等の確保

市（学校教育班）は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、被害の実情に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供クラブ等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 災害に対する児童・生徒等の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼称して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第8 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第24節 廃棄物処理対策【総務課、防災危機管理課、環境課】

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

なお、市は、自らが被災自治体になることを想定し、平常時、応急対応時、復旧・復興時における、処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画をもとに、災害時に備えるものとする。

第1 基本的事項

1 災害廃棄物処理の考え方

市及び県は、災害時に発生する災害廃棄物処理における基本方針を災害廃棄物処理計画として平時から定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることとする。

災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により、災害廃棄物を処理する。

- (1) 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市が処理責任を有しているため、市が処理の主体となることを基本とする。
- (2) 災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。
- (3) 早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

2 時期区分の考え方

山梨県災害廃棄物処理計画では、県並びに市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理する。

- (1) 平時（災害発生前）：災害の発生に備える期間
- (2) 初動準備対応（災害発生前）：災害の発生が予見できる場合（風水害等）において初動対応を準備する期間
- (3) 初動対応（発災後数日）：人命救助が優先される期間
- (4) 応急対応（～3月程度）：避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する期間
- (5) 復旧・復興（～3年程度）：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

※発災後の期間は目安であり、災害規模や内容によって異なる。

3 市及び県の役割

- (1) 市の役割
 - ア 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、市が主体となり処理を実施
- (2) 県の役割
 - ア 被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援
 - イ 県内における処理全体の進捗管理
 - ウ 市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

災害廃棄物処理における市及び県の行動内容

	市町村等		県
	体制整備	廃棄物処理	
平時	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 協力・支援体制の整備 職員の教育訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の強靱化 し尿・避難所ごみ対策の検討 処分方法の検討（災害廃棄物発生量の推計） 収集運搬体制の検討 仮置場の検討 住民等への啓発・広報 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 関係機関との連絡体制の整備 協力・支援体制の整備 職員の教育訓練 収集運搬体制の整備 仮置場候補地のリスト化（県有地） <p>取組状況の把握</p>
初動準備対応	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の安全性の確認 仮置場の事前準備 住民への広報の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の確認 関係機関との連絡体制の確認 市町村等の準備状況の把握 <p>国への報告</p>
初動対応・発災後数日	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備・被害状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> し尿・避難所ごみの処理 災害廃棄物の発生量の推計 仮置場の設置及び住民等への周知 収集運搬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 連絡体制の整備 関係機関等との調整 支援体制の整備 市町村間の調整支援 <p>情報収集・ニーズの把握</p> <p>国への報告</p>
応急対応・発災後3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携した体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処分方法の検討 災害廃棄物処理実行計画の策定 仮置場の管理・運営 環境対策・環境モニタリング 損壊家屋等の撤去・解体 県への事務委託の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な組織体制の整備（国、他都道府県） 市町村より事務委託を受けた場合の仮置場設置の検討・調整 <p>情報収集・ニーズの把握</p> <p>国への報告</p>
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理及び進行管理 仮設処理施設の設置判断 災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理実行計画に基づく処理の進捗管理

4 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。

災害時に発生する廃棄物

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ(容器包装ごみ、ダンボールなど)
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害廃棄物	災害により家具や家電等の家財が廃棄物となった「片づけごみ」と損壊家屋の撤去等に伴い排出される「解体廃棄物」

出典：「災害廃棄物対策指針」

災害廃棄物の種類

種類	内容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。
小型家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。
その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボード等

出典：「災害廃棄物対策指針」

5 処理方法

- (1) 可燃ごみ・不燃ごみは、下表のごみ処理施設等で処理する。
- (2) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（山梨県環境・エネルギー部 環境整備課あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理対象物
甲府・峡東クリーンセンター	笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1	(055) 266—7744	369 t / 日	可燃

第2 平常時の対応

1 協力・支援体制の整備

市は、平時から、近隣市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。一般廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の強靱性の確保や補修体制整備を実施する。

また、平時から一般廃棄物処理に係る災害時のBCP（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、再稼働に係るマニュアルの作成に努める。

2 被害状況等の把握

災害発生後、環境部は速やかにごみ処理施設等の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

3 収集方法

(1) 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、委託・許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(2) 収集場所は指定のごみ収集停留所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、行政区（地区）等に協力を依頼する。

4 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

5 し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理

市は、災害廃棄物処理だけでなく、し尿や避難所ごみ、生活ごみの処理が継続的かつ確実に実施されるよう、次の表2. 3及び表2. 4に示す推計方法により発生量を把握し、し尿や避難所ごみ等の処理を事前に検討する。

災害廃棄物(し尿)収集必要量の推計方法

し尿収集必要量(L)	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	指定避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×(汲取人口/総人口)	
	汲取人口	⑥計画収集人口

⑤断水による仮設トイレ 必要人数	[水洗化人口－避難者数×(水洗化人口/総人口)]×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)
	⑧総人口 上水道支障率 1/2	水洗化人口＋非水洗化人口 地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県の直近年度の値を用いる	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

出典：「災害廃棄物対策指針第3編資料編技術資料14-3」

災害廃棄物(避難所ごみ)発生量の推計方法

避難ごみ発生量	避難者数(人)×収集実績に基づいた発生原単位(g/人・日)
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去10年間の山梨県1人1日当たりに家庭から排出する生活ごみの量(※)の平均値(※※)を用いる。 ※生活ごみの量＝家庭系ごみ搬入量/人口/日数 ※※平均値＝681g/人・日(H21～H30)

出典：「災害廃棄物対策指針第3編資料編技術資料14-3」
「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

ごみ処理施設等

施設名	所在地	電話番号	処理能力	備考
山梨市環境センターストックヤード	山梨市南 2160	0553-23-1555	中間置場 延床 610 m ²	
甲府・峡東クリーンセンター	笛吹市境川町寺尾 1440-1	055 - 266 - 7744	約 369t/日	

6 仮置場の選定

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、避難所のうち避難が完了した公共用地の中らごみの仮置場を確保し、収集したごみを集積する。仮置場を選定する際には、次に掲げる点に留意して選定する。

なお、仮置場については定期的な消毒を行うなど、衛生面の管理に留意する。

仮置場の選定条件

- ①他の応急対策事業に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④飛散防止、安全管理が容易なこと。
- ⑤中長期の使用ができること。

⑥再利用・焼却等の搬出に便利なこと。

7 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、市防災行政無線や広報車、山梨市防災アプリ、市ホームページ・SNS等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

第3 災害廃棄物発生量の推計

市は、次の事項を踏まえ、次に示す災害種別ごとの災害廃棄物の推計方法を基に災害廃棄物発生量を把握し、処分方法を検討する。

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、概ね次のとおりである。

区分	算出基準
し尿処理量の算出基準	し尿収集必要量(リットル/日) = (仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) × 発生源単位(1.7リットル/人・日)
がれき発生量の算出基準	<p>がれき発生量(t) = 被害棟数(棟) × 1棟当りの平均床面積(m²) × 発生源単位</p> <p>※被害区分:全壊、半壊、焼失</p> <p>平均床面積:全壊・半壊 木造127m²/棟 鉄筋1,454m²/棟 鉄骨281m²/棟 その他102m²/棟</p> <p>焼 失 木造127m²/棟 非木造322m²/棟</p> <p>がれき発生源単位:全壊・半壊 木造0.696t/m² 鉄筋1.107t/m² 鉄骨0.712t/m² その他0.696t/m²</p> <p>焼 失 木 造0.696t/m² 非木造 0.805t/m²</p>

第4 発災後の災害廃棄物対応（初動対応）

1 組織体制の確立

職員の安否情報、参集（見込）状況を踏まえ、平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

2 被害状況等の情報収集

被害状況の把握を行うため、情報を関係者から収集し、随時、県へ報告する。

3 協力・支援の要請

市は、被害状況を踏まえ、自衛隊・警察・消防、国等、未被災市町村、民間事業者等及びボランティアへの協力要請を検討する。

4 災害廃棄物の処理

市は、災害廃棄物処理計画において平時に検討した内容に基づき、次の対応を行う。

(1) し尿・避難所ごみ・生活ごみ

仮設トイレ及びし尿処理体制の整備を行う。また、避難所ごみの推計及び処理体制の整備を行う。

し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
山梨市環境センター し尿処理場	山梨市南 2160 番地	0553-23-1555	45kl/日

(2) 災害廃棄物の発生量の推計

仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のため、推計を行う。

(3) 仮置場

被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとに一次仮置場の必要面積を算出し、仮置場を開設する。

(4) 収集運搬

平時に検討した内容をもとに災害廃棄物の収集運搬体制を整備する（人員、車両、ルート）。

(5) 住民等への周知

仮置場について、期間、場所、受入可能（禁止）品目、分別等を明確にしたうえで、住民等への周知を行う。

5 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、死亡獣畜取扱所で処理するものとする。

6 降灰除去等

(1) 市は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町村、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰に係わる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

(3) 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。

(4) 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

(5) 鉄道事業者（東日本旅客鉄道（株））は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第5 発災後の災害廃棄物対応（応急対応）

1 災害廃棄物の処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

市は、災害廃棄物の処理はスピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。

2 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、必要に応じて、平時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

3 環境対策・モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、住民等へ情報の提供を行う。

4 損壊家屋等の撤去・解体

損壊家屋等の撤去・解体は、原則として、所有者が行う。一方で、市は、災害の規模に応じ公費解体の実施の要否を判断する。

第6 発災後の災害廃棄物対応（復旧・復興）

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、随時、進行管理を行う。

また、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、次の事項を検討する。

- (1) 被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
- (2) 災害廃棄物処理実行計画の見直し
- (3) 仮設処理施設設置の要否

第25節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画【防災危機管理課、建設課】

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたるものとする。

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する罹災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

ア 特定の資産のない失業者

イ 特定の資産のないひとり親家族

ウ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者

エ 特定の資産のない勤労者

オ 特定の資産のない小企業者

カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること。

第3 応急仮設住宅の設置場所

1 建設予定地

市は、資料編に掲載のとおり、すでに仮設住宅の建設候補地を選定している。災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地の中から適切な場所に、かつ迅速に建設するものとする。

災害の状況により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、他の建設用地を選定するものとするが、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合には私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議のうえ選定するものとする。

建設用地の選定条件

- ① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③ 被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

資料編 ・ 応急仮設住宅建設候補地一覧

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、市内建設業者に委託して仮設住宅の建設又は応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県災害対策本部、県建築住宅課を通じて（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事務協会の協力を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅への入居

市は、山梨市営住宅設置及び管理条例（平成17年条例第122号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急処理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を設け、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

市は、県から民間賃貸住宅の情報を収集し、自らの資力で住宅を得ることができる被災者へ情報提供を行う。

第7 広報の方法

応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

- 1 市防災行政無線、山梨市防災防犯メール
- 2 山梨市防災アプリ、市ホームページ
- 3 CATV
- 4 市役所本庁舎、牧丘支所、三富支所、各指定避難所等への掲示

第8 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第9 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第26節 救出計画【防災危機管理課】

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行き、知事から委任されたときは知事の補助機関として市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

地震等災害の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 救出活動

(1) 救出活動は、市職員及び消防団が、保有する救出資機材等を活用して実施し、自主防災会等に協力を依頼する。

なお、市は、民生・児童委員、区長、自主防災会等の協力を得て、平常時より妊産婦、乳幼児、寝たきりの高齢者、身体障害者等要配慮者の所在及び要配慮者の状況把握に努め、災害時に備えておくものとする。

(2) 必要に応じて東山梨消防本部山梨消防署、日下部警察署に協力を要請するとともに、緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療・保健対策」の定めるところにより実施する。

2 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、協定締結市から必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧 ・ 大規模災害等発生時における相互援助に関する協定書(県内13市) ・ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ・ 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防等の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第5 孤立地区対策

市内において孤立地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合には、次の措置をとるものとする。

1 県への報告

孤立地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合には、孤立地区や関係道路等の被害に関する情報を県に報告するとともに、状況に応じて応援を要請する。

2 必要物資の確保

孤立地区内の住民の人数、季節等を勘案し、必要な食料、飲料水、生活必需物資等を確保する。物資の不足が予想される場合、長期化が想定される場合等には、陸路、空路等あらゆる手段を活用し、物資の供給を行う。

3 情報通信体制の確保

市は、孤立地区が発生した場合には、孤立地区との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。電話線等の切断により、有線電話が途絶した場合には、携帯電話等による通信の確保に努める。

4 救出・救助の実施

地区住民の救出・救助の必要が認められる場合には、陸路、空路あらゆる手段を活用し、行うものとし、空路による実施が必要なときは、県に対して消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請依頼を行うものとする。

5 道路応急復旧

通行が不能となっている市道については、建設業者等の協力を得て道路の応急復旧を実施する。また、市管理以外の道路については、関係道路管理者に被害の状況を報告し、速やかな応急復旧の実施を要請する。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画【防災危機管理課、健康増進課】

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、捜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の捜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の捜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市役所・各支所に設置される住民相談窓口にて行い、日下部警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録した書面で日下部警察署に通知し、書面による通知が困難な場合には、電話等により連絡する。

2 捜索活動

捜索活動は、市職員、消防団のほか日下部警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、自主防災会等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の捜索中に死体を発見したときは、市本部及び日下部警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 捜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

(1) 死体の検案は、原則として健康増進部が医療機関に依頼し実施する。

(2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び市救護班による検案を終えた死体は、本部長が開設する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

日下部警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイスなど必要機材を確保する。死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

なお、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、協力を依頼するものとする。

第5 埋・火葬

1 埋葬の実施基準

死体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。
- (3) 埋・火葬に付する場合は、埋葬台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式17））により処理するものとする。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 障害物除去計画【防災危機管理課、建設課】

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設部管理・土木班が担当し、市内建設事業者等に請負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また、半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合、又は放置された場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送対策」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また、河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また、住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとする。しかし、公有地が使用できない場合等には、所有者の承認を得て私有地を使用するものとし、その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第29節 生活関連事業等の応急対策【防災危機管理課】

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

1 電力事業者の措置

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 被害の発生が予想される場合 被害が発生した場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。) 東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 警戒宣言が発せられた場合 県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部及び支部を設置する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

イ 設備の予防強化

(ア)洪水等の被害を受けるおそれのある変電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

(イ)工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

ウ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合等には、適切な危険防止措置を講じる。

エ 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、山梨市防災アプリ、ホームページ上で災害状況を情報提供する。また必要に応じて、自治体との協力体制により防災無線にて周知する。

(ア)感電事故及び漏電による出火の防止

(イ)電力施設の被害状況、復旧予定等

オ 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

2 市の措置

山梨市防災アプリ、市ホームページ、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

- (1) 感電事故及び漏電による出火の防止
- (2) 電力施設の被害状況、復旧予定等

第2 電気通信事業施設応急対策（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

(1) 非常態勢の区分

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という）は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害等の発生が予想される場合
アクション	災害復旧体制 (注)	・災害等(被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等)が発生した場合 ・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援(機器の運搬・運用作業を含む)等に留まる場合(広域応援体制に至らないと判断する場合)
	第1非常態勢	・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害等(国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害)が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害等(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

(注) ドコモのみ

(2) 災害対策組織

東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）は非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

2 災害応急対策

(1) 災害時用公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、指定避難所に、罹災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。

(2) 携帯電話の貸出し

NTTドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には指定避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出し及び指定避難所での充電サービスに努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル（171）等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル（171）等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

資料編 ・ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所一覧

第3 ガス小売事業（旧簡易ガス）応急保安対策

1 ガス小売事業者の措置

(1) 特定製造所

ア 特定製造所に異常を認めたとき。

- (ア) 特定製造所のガス発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- (イ) 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
- (ウ) 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

イ 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

(2) 導管

ア 本支管及び供給管

- (ア) 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- (イ) 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

イ 屋外管・屋内管

- (ア) 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- (イ) 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

ウ 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

(3) 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

2 市の措置

(1) 警戒区域の設定等

漏洩、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部山梨消防署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。

(2) 広報の実施

市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

ア 使用再開にあたっての注意事項

イ コミュニティガス施設の被害状況、復旧予定等

資料編 ・ 市内簡易ガス事業者一覧

第4 液化石油ガス応急保安対策

1 液化石油ガス事業者の措置

(1) 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県LPGガス協会に「災害対策本部」を設置する。

(2) 応急対策

ア 関係機関との連絡

イ 一般消費者向け広報

ウ 応急復旧資機材の調達

エ 復旧要員の派遣

2 市の措置

(1) 警戒区域の設定等

漏洩、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部山梨消防署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、立入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。

(2) 広報の実施

市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

ア 使用再開にあたっての注意事項

イ 液化石油ガス施設の被害状況、復旧予定等

(3) 液化石油ガスの斡旋、供給要請

指定避難所への液化石油ガスの斡旋、供給等について、積極的な協力を要請するものとする。

第5 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに東山梨消防本部山梨消防署、日下部警察署、消防吏員に通報する。

（2）市の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部山梨消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めるときは、東山梨消防本部山梨消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

（1）製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

（2）市の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部山梨消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、東山梨消防本部山梨消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

（1）危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部山梨消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、東山梨消防本部山梨消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部山梨消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、東山梨消防本部山梨消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第6 郵便業務応急対策

日本郵便株式会社及び市内の郵便局は、郵便事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便はがき等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便はがき等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、指定避難所に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人

用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

被災者が、災害救助法が発動された市内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容とし東日本電信電話（株）が定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

第30節 民生安定事業計画【防災危機管理課】

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 対象世帯と支給額

支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

対 象	支 給 額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
中規模半壊世帯	—	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額(全壊、大規模半壊)		支給額(中規模半壊)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200万円	150万円	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)	50万円	37.5万円	25万円	18.75万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また、支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害に係る次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流失、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成28年1月1日より、県・市が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度を実施する。

1 適用要件

- (1) 対象となる自然災害
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- (2) 対象となる被災世帯
支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高に係わらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内(2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内(2年以内の据置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を定める	特別利率を適用する場合は市長その他担当の機関の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要
日本政策金融公庫甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付	災害復旧貸付		(1) 各融資制度の融資限度額に1災害 3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内(2年以内の据置期間を含む。) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市長その他担当の機関の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで

商工組合中央金庫甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金			定めなし	商工中金所定の利率。ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)			
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策融資 (経済危機・災害復旧関係)	中小企業者	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (1年以内又は2年の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (1年又は2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市長の発行する証明書が必要。

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保障に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

3 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む。)で、市長が被害を認定し、市からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内(個人・法人とも)
貸付利率	無利子(県・市・融資機関が負担) ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内(復旧資金は3年以内)
償還期限	5年以内(復旧資金は10年以内)
資金源	JA

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円(連合会 5,000 万円) 激甚災害の場合、農協 5,000 万円(連合会 7,500 万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の 50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年 6.5%以内又は年 5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で、政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	JA又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和6年12月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の 6/12 に相当する額
貸付利率	年 0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10 年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯 (原則官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅 200万円以内 事業開始 285万円 事業継続 143万円
貸付期間	7年以内 (6月以内の据置)	10年以内 (うち3年据置)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年3%	年1.0%(保証人がいる場合は無利子)
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	山梨市(県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。)	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、市は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続が1か所で行える体制整備に向けて検討する。

第11 住民、企業等への広報

上記の各種事業・制度等について、必要な住民や企業等が公平な利用を図る必要があることから、これらの内容について広報、CATV、山梨市防災アプリ、市ホームページ等を活用し、住民や企業等に対して広報に努める。

第12 労働力確保対策

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

1 労働力の確保

(1) 塩山公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

ア 幹旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者についてはあらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整理しておく。

(2) 市長は、塩山公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

2 災害応急対策求人について

市長又は防災関係機関の長は、塩山公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行うものとする。

(1) 職種別所要求人の数

(2) 作業場所及び作業内容

(3) 作業時間、賃金等の労働条件

(4) 宿泊施設の状況

- （5）必要とする期間
- （6）その他必要な事項

3 その他

- （1）これら災害応急対策に塩山公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。
- （2）塩山公共職業安定所長は、2の求人により応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について峡東地域県民センター所長と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第31節 災害ボランティア支援対策【防災危機管理課】

第1 災害ボランティアの受け入れ

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

さらに、市、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO、ボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第3 山梨市社協福祉救援対策本部（山梨市災害ボランティアセンター）の活動

市社会福祉協議会会長は、被災地での被災状況を把握のうえ、市災害対策本部と協議して、市社会福祉協議会を事務局とする山梨市社協福祉救援対策本部（山梨市ボランティアセンター）を設置する。

主な活動内容は、次のとおりである。

- 1 被災地外からのボランティア（個人・グループ）受け入れ窓口の設置運営
- 2 生活支援ニーズとボランティア活動のコーディネートやそのための具体的な取組み
- 3 救援ボランティア活動に関する情報の被災地外への発信
- 4 救援にあたるボランティア団体、企業・労組、NPO等とのネットワークづくり
- 5 福祉救援活動拠点、活動用備品・機材、スペース等の確保

第4 市の活動

市災害対策本部は、山梨市社協福祉救援対策本部（山梨市ボランティアセンター）の協力を得ながら、以下の活動に努める。

- 1 要配慮者等のニーズ把握、安否確認
- 2 相談窓口等による生活ニーズへの相談対応
- 3 被災者向けの生活支援サービスに関する情報提供
- 4 要配慮者への緊急在宅サービスの実施、提供（食事サービス、入浴サービス、外出介助、在宅補修サービス等）

- 5 ボランティアや近隣住民等と連携した生活支援活動の実施（民生児童委員地元ボランティア等との連携）
- 6 保健・医療・心理・保育・障害等の専門職と連携した生活支援活動のコーディネート業務
- 7 車いす用トイレ、入浴設備等、バリアフリー化への対応

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針【防災危機管理課、福祉課、健康増進課、商工労政課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課】

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と合わせて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画

- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画【防災危機管理課】

第1 計画の方針

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編別紙「東海地震に関する事前対策計画」をもって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう指示、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

注 指定行政機関：の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 地震災害 予防対策	ア 地震防災に関する組織の整備 イ 地震防災知識の普及及び教育 ウ 大規模な地震防災訓練の実施 エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検 カ 建築物等耐震対策の強化促進 キ 危険物等災害予防対策の推進 ク 地震防災応急計画の作成・指導 ケ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進 コ 大震火災対策の推進 サ アからコまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善
(2) 地震防災 応急対策	ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営 イ 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施 ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握 エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配 オ 避難の指示 カ 被災者の救助その他の保護 キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請 ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置 ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置 コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施 ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧 セ 広域一時滞在に関する協定の締結 ソ 他機関への応援要請 タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
(3) 地震災害 復旧対策	ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進 イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震災害 予防対策	<p>ア 地震防災に関する組織の整備</p> <p>イ 市及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</p> <p>ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援</p> <p>エ 大規模な地震防災訓練の実施</p> <p>オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検</p> <p>キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成</p> <p>ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進</p> <p>ケ 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>コ 地震防災応急計画の作成指導</p> <p>サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進</p> <p>シ 大震火災対策の推進</p> <p>ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善</p>
(2) 地震防災 応急対策	<p>ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営</p> <p>イ 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施</p> <p>ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握</p> <p>エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配</p> <p>オ 避難の指示</p> <p>カ 被災者の救助その他の保護</p> <p>キ 市長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出</p> <p>ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置</p> <p>ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置</p> <p>コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>サ 緊急輸送の確保</p> <p>シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施</p> <p>ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧</p> <p>セ 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>ソ 他機関への応援要請</p> <p>タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置</p>
(3) 地震災害 復旧対策	<p>ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進</p> <p>イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進</p>

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局 (甲府財務事 務所)	<p>ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示</p> <p>イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置</p>
----------------------------	--

	<p>(ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置 (イ) 手形交換の特例措置 (ウ) 休日営業の特例措置 (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置 (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置 (カ) 保険料支払の迅速化措置</p> <p>ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付</p>
(2) 関東農政局（山梨）	<p>ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置 イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導 エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備 オ 地震防災に関する情報の収集及び報告 カ 主要食料等の在庫状況把握</p>
(3) 関東森林管理局東京分局（山梨森林管理事務所）	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成 イ 民有林直轄治山事業の実施 ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給</p>
(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）	<p>ア 災害時における輸送実態調査 イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整 ウ 災害時における自動車の応援手配 エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導 オ 災害時における関係機関との連絡調整</p>
(5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）	<p>ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報 イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表 ウ 地震情報の発表と伝達 エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及 オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置</p>
(6) 関東総合通信局	<p>ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し オ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 キ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>
(7) 山梨労働局（山梨労働基準監督署）	<p>ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査 イ 事業場内労働者の二次災害の防止 ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予</p>

	エ 災害復旧工事における安全の確保
(8) 関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）	<p>一般災害編の記載事項のほか、災害対策として下記の事項を行う。</p> <p>ア 防災上必要な教育及び訓練</p> <p>イ 通信施設等の整備</p> <p>ウ 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>エ 官庁施設の災害予防措置</p> <p>オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>カ 水防活動、土砂災害防止活動</p> <p>キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>ク 災害時における復旧資材の確保</p> <p>ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄</p> <p>サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画</p> <p>(ア)地震防災応急対策に係る措置</p> <p>(イ)地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>(ウ)中央防災会議主事会議の申合せ</p> <p>(エ)大規模な地震に係る防災訓練</p> <p>(オ)地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>シ 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>(ア)初動体制の立ち上げ</p> <p>(イ)避難支援（住民等の安全確保）</p> <p>(ウ)被災状況等の把握</p> <p>(エ)被災者の救命・救助</p> <p>(オ)被害の拡大防止・軽減</p> <p>(カ)被災した地方公共団体支援</p> <p>(キ)被災者・避難者の生活支援</p> <p>(ク)施設等の復旧、被災地域の復興</p> <p>(ケ)強い揺れへの備え</p> <p>(コ)巨大な津波への備え</p> <p>ス 首都直下地震対策計画</p> <p>(ア)首都中枢機能の継続</p> <p>(イ)避難支援（住民等の安全確保）</p> <p>(ウ)所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>(エ)被災状況等の把握</p> <p>(オ)被災者の救命・救助</p> <p>(カ)被害の拡大防止・軽減</p> <p>(キ)被災した地方公共団体支援</p> <p>(ク)被災者・避難者の生活支援</p> <p>(ケ)施設等の復旧、首都圏の復興</p> <p>(コ)強い揺れへの備え</p> <p>(サ)巨大な津波への備え</p> <p>セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施</p>

4 自衛隊(東部方面特科連隊)

(1) 平素における準備	ア 防災関係資料の整備 イ 関係機関との連絡・調整 ウ 災害派遣計画の作成 エ 防災に関する教育訓練 オ その他 (ア)防災関係資機材の点検・整備 (イ)隊員の非常参集態勢の整備
(2) 災害派遣の準備	ア 地震災害警戒本部会議への参加 イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達 ウ 災害派遣初動の準備 エ 災害等情報の収集 オ 通信の確保 カ 要請等の確認及び派遣要領の決定
(3) 災害派遣の実施	要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
(4) 撤収及び撤収後の措置	

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社(甲府統括センター)	ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転 イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制(安全輸送の確保) ウ 災害警備発令基準に基づく警戒 エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測 オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げ カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
(2) 東日本電信電話(株)(山梨支店)、(株)NTTドコモ山梨支店	ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。 イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。 エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。 オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。
(3) 日本赤十字社(山梨県支部)	ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施 イ 応援救護班の体制確立とその整備 ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置 エ 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整 オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整 カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

	キ 義援金の募集及び配分
(4) 日本放送協会（甲府放送局）	ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信 イ 災害対策基本法に定める対策措置 ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動 エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）	ア 東海地震等に関連する情報の伝達 イ 利用者への広報 ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備 エ 緊急輸送を確保するための措置
(6) 日本通運株式会社（山梨支店甲府）	ア 安全輸送の確保 イ 災害対策用物資等の輸送 ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応し得る体制の整備
(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）	ア 電力供給施設の災害予防措置 イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配 ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
(8) 日本郵便株式会社（市内各郵便局）	ア 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供 イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ウ 被災者に対する郵便等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除 オ 郵便局窓口業務の維持 カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。） キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用 ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）	ア 地域住民に対する各種情報等の報道 イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立 ウ 日本放送協会に準ずる措置
(2) 輸送機関（山梨交通（株）、社団法人山梨県トラック協会）	ア 安全輸送の確保 イ 災害対策用物資等の輸送 ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
(3) ガス供給	ア ガス供給施設の保安整備

機関（（一社）山梨県LPガス協会）	イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配 ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
（4）医師会（山梨市医師会・東山梨薬剤師会）	ア 被災者に対する救護活動の実施 イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 日下部警察署

	ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置 イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導 ウ 罹災者の救出、救護 エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査 オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
--	---

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（1）農業協同組合（フルーツ山梨農業協同組合）、森林組合（峡東森林組合）等農林業関係団体	ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力 イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導 ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋 エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
（2）商工会（山梨市商工会）	ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
（3）病院等医療施設の管理者	ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検 イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備 ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
（4）社会福祉施設及び学校施設の管理者	ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達 イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励 ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保 エ 災害時における収容者の保護受け入れの準備 オ 火気使用及び実験学習の中止 カ 応急医薬品の整備
（5）公共施設等の施設管理者	ア 避難訓練の実施 イ 災害時における応急対策
（6）不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取	ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼 イ 民間賃貸住宅の情報の提供 ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)	
--	--

9 その他の公共的団体

(1) 山梨市社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）	ア 市社協福祉救援対策本部設置、運営 イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整 ウ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
(2) 山梨県ボランティア協会	ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整 イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
(3) 峡東ケーブルネット株式会社	ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予警報の報道 イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
(4) 山梨交通(株)	ア 安全輸送の確保 イ 災害対策用物資等の輸送 ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応し得る体制の整備 エ 災害時における乗客の避難及び誘導

10 市民・企業等

(1) 市民	ア 自助・共助の実践 イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加
(2) 自主防災組織	ア 防災及び災害に関する知識の普及啓発 イ 地域における防災訓練、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施 ウ 市が実施する防災対策への協力
(3) 企業等	ア 来所者、従業員及び企業の周辺地域に生活する住民の安全確保対策 イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備 ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力 エ 災害応急対策の実施 オ 市が実施する防災対策への協力

第2節 山梨市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「山梨市の概況」を準用する。

第3節 地震被害想定（南海トラフの巨大地震（東側ケース）及び曾根丘陵断層帯（Case4））

第1 調査の前提

1 目的

県は、これまで平成8年、平成17年に大規模地震による被害想定を行ってきたが、平成8年の被害想定調査から約25年が経過し、その間、東日本大震災（平成23年）のほか、熊本地震（平成28年）、大阪府北部地震（平成30年）、北海道胆振東部地震（平成30年）など全国で発生した大規模な地震により、地震被害に関する様々な知見が得られていることから、令和5年5月に新たな「山梨県地震被害想定調査結果報告書」を公表している。この調査結果は、地震から大切な命を守るために、想定できる最大の地震被害の全体像を把握し、県及び県内市町村の地域防災計画や県強靱化計画等に反映させ、地域ごとの効果的な防災施策を進めていくための基礎資料として活用することを目的としている。

2 想定条件等

震源断層モデルは、基本的に内閣府、J-SHIS 地震ハザードステーションから公表されているものを採用し、該当するモデルが複数の場合には、震度分布や震度別曝露人口等を考慮し、山梨県地域に影響の大きいものを採用している。

なお、想定条件は以下のとおり。

- (1) 地盤モデルは、250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は50mメッシュとする
- (2) 季節、時間帯、風速ごとに被害を想定

3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：山梨市に大きな被害が想定される地震として、海溝型の①南海トラフの巨大地震（東側ケース）内陸における断層型の②曾根丘陵断層帯（Case4）の2つの地震を想定する。
- 地震発生時刻：最悪の被害発生を想定し、①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②夏の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 地表震度・液状化

1 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

地表震度については、市の最南部の一部地域で震度6弱が想定されている。液状化危険度については、市の最南部に狭い面積で存在している。

2 曾根丘陵断層帯（Case4）

地表震度については、市最南部の一部で震度7となっているほか部分的に震度6強地域が存在している。液状化危険度については、市の南部に存在し、中には最も危険度が高い「危険度が高い」の箇所も存在している。

第3 斜面崩壊

1 斜面崩壊危険度

斜面崩壊については、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、市南部のごくわずかの地域で「発生可能性は大」、また狭い地域で「発生可能性は中」となっているほか、市北部を中心とした地域で「発生可能性は小」となっている。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、市南部の一部の地域で「発生可能性は大」もしくは「発生可能性は中」となっている。北部では「発生可能性は小」の地域が多くなっている。

第4 建物被害

本市では、南海トラフの巨大地震（東側ケース）、曾根丘陵断層帯（Case4）ともに地震動が大きいため、多くの建物被害が発生するものと想定される。その多くは揺れによる被害であるが、一部で液状化や急傾斜地崩壊による被害も想定される。

なお、被災棟数は南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、どの条件においても、全壊が194棟（0.7%）、半壊が808棟（2.8%）、曾根丘陵断層帯（Case4）では最も大きな被害が想定される「冬18時 風速8m」で全壊が3,333棟（11.7%）、半壊が3,805棟（13.4%）と想定されており、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では市内の建物の3.5%、曾根丘陵断層帯（Case4）では市内の建物の1/4以上が被災すると想定されている。

構造別年代別建物棟数

木造						非木造		計
～1950年	1951～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001年～	～1981年	1982年～	
2,485棟	6,999棟	3,821棟	2,771棟	3,281棟	3,116棟	2,554棟	3,430棟	28,447棟

建物被害棟数予測結果

対象地震	ケース	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
南海トラフの巨大地震 東側ケース	冬5時 風速4m	23	134	166	664	4	10	-	194 (0.7%)	808 (2.8%)
	冬5時 風速8m	23	134	166	664	4	10	-	194 (0.7%)	808 (2.8%)
	夏12時 風速4m	23	134	166	664	4	10	-	194 (0.7%)	808 (2.8%)
	夏12時 風速8m	23	134	166	664	4	10	-	194 (0.7%)	808 (2.8%)
	冬18時 風速4m	23	134	166	664	4	10	-	194 (0.7%)	808 (2.8%)
	冬18時 風速8m	23	134	166	664	4	10	-	194 (0.7%)	808 (2.8%)
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	23	133	3,249	3,663	5	9	53	3,330 (11.7%)	3,805 (13.4%)
	冬5時	23	133	3,249	3,663	5	9	56	3,333	3,805

	風速8m								(11.7%)	(13.4%)
	夏12時 風速4m	23	133	3,249	3,663	5	9	29	3,306 (11.6%)	3,805 (13.4%)
	夏12時 風速8m	23	133	3,249	3,663	5	9	29	3,306 (11.6%)	3,805 (13.4%)
	冬18時 風速4m	23	133	3,249	3,663	5	9	11	3,288 (11.6%)	3,805 (13.4%)
	冬18時 風速8m	23	133	3,249	3,663	5	9	11	3,289 (11.6%)	3,805 (13.4%)

上記の被害は、建物の耐震化を進めることにより、低減できると考えられている。耐震化率を100%とした場合、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では84.7%、曾根丘陵断層帯（Case4）では70.1%の耐震効果が期待できる。

耐震化率向上による揺れによる建物被害（全壊棟数）の低減効果（県全体の推計）

対象地震	ケース	耐震化率95%	耐震化率100%
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	夏12時	78.1%	84.7%
曾根丘陵断層帯（Case4）	冬18時	65.4%	70.1%

第5 ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒・屋外落下物等

ブロック塀等の倒壊被害については、ブロック塀等の分布状況、昭和53年宮城県沖地震時の地震動の強さ（加速度）とブロック塀の被害率との関係を基に算出した。その結果、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では505件、曾根丘陵断層帯（Case4）では1,259件の被害が想定されている。

自動販売機の転倒については、自動販売機の屋外設置比率（6割）、転倒防止措置未対応率（1割）、阪神・淡路大震災時の（概ね震度6弱以上の地域における）転倒率を基に算出した。その結果、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では4台、曾根丘陵断層帯（Case4）では7台の被害が想定されている。

落下危険性のある屋外落下物を有する建物棟数については、1997年の東京都の調査事例を基に、建築時期別に屋外落下物を有する建物比率を設定し、算出した。その結果、屋外落下物が生じる建物数は南海トラフの巨大地震（東側ケース）では11棟、曾根丘陵断層帯（Case4）では615棟と想定されている。

ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒・屋外落下物等予測結果

対象地震	ブロック塀等被害数 （件）	自動販売機の転倒 数（台）	屋外落下物が生じ る建物数（棟）
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	505	4	11
曾根丘陵断層帯（Case4）	1,259	7	615

第6 人的被害

人的被害は、「季節」、「時間帯」、別に屋内外で活動する人数を想定し、揺れ（屋内収容物の店頭等による被害）、火災、急傾斜地崩壊、ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外転倒

物・落下物等による死者数、負傷者数、要救助者数を想定した。なお、火災は風の影響で拡大する可能性があるため、風速は2種類の想定を行っている。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）における人的被害は、「冬5時」（風速は問わない）のケースで最も多いと想定され、死者数は11人、負傷者は136人、うち重傷者は16人と想定されている。また、救助が必要な要救助者は24人と想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）における人的被害は、「冬5時」（風速は問わない）のケースで最も多いと想定され、死者数は195人、負傷者は1,134人、うち重傷者は301人と想定されている。また、救助が必要な要救助者は469人と想定されている。

人的被害予測結果

対象地震	ケース	死者数 (人)	負傷者数(人)		要救助者数 (人)
				重傷者数 (人)	
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬5時 風速4m	11	136	16	24
	冬5時 風速8m	11	136	16	24
	夏12時 風速4m	9	107	13	20
	夏12時 風速8m	9	107	13	20
	冬18時 風速4m	2	32	3	5
	冬18時 風速8m	2	32	3	5
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	195	1,134	301	469
	冬5時 風速8m	195	1,134	301	469
	夏12時 風速4m	167	941	249	385
	夏12時 風速8m	168	941	249	385
	冬18時 風速4m	174	970	257	405
	冬18時 風速8m	174	970	257	405

また、最も被害が大きい「冬5時 風速4m」及び「冬5時 風速8m」のケースの死傷者の内訳をみると、揺れを原因とする建物倒壊による死傷者が多くを占めると想定されている。

	死者(人)							負傷者(人)						
	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
		うち 屋内 収容物							うち 屋内 収容物					
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	10	0	0	0	0	0	11	135	12	0	0	0	0	136
曾根丘陵断層帯(Case4)	193	4	2	0	0	0	195	1,133	63	1	0	0	0	1,134

第7 ライフライン被害

1 上水道

上水道の機能支障は、阪神・淡路大震災のデータ（兵庫県8市、大阪府17市2町）を踏まえた予測手法を基に算出した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、「冬5時」のケースが最も多く、断水人口は地震直後で7,991人、1日後で7,285人、1週間後で3,987人、1か月後で318人と想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）でも、「冬5時」のケースが最も多く、断水人口は地震直後で19,992人、1日後で19,253人、1週間後で14,205人、1か月後で3,015人と想定されている。

断水人口予測結果

対象地震	ケース	断水人口(人)			
		直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時	7,991	7,285	3,987	318
	夏12時	7,273	6,631	3,629	290
	冬18時	7,689	7,010	3,836	306
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時	19,992	19,253	14,205	3,015
	夏12時	18,197	17,524	12,930	2,744
	冬18時	19,236	18,526	13,668	2,901

2 下水道

下水道の機能支障は、中央防災会議（2013）の手法を用いて管路被害を算出した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、「冬5時」のケースが最も多く、機能支障人口は地震直後で801人、1日後で546人、1週間後で116人、1か月後で36人と想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、「冬5時」のケースが最も多く、機能支障人口は地震直後で1,276人、1日後で957人、1週間後で284人、1か月後で47人と想定されている。

機能支障人口(下水道被害予測結果)予測結果

対象地震	ケース	機能支障人口(人)			
		直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時	801	546	116	36
	夏12時	729	497	106	33
	冬18時	771	525	112	35
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時	1,276	957	284	47
	夏12時	1,161	871	259	43
	冬18時	1,227	921	273	46

3 LPガス

LPガスの機能支障は、震度別に想定したガスボンベ重量別漏洩率消費者数を基に算出した。

漏洩被害件数は、南海トラフの巨大地震（東側ケース）で3件、曾根丘陵断層帯（Case4）では17件と想定されている。

LPガス漏洩被害件数予測結果

対象地震	漏洩被害件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	3
曾根丘陵断層帯(Case4)	17

4 電力

電力の被害は、震度別の電力の供給率曲線（発災からの経過時間と電力の供給率との関係）を想定し、電力会社との契約件数を基に停電件数を算出した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、「冬5時」のケースが最も多く、機能支障人口は地震直後で20,917人、1日後で3,882人、1週間後で34人となり、1か月以内に全面復旧すると想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）でも、「冬5時」のケースが最も多く、機能支障人口は地震直後で27,333人、1日後で12,856人、1週間後で325人となり、1か月以内に全面復旧すると想定されている。

停電人口予測結果

対象地震	ケース	停電人口(人)			
		直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時	20,917	3,882	34	-
	夏12時	19,038	3,533	31	-
	冬18時	20,126	3,735	32	-
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時	27,333	12,856	325	-
	夏12時	24,878	11,701	296	-
	冬18時	26,300	12,370	313	-

5 通信（固定電話・携帯電話）

(1) 固定電話

固定電話の通信支障回線数は、主として停電被害によるものとし、火災、電柱の損壊も考慮して算出した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、ケースに関わらず、機能支障人口は地震直後で18,999人、1日後で3,526人、1週間後で30人となり、1か月以内に全面復旧すると想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、ケースに関わらず、機能支障人口は地震直後で24,827人、1日後で11,677人、1週間後で295人となり、1か月以内に全面復旧すると想定されている。

固定電話の通信支障回線数予測結果

対象地震	ケース	通信支障回線数(回線)			
		直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時	18,999	3,526	30	0
	夏12時	18,999	3,526	30	0
	冬18時	18,999	3,526	30	0
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時	24,827	11,677	295	0
	夏12時	24,827	11,677	295	0
	冬18時	24,827	11,677	295	0

(2) 携帯電話

携帯電話の不通は、停電率及び固定電話回線の不通回線の想定から、携帯電話が不通となる可能性をエリアごとに5区分で評価した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）、曾根丘陵断層帯（Case4）ともに、発災直後と1日後でランクA、1週間後以降はランクEと想定されている。

携帯電話の不通ランク予測結果

対象地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	A	E	E	E
曾根丘陵断層帯(Case4)	A	C	E	E

不通ランク

不通ランク	内 容
ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域
ランクB	停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%以上となる地域
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上となる地域
ランクD	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満となる地域

第8 交通施設被害

1 道路

道路被害は、県内の緊急輸送道路を対象に、震度別の直轄国道、補助国道、県道、市町村道の被災率を想定し、予測した。

なお、想定は、県全体の数値であるが、道路の被災率は全県的に低いものと想定されている。

緊急輸送道路の被害箇所数一覧

対象地震	県内の緊急輸送道路 延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	1,387.0	20	0.01
曾根丘陵断層帯 (Case4)		17	0.01

2 鉄道

鉄道被害は、県内の鉄道路線と震度分布データ、震度別鉄道延長と鉄道施設被災率を基に鉄道被害箇所数を予測した。

鉄道被害予測結果

対象地震	鉄道延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	238.5	379	1.59
曾根丘陵断層帯 (Case4)		305	1.28

第9 生活への影響

1 避難者

避難者数は、季節・時間帯別で、震度、建物の被害・復旧状況、インフラ被害状況等の推計を基に算出した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、「冬5時」（風速は問わない）の避難者数が最も多く、発災1日後で359人、1週間後で1,266人、1か月後で359人と想定されている。なお、避難者のピークは1週間後が想定されている。

また、曾根丘陵断層帯（Case4）でも、「冬5時」（風速8m）の避難者数が最も多く、発災1日後で4,588人、1週間後で6,994人、1か月後で4,590人と想定されている。なお、避難者のピークは1週間後が想定されている。

避難者数予測結果

対象地震	ケース	1日後			1週間後			1か月後		
		避難者数			避難者数			避難者数		
		うち避難所内	うち避難所外		うち避難所内	うち避難所外		うち避難所内	うち避難所外	
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	359	215	144	1,266	633	633	359	108	251
	冬5時 風速8m	359	215	144	1,266	633	633	359	108	251
	夏12時 風速4m	327	196	131	1,152	576	576	327	98	229
	夏12時 風速8m	327	196	131	1,152	576	576	327	98	229
	冬18時 風速4m	345	207	138	1,218	609	609	345	104	242
	冬18時 風速8m	345	207	138	1,218	609	609	345	104	242
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	4,588	2,753	1,835	6,992	3,496	3,496	4,588	1,376	3,211
	冬5時 風速8m	4,590	2,754	1,836	6,994	3,497	3,497	4,590	1,377	3,213
	夏12時 風速4m	4,135	2,481	1,654	6,334	3,167	3,167	4,135	1,241	2,895
	夏12時 風速8m	4,136	2,482	1,654	6,335	3,167	3,167	4,136	1,241	2,895
	冬18時 風速4m	4,390	2,634	1,756	6,710	3,355	3,355	4,390	1,317	3,073
	冬18時 風速8m	4,390	2,634	1,756	6,710	3,355	3,355	4,390	1,317	3,073

2 備蓄物資の応急対応能力

備蓄物資の応急対応能力は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の例から、避難所避難者数がピークとなる発災後1週間までを想定している。

なお、想定ケースは、ともに「冬5時 風速8m」としている。

備蓄物資のうち、「飲料水」では発災1日後に需要のピークを迎え、その後は減少することが想定されている。その他の物資では、発災1日後から利用が始まり、1週間後にピークを迎える。1か月後には「飲料水」と「毛布」、「携帯・簡易トイレ」の需要は1日後より低下するが、「食料」と「育児用粉ミルク」、「乳児・小児用紙おむつ」、「大人用紙おむつ」、「生理用品」は1日後と同程度の需要が発生することが想定されている。

備蓄物資需要量予測結果

物資	対象地震	1日後	1週間後	1か月後
飲料水(リットル)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	21,000	12,000	920
	曾根丘陵断層帯(Case4)	56,000	41,000	8,700
食料(食)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1,000	3,700	1,000
	曾根丘陵断層帯(Case4)	13,000	20,000	13,000
育児用粉ミルク(グラム)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	240	840	240
	曾根丘陵断層帯(Case4)	3,000	4,600	3,000
毛布(枚)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	410	1,200	210
	曾根丘陵断層帯(Case4)	5,300	6,700	2,600
携帯・簡易トイレ(回)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	370	720	20
	曾根丘陵断層帯(Case4)	12,000	14,000	2,000
乳児・小児用おむつ(枚)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	50	170	50
	曾根丘陵断層帯(Case4)	610	930	610
大人用おむつ(枚)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	10	50	10
	曾根丘陵断層帯(Case4)	30	70	30
生理用品(枚)	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	70	250	70
	曾根丘陵断層帯(Case4)	910	1,400	910

3 応急住宅需要量

応急住宅必要戸数は、県内で建物被害が最大となる「冬18時」のケースを対象とし、建物の全壊棟数及び半壊棟数から算出した。供給可能戸数は、利用可能な民営賃貸住宅の空き家の応急借り上げ住宅を想定しており、建設型応急住宅や公的住宅は考慮していない。

応急住宅の必要戸数は、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では40戸、曾根丘陵断層帯（Case4）では530戸が想定されている。供給可能戸数が730戸見込まれるため、いずれの場合には不足は発生しないと想定されている。

応急住宅需要量予測結果

対象地震	応急住宅必要戸数(戸)	供給可能戸数(戸)	応急住宅不足戸数(戸)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	40	730	-
曾根丘陵断層帯(Case4)	530	730	-

4 空き家・別荘

(1) 空き家

空き家の被害は、建物被害の棟数と市内の空き家率を基に算出した。なお、被害棟数は、建物被害の内数を含む。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、いずれのケースでも全壊37棟、半壊154棟が想定されている。なお、焼失棟数は、0棟が想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、いずれのケースでも全壊623棟、半壊723棟が想定されている。なお、焼失棟数は、最大の「冬5時風速8m」で11棟が想定されている。

空き家の建物被害予測結果

対象地震	ケース	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	37	-	154
	冬5時 風速8m	37	-	154
	夏12時 風速4m	37	-	154
	夏12時 風速8m	37	-	154
	冬18時 風速4m	37	-	154
	冬18時 風速8m	37	-	154
曾根丘陵断層帯(Case4)	冬5時 風速4m	623	10	723
	冬5時 風速8m	623	11	723
	夏12時 風速4m	623	2	723
	夏12時 風速8m	623	2	723
	冬18時 風速4m	623	6	723
	冬18時 風速8m	623	6	723

(2) 別荘

別荘の建物被害は、建物被害の棟数と市内の別荘率（住宅土地統計による二次住宅率）を基に算出した。なお、被害棟数は、建物被害の内数を含む。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、いずれのケースでも全壊2棟、焼失棟数0棟、半壊7棟が想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、条件に関わらず、全壊28棟、焼失棟数0棟、半壊32棟が想定されている。

別荘の建物被害予測結果

対象地震	ケース	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	2	-	7
	冬5時 風速8m	2	-	7
	夏12時 風速4m	2	-	7
	夏12時 風速8m	2	-	7
	冬18時 風速4m	2	-	7
	冬18時 風速8m	2	-	7
曾根丘陵断層帯(Case4)	冬5時 風速4m	28	0	32
	冬5時 風速8m	28	0	32

	夏12時 風速4m	28	0	32
	夏12時 風速8m	28	0	32
	冬18時 風速4m	28	0	32
	冬18時 風速8m	28	0	32

※(数値の表示方法):「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

別荘の人的被害は、別荘滞在者の情報は取得ができないため、別荘数に別荘1棟あたりの平均人員数（2人と仮定）、市の死傷者率（死者率、負傷者率、重傷者率）を掛け合わせることで別荘滞在者の死傷者数を推計した。

被害が最大となる「冬5時」（いずれも風速は問わない）のケースで、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では死者0人、負傷者2人、重傷者0人、曾根丘陵断層帯（Case4）では死者3人、負傷者16人、重傷者4人と想定されている。

別荘の人的被害予測結果

対象地震	ケース	死者	負傷者	重傷者
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	0	2	0
	冬5時 風速8m	0	2	0
	夏12時 風速4m	0	2	0
	夏12時 風速8m	0	2	0
	冬18時 風速4m	0	2	0
	冬18時 風速8m	0	2	0
曾根丘陵断層帯(Case4)	冬5時 風速4m	3	16	4
	冬5時 風速8m	3	16	4
	夏12時 風速4m	3	15	4
	夏12時 風速8m	3	15	4
	冬18時 風速4m	3	14	4
	冬18時 風速8m	3	14	4

5 災害関連死

災害関連死は、過去の被害地震における全壊棟数と関連死比率、直接死に対する関連死比率、避難者数に対する関連死比率から、災害関連死者数を算出している。

なお、建物全壊棟数と関連死の比率は、阪神淡路大震災の0.9%と東日本大震災（岩手県）の2.3%を採用している。同様に、直接死に対する関連死の比率は、阪神淡路大震災の16.76%と東日本大震災の17.76%、避難者数に対する関連死比率は新潟県中越地震の0.07%、東日本大震災の0.98%を採用している。

建物全壊棟数との比率による予測では、最大となる条件（南海トラフの巨大地震（東側ケース）はすべて同じ、曾根丘陵断層帯（Case4）では冬5時（風速は問わない））において、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では比率0.9%の想定で2人、2.3%の想定で4人となっている。同様に、曾根丘陵断層帯（Case4）では比率0.9%の想定で30人、2.3%の想定で77人となっている。

災害関連死予測結果(建物全壊棟数との比率による予測)

対象地震	ケース	災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%	対象地震	ケース	災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	2	4	曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	30	77
	冬5時 風速8m	2	4		冬5時 風速8m	30	77
	夏12時 風速4m	2	4		夏12時 風速4m	30	76
	夏12時 風速8m	2	4		夏12時 風速8m	30	76
	冬18時 風速4m	2	4		冬18時 風速4m	30	76
	冬18時 風速8m	2	4		冬18時 風速8m	30	76

直接死者数との比率による予測では、いずれの地震でも「冬5時」(風速は問わない)のケースで最も関連死者数が多く、南海トラフの巨大地震(東側ケース)では比率15.76%の想定で2人、16.76%の想定で2人となっている。同様に、曾根丘陵断層帯(Case4)では比率15.76%の想定で31人、16.76%の想定で33人となっている。

災害関連死予測結果(直接死者数との比率による予測)

対象地震	ケース	災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%	対象地震	ケース	災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	2	2	曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	31	33
	冬5時 風速8m	2	2		冬5時 風速8m	31	33
	夏12時 風速4m	1	2		夏12時 風速4m	26	28
	夏12時 風速8m	1	2		夏12時 風速8m	26	28
	冬18時 風速4m	2	2		冬18時 風速4m	27	29
	冬18時 風速8m	2	2		冬18時 風速8m	27	29

避難者数との比率による予測では、いずれの地震でも「冬5時」と「冬18時」(風速は問わない)のケースで最も関連死者数が多く、南海トラフの巨大地震(東側ケース)では比率0.07%の想定で1人、0.98%の想定で12人となっている。同様に、曾根丘陵断層帯(Case4)では比率0.07%の想定で5人、0.98%の想定で68人となっている。

対象地震	ケース	災害関連死者比率0.07%	災害関連死者比率0.98%	対象地震	ケース	災害関連死者比率0.07%	災害関連死者比率0.98%
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	1	12	曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	5	68
	冬5時 風速8m	1	12		冬5時 風速8m	5	68
	夏12時 風速4m	1	11		夏12時 風速4m	4	62
	夏12時 風速8m	1	11		夏12時 風速8m	4	62
	冬18時 風速4m	1	12		冬18時 風速4m	5	66
	冬18時 風速8m	1	12		冬18時 風速8m	5	66

第10 災害廃棄物

災害廃棄物は、建物構造別の被災状況、被害棟数等を基に算出している。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、条件に関わらず合計 157,618 t が想定されている。

曾根丘陵断層帯（Case4）では「冬5時 風速8m」のケースで最も災害廃棄物が発生するとみられ、合計 470,658 t が想定されている。

災害廃棄物予測結果

対象地震	ケース	揺れ・液状化による災害廃棄物(t)	火災による災害廃棄物(t)	合計(t)
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	冬5時 風速4m	39,663	-	39,663
	冬5時 風速8m	39,663	-	39,663
	夏12時 風速4m	39,663	-	39,663
	夏12時 風速8m	39,663	-	39,663
	冬18時 風速4m	39,663	-	39,663
	冬18時 風速8m	39,663	-	39,663
曾根丘陵断層帯 (Case4)	冬5時 風速4m	466,530	3,932	470,462
	冬5時 風速8m	466,530	4,128	470,658
	夏12時 風速4m	466,530	938	467,468
	夏12時 風速8m	466,530	1,016	467,546
	冬18時 風速4m	466,530	2,358	468,888
	冬18時 風速8m	466,530	2,358	468,888

第11 その他の被害

1 危険物施設

危険物施設の被害予測は、内閣府（2013）による手法に準拠して想定した。

揺れによる影響として、危険物施設数に震度別の被害率を乗じ、火災、流出、破損個所の予測数を算出した。

危険物施設被害予測結果

対象地震	危険物件数	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	92	-	0.03	0.51
曾根丘陵断層帯(Case4)	92	-	0.11	1.72

2 防災上重要施設

防災上重要な施設の被害予測は、地震度分布、液状化危険度分布、地震火災延焼区域等と施設位置を基に、地震発生時に建物被害が生じる可能性を評価した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、地震動による被害として震度6弱で20か所が想定されている。そのうち、液状化による影響が想定されておらず、火災による影響もないものとみられる。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、地震動による被害として震度6強で17か所、震度6弱で21か所が想定されている。そのうち、液状化による影響が2か所、火災による影響はないものと想定されている。

防災上重要施設被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状化	火災						
		震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		風速4m			風速8m			
								冬5時	夏12時	冬18時	冬5時	夏12時	冬18時	
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	52	13	19	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
曾根丘陵断層帯(Case4)	52	4	5	21	17	-	2	-	-	-	-	-	-	-

3 文化財

文化財の被害予測は、地震動、液状化の危険度が高い、もしくは焼失可能性の高い文化財を抽出した。

南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、地震動による被害として震度6弱で16か所が想定されている。なお、液状化や火災による影響は想定されていない。

曾根丘陵断層帯（Case4）では、地震動による被害として震度6強で16か所、震度6弱で5か所、が想定されている。なお、液状化や火災による影響は想定されていない。

文化財被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状化	火災						
		震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		風速4m			風速8m			
								冬5時	夏12時	冬18時	冬5時	夏12時	冬18時	
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	30	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
曾根丘陵断層帯(Case4)	30	3	5	5	16			-	-	-	-	-	-	-

4 ため池等の決壊

農業用ため池は、地震時の強い揺れによって決壊する可能性があり、本市では対象となるため池が1か所（千鳥湖）存在する。また当該池は、南海トラフの巨大地震（東側ケース）では、P L値15以上となり、液状化への対応の必要がある。

5 孤立集落

孤立集落は、地震発生時にアクセスする道路が寸断される可能性のある集落を抽出した。本市での「孤立の可能性のある集落」は、市内各所に存在するが、南海トラフの巨大地震（東側ケース）、曾根丘陵断層帯（Case4）を含む地震の想定では、「孤立の可能性が高い集落」は0か所となっている。

第12 帰宅困難者

帰宅困難者は、地震によって公共交通機関が不通となった場合に通勤・通学で影響を受ける人数を想定した。

県内市町村間の通勤・通学者では1,937人、県外からの通勤・通学者では177人が想定されている。

帰宅困難者予測結果

帰宅困難者(人)					
県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
1,703	235	1,937	145	32	177

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、本市の最大震度は6弱と想定されている。

そのため、市では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進める。

なお、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されており、本市の最大震度は6弱と想定されている。このため、首都直下地震についても念頭に置いた対策を検討する。

第1 被害想定、関連計画の反映

1 被害想定への反映

市は、県が令和5年5月に作成した「山梨県地震被害想定調査結果報告書」を参考に対策を進めて行く事とする。

2 緊急輸送対策

県では、平成30年8月に「山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画」の見直しを行い、中部横断自動車道を1次緊急輸送道路に含めることとした。なお、中部横断自動車道は全線開通したことから、これまでのルートに新たなルートが加わり、主要防災拠点間の接続が多様化される。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実【全課】

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進【防災危機管理課、建設課、都市計画課】

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県の南海トラフ地震、南関東直下型地震等を想定した調査によると、本市においては急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

市長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 トンネルの整備

市長は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理するトンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第2 河川・砂防の対策

河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。

（1）河川・砂防管理施設の整備

定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、震度5弱以上の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領（案）」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

（2）多目的ダム管理

安全点検調査等は常に実施し、また、ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度計が4以上又はダム堤体底部の地震計加速度が25gal以上の地震発生後は、国土交通省「地震発生後のダム管理施設等点検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第3 ため池等の対策

本市のため池である「千鳥湖」は、県ため池データベースに記載があるものの、「防災重点ため池」及び決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池の「特定農業用ため池」の指定は受けていない。しかし、災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もあるため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期すものとする。

第4 土砂災害警戒区域対策

土砂災害警戒区域の予防対策については、一般災害編第2章第5節「風水害等災害予防対策」の定めるところによる。

また、市は県と連携し、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第5 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すハザードマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

第6 市街地対策

1 市街地の整備

狹隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も緑地空間の確保及び保全を図る。

第3節 大震火災対策の推進【防災危機管理課】

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、東山梨消防本部山梨消防署及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 建築同意制度の効果的活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

2 家庭に対する指導

市は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 地震防災に関する知識の修得
- (2) 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- (3) 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- (4) 防災訓練等への積極的参加の促進

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

- (2) 防火管理者は消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行うものとする。
- (3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

4 予防査察の強化指導

市は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対

する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市は、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 危険物取扱者に対する保安教育の推進

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努める。

7 消防設備士教育の推進

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期的に講習を実施し消防設備士の資質向上に努める。

8 防火防災思想、知識の普及強化

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火に対応の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。

(2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。

(3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。

(4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

(5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 消防力等の充実整備

(1) 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

資料編 ・ 消防施設等実施計画一覧

(2) 広域消防応援体制の確立

災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。市及び県は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

・ 山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

3 緑化の推進

（1）避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また、避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

（2）災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第4節 生活関連施設の安全対策の推進【防災危機管理課、福祉課、健康増進課、都市計画課、上下水道課、学校教育課】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与え、るとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者（上下水道課）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道水の確保

- （1）取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- （2）緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるように調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

市は、応急給水活動を速やかに実施するため、日頃から市で備蓄する応急給水用機材の整備、点検に努めるものとする。

第2 下水道施設安全対策の推進

市は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

1 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

2 下水処理場、マンホールポンプは下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- 3 下水処理場、マンホールポンプにおいては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。
また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。
- 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、マンホールポンプのネットワーク化を図る。
- 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。
また震災時の情報収集及び非常態勢を早期に確立するため、遠隔監視・操作機能の有効活用を図る。
- 6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。
- 7 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。
- 8 緊急輸送道路の通行確保のため道路上にある下水道マンホールの液状化による浮き上がり防止対策に努める。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、予防対策を実施する。

- 1 電力供給施設の耐震性確保
電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。
- 2 防災資機材及び緊急用資材の整備
災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。
- 3 要員の確保
 - (1) 緊急連絡体制の整備
 - (2) 交通途絶時等の出勤体制の確立

資料編 ・ 市内簡易ガス事業者一覧

第4 コミュニティガス安全対策の推進

コミュニティガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

市は、コミュニティガス事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) コミュニティガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
 - (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
 - (3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。
- 2 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底
コミュニティガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。
- 3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

市は、液化石油ガス事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、指定避難所への液化石油ガスの斡旋、供給等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 地震防災規程等に基づく自主点検及び訓練の実施
 - (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
 - (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
 - (4) 保安要員の確保
- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

市は、電気通信事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、市防災拠点施設の優先的通信復旧等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の多ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策
県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。
 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 災害時用公衆電話の設置（特設公衆電話）
- 3 通信の輻輳対策
地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。
- 4 応急復旧用資機材の配備
電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。
 - (1) 車載型衛星通信地球局

- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

市は、鉄道事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、帰宅困難者発生時における相互の対応方針等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

- ア 橋梁の維持、補修
- イ のり面、土留の維持及び改良強化
- ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
- エ 建設設備の維持、補修
- オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防対策【財政課、防災危機管理課、建設課】

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 建築物の耐震対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

(1) 住宅の自己診断

簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。

(2) 耐震相談

市は、防災危機管理課において市民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。

(3) 木造住宅耐震改修工事への補助

市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、「山梨市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱」に基づき、申込者に対し、既存木造住宅の耐震診断を実施している。また、耐震診断の結果、住宅に危険性があると認められた場合には、「山梨市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱」に基づき、耐震改修・建替工事に要する経費に対して、補助金を交付している。

なお、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

(4) 災害時避難路通行確保への補助

市では、市民の避難路や緊急車両の通行を確保するために、「山梨市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱」に基づき、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が行う。

耐震設計（指定評価者の判定に要する経費を含む。）、耐震改修・建替工事または除却に要する経費に対して、補助金を交付している。

(5) ブロック塀等耐震改修への補助

市では、地震発生時にブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、「山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱」に基づき、避難路沿道等の危険性の高いブロック塀等の撤去または耐震改修工事等に要する経費に対して、補助金を交付している。

2 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

第2 公共施設地震災害予防対策

- 1 老朽建築物の改築促進
 - (1) 老朽度の著しい建物については、山梨市耐震改修促進計画に基づき改築の促進を図る。
改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
 - (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- 2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市役所、指定避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震診断を行ったものを中心に、緊急度や建て替え計画などを考慮する中で、順次、耐震補強を実施する。
- 3 建て替え時等の措置

改修や建て替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。
- 4 建物以外の施設の補強及び整備
 - (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
 - (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- 5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、指定避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。
- 6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。
- 7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第3 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。

看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機	・管理者	転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第4 危険物施設等地震災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は東山梨消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を推進する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第5 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、市職員、市内建築士等を対象に応急危険度判定士養成のための講習会等への参加を積極的に促し、被災建築物応急判定士の養成・登録を推進する。

第6 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第6節 防災施設及び資機材の整備、拡充【防災危機管理課、健康増進課、環境課、上下水道課】

一般災害編第2章第3節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」を準用する。

第7節 広域応援体制の確立【総務課、防災危機管理課】

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、次のとおりである。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧 ・ 応援協定等に基づく要請内容一覧
--

第2 協定の充実等

市は、協定締結市等と、締結している相互応援協定の内容について適宜見直しを行い、充実を図るとともに、平常時から連携強化を図る。

なお、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の充実、具体化に努めるものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

なお、県内の協定締結市への連絡先については、資料編のとおりである。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第5節「広域応援要請体制」及び資料編に掲載の協定書に定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進【総務課、防災危機管理課、商工 労政課、学校教育課、生涯学習課】

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、指定避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

第1 市職員に対する防災教育

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策と課題
- 4 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）については、年度当初に職員に周知徹底する。
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 先進自治体の取組み
- 7 その他

※年度当初に各所属等において職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災対策の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、防災対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及・教育

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発・教育に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 「広報やまなし」、山梨市防災アプリ及び市ホームページの活用、ハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- イ ハローページに記載された「レッド・ページ」の活用
- ウ 山梨市防災防犯メール、防災行政無線、CATV等の広報媒体の活用
- エ 県立防災安全センターによる防災資機材の使用方法の講習・防災映画等の貸出し
- オ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- カ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 南海トラフ地震（東海地震）及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 要配慮者対策の必要性和取り組み方法
- コ 過去の災害に係る教訓

2 児童・生徒等に対する教育

市は、児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

4 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、

燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

5 市民による備蓄の推進

市民は、警戒宣言発令期間が長期化した場合及び災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次のような備蓄を行う。

- (1) 1週間程度の生活を確保できる緊急物資（7日分程度の非常食を含む）等、非常持ち出し品の備蓄を行う。
- (2) 1人1日3リットルを基準水量として、世帯人数の7日分を目標に水道水等衛生的な水を用いて貯水を行う。なお、貯水を行う容器は、衛生的で安全性が高く、地震動にも水漏れ、破損しないものとする。

6 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力
- 5 非常食、非常持ち出し品の備蓄



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、（1）電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、（2）道路が遮断され、消防活動等が困難になる、（3）各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、（4）水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 市の指導等

（1）防災リーダーの育成

ア 市は、地域における防災機能を強化し活性化するために、消防団OB等を対象に県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催するとともに、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の指定避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、指定避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも指定避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市は、防災資機材等の配備について計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

エ 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

2 自主防災会の活動

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

- ①電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。
- ②道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。
- ③各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
- ④水道管の破損や停電等により、消防活動、情報の確保等が困難になる。

このような状況の中で、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。

このため、市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災会の充実強化を推進する。

市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 自主防災会の構成及び活動

（1）構成と災害時の活動

自主防災会は、行政区等を母体として組織し、地域の実情に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

（2）自主防災会の編成及び活動

会 長	情報連絡班	・正しい情報の収集、伝達 ・ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	・火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	・資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	・危険箇所を避けて指定緊急避難場所等への迅速、安全な避難
	給食給水班	・飲料水、非常食品の確保、炊き出し

（3）平時の活動

平時には概ね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図る。

平時の活動内容

- | | |
|------------|---------------|
| ○防災知識の普及 | ○防災用資機材の備蓄 |
| ○防災訓練の実施 | ○情報の受伝達体制の確立 |
| ○地域の危険物の点検 | ○地域内の要配慮者の把握 |
| ○災害危険箇所の調査 | ○防災マップの作成・配布等 |

2 市の事業

市は、地域の防災活動の推進や組織強化を図るため、自主防災会が行う防災訓練、また自主防災会の運営に対して補助を行っている。

市は、当該補助事業の活用を推進し、地域防災力の強化に努めるものとする。

3 市の指導

市は、防災関係機関と連携して次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

- （1）防災訓練を通じ、防災用資機材の使用方法、避難方法の習得
- （2）消防署で行う普通救命講習等への参加促進
- （3）県立防災安全センター等を活用した研修会の開催等による自主防災会指導者の育成（研修には女性の参画の促進に努める。また、研修内容は男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とする。）
- （4）自主防災会と東山梨消防本部及び消防団の連携による防災訓練の実施
- （5）市は県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- （6）衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- （7）市は、自主防災組織の活動を推進し、防災資機材等の配備についても計画的に行うなど、自主防災組織の育成強化に努める。
- （8）市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

4 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、市の一定の地区内の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進を図る。

市防災会議において、地区居住者や自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて、本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重した上で、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域における防災体制の強化に関する事項等の地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく地震防災応急計画の作成等、各事業所の防災体制と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所が行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、防災危機管理課に住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第9節 災害ボランティアの支援体制の整備【防災危機管理課、社会福祉協議会】

一般災害編第2章第17節「災害ボランティアの支援体制の整備」を準用する。

第10節 防災訓練の実施【総務課、防災危機管理課、学校教育課、生涯学習課】

一般災害編第2章第2節「防災知識の普及・教育、防災訓練」を準用する。

なお、市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているため、市南海トラフ地震に関する事前対策計画に基づく訓練を毎年実施するものとする。

また、県の実施する以下の訓練に参加するものとする。

1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、南海トラフ地震に関連する情報の発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

(1) 実施日 秋季の気候の良い日に実施

(2) 訓練項目

南海トラフ地震臨時情報から地震発生後の各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。

- ・南海トラフ地震臨時情報などの県関係部局、地域県民センター、各市町村及び防災関係機関への伝達訓練
- ・地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- ・県各部局、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように突発的に発生する直下型地震等を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実動訓練等を中心とした地震防災訓練の実施。

(1) 実施機関等 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織

(2) 実施時期 10月下旬～11月

(3) 訓練項目

突発的に発生する地震等に対する初動体制の確立、被害状況等各種情報の収集伝達、各種災害応急対策の実施、発災時に県各部局、出先機関、市町村及び防災関係機関等がとるべき応急対策の実施

- ・初動体制職員の非常参集、情報の受伝達訓練
- ・ヘリコプターによる上空偵察、幹部職員の緊急移動訓練
- ・防災行政無線を活用した県、各市町村、県各出先機関との被害状況等の情報収集、伝達訓練
- ・県各部局による被害状況の報告と、災害応急対策の実施運営訓練

- ・通信衛星などを活用した広域的な応援要請実施訓練
- ・被災地の状況に迅速に対応するための現地災害対策本部の設置運営訓練
- ・防災関係機関等による応急復旧などの実動訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

第11節 要配慮者対策の推進【防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、観光課、学校教育課】

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者や外国人等に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきりの高齢者や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、東山梨消防本部山梨消防署と相互連携し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

あらかじめ地震防災応急計画に基づき、地震防災対策委員会及び地震防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を年2回以上実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者、障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（18年3月改訂版）」等に基づき、市は「要配慮者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

- 1 要配慮者の生活支援などを行う人材（支援員）の育成
 - （1）福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。
 - （2）小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
 - （3）自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
 - （4）地域ぐるみの要配慮者支援体制の整備を図る。
 - （5）多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。
- 2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立
 - （1）関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して、また自主防災会や関係委員、団体等を通じて避難行動要支援者を把握するものとする。
なお、市は、市地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。
 - （2）個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
 - （3）直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
 - （4）南海トラフ地震臨時情報の発表時や、市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、健常者に先がけて避難行動要支援者を早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。
- 3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保と避難場所における対応
 - （1）指定避難所において要配慮者専用スペースの確保に努める。確保にあたっては、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所等の点に留意する。
 - （2）福祉避難所を開設するときは、地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。また、協定を締結している社会福祉施設に対し福祉避難所の開設要請をし、要配慮者の受け入れに努めるものとする。
 - （3）災害時に福祉避難所ごとの相談員として保健師等を配置するものとする。
 - （4）民間介護事業者等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
 - （5）大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。
- 4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用
65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。
災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。
- 5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

在宅高齢者、障害者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料等の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

また、訓練等を通じて地域の自主防災会が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

6 避難所における対応

市は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

8 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、宗教や食事等の文化・生活習慣に配慮し、対応マニュアル等の整備を図る。定住外国人については、平素から地域自治会、自主防災会との連携強化に努めるとともに、防災訓練等に参加するよう積極的に呼びかけを行う。

また、市内各所に避難地、指定避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 負傷者の応急手当等の際の通訳
- ② 市が実施する各種応急対策の内容の説明
- ③ その他被災外国人の意思の伝達

第4 乳幼児・児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、乳幼児の保護者や児童・生徒に対して防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

また、電話回線の途絶、輻輳等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との連絡方法として、緊急連絡先、メールアドレス等の把握に努める。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 指定避難所としての学校の対応のあり方

学校を指定避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、指定避難所運営マニュアルを作成するなど、指定避難所運営組織の運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

- ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
- イ 災害ボランティア活動の進め方
- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方
- オ 地域への理解、家庭や地域との連携

第3章 地震災害応急対策

地震災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1義的には市があたり、県は、広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

また、県の対応能力を越えるような大規模災害のときには、国に対し応急対策の支援要請をする。

なお、災害広報、水防計画、消防対策、交通対策、医療対策、災害援助法による救助・救援対策、公安警備計画、民生安定事業については、一般災害編第3章「災害応急対策計画」による。

第1節 応急活動体制【全課】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 山梨市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、山梨市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上を記録したとき。
- (4) 南海トラフ地震の可能性のある地震が発生したとき。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

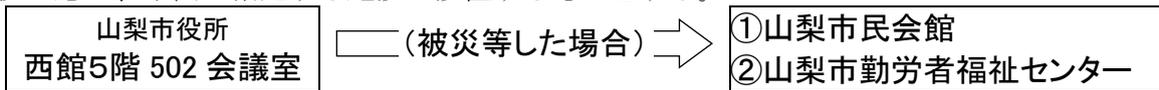
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、電話、電子メール、口頭
県知事	県防災行政無線(FAX)、電話
峡東地域県民センター	県防災行政無線(FAX)、電話
東山梨行政事務組合消防本部 山梨消防署	県防災行政無線、電話
日下部警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
市内関係機関	電話、市防災行政無線、連絡員
一般住民	広報車、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、防災行政無線メール、Lアラート(災害情報共有システム)
報道機関	電話、口頭、文書、FAX

4 災害対策本部の設置場所

山梨市役所に設置する。ただし、当該施設が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、市長が指定する施設に設置するものとする。



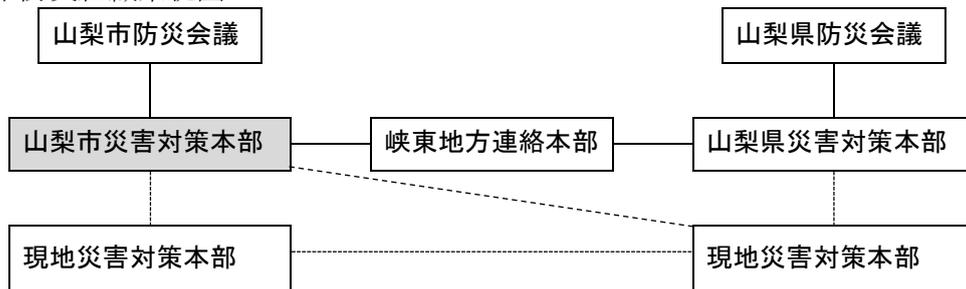
5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第1順位	副市長(副本部長)
第2順位	教育長(副本部長)
第3順位	防災危機管理課長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 山梨市防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 分担任務

市災害対策本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 地震発生時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

（1）地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震発生時	震度5弱又は5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内の体制	市内の被害状況等の情報収集	必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。	可及的速やかに山梨市役所に本部を設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

第4 消防防災ヘリコプター

県は、災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」の締結により、運航不能期間の体制整備を図った。

1 防災ヘリコプター緊急運航基準

（1）基本要件

消防防災ヘリコプター緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

ア 公共性	災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
イ 緊急性	差し迫った必要性があること(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
ウ 非代替性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと(既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

（2）緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

ア 災害応急対策活動

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合(地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動)

（イ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

（ウ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

（エ）その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

イ 火災防ぎょ活動

（ア）林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合

（イ）交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

（ウ）その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

ウ 救助活動

（ア）水難事故及び山岳遭難等における人命救助

（イ）高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助ウその他、防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

エ 救急活動

（ア）交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

（イ）交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

（ウ）高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第2節 職員配備計画【全課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

地震災害等発生時の職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

体制	配備基準	活動内容	配備要員
第1配備	1 震度4地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 地震情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 必要により住民への広報 4 震度4の地震を観測したときは、県に被害報告	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課、支所総務担当 ※上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	1 震度5弱・5強の地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 地震情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 住民への広報 4 応急資機材の配備 5 防災関係機関との連絡 6 必要な応急対策活動の実施 7 震度5強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告	第1配備の所属を4名以上の配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 ※災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	1 震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	情報収集・伝達、避難、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施	各所属職員の全員の配備とする。

大規模地震発生時の初動フロー

1 ↓	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
2 ↓	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
3 ↓	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本市出先機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 ↓	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は被害状況を本部長（又は代理者）に集約する。
6 ↓	緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 ↓	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

様式第1号

動 員 名 簿				
				課長名
所属長	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
合 計 (人)				

様式第2号

動 員 個 人 表				
				課長名
所属課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
動員時の心得				
1 参集時の携行品 手拭、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具				

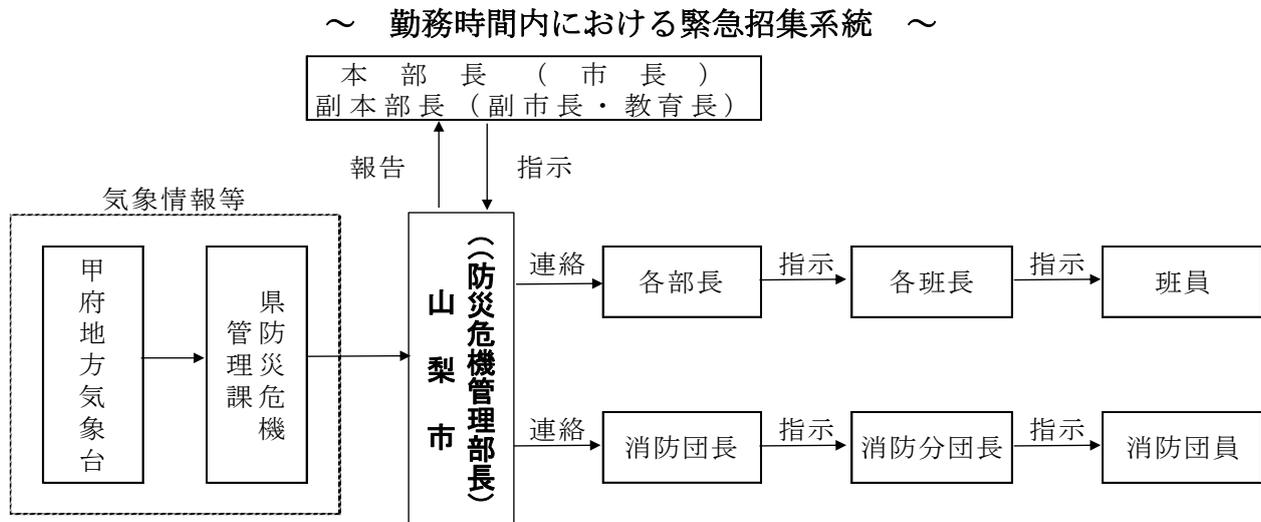
- 2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。

第2 動員の伝達及び配備

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達

- (1) 地震情報等の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災危機管理部長は、非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- (2) 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(3) 初動期における緊急措置

各部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(4) 配備体制

各部長等は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想される場合は、直ちに電話等により防災危機管理部長に連絡するものとする。
- (2) 防災危機管理部長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（市長）、副本部長（副市長）等に報告をし、各部長及び消防団長に伝達する。
- (3) 各部長は、直ちに配備職員に連絡し、所定の場所に参集させる。
- (4) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。
なお、登庁の際には、参集途上の被害状況等を把握するものとする。
- (5) 自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の部署等に参集するものとする。

(6) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所又は最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(7) 初動体制の確立

勤務時間外に災害が発生し、職員の配備に時間がかかる場合は、本部長により、先に参集した職員を緊急対策班として、各種情報の収集、連絡など初動活動にあたるものとする。

(8) 配備体制の移行

各部長は、緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(9) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長（又は代理者）に適宜報告する。

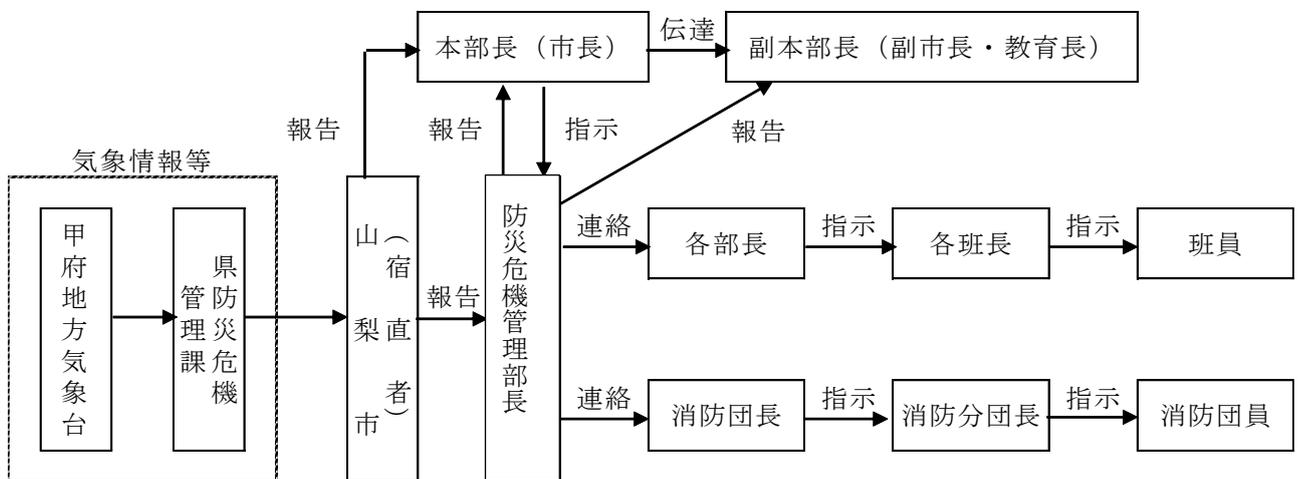
(10) 災害活動の相互援助

各部長は、本部長（又は代理者）の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(11) 災害活動の報告

各班長は班員の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

～ 勤務時間外における緊急連絡系統 ～



第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して防災危機管理部長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 防災危機管理部長は、応援要請内容により、他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある等、開催の必要があると認める場合には、本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達【総務課、防災危機管理課】

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、長周期地震動階級、規模、余震の状況等）や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた市長又は警察官はできるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに関係機関に伝達するものとする。

地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、市長は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

(2) 地震及び津波に関する情報



(3) 南海トラフ地震に関連する情報

ア 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

イ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地震(注3)が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、

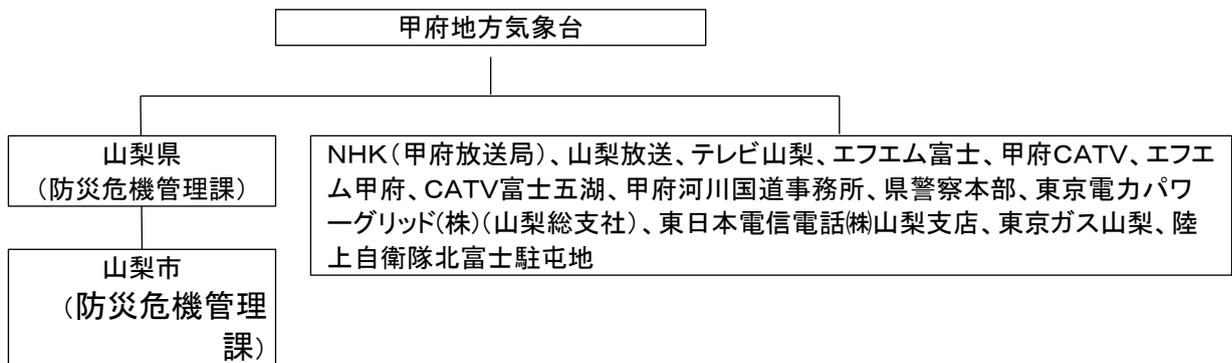
異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。具体的には、レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1~2回現れる程度の値に設定。レベル2:レベル1の1.5~1.8倍に設定。レベル3:レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(4) 伝達先



イ 地震解説資料

山梨県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

ウ 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)

は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

エ 放送機関による放送

(ア) 放送機関は取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送する。

(イ) 放送する事項は次のとおり

- ・災害発生状況
- ・道路通行状況
- ・公共交通機関運行状況
- ・ライフライン状況
- ・生活必需品、医療品等供給状況
- ・公共施設運営状況
- ・社会秩序保持のための必要事項

オ 県として直ちに実施する伝達事項

県は、防災行政無線により次の事項を伝達する。

(ア) 地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)

(イ) 地震防災応急対策の指示

(例)「市町村、防災関係機関は、同報無線、有線放送、広報車等で次の事項を徹底して下さい。」

- ①自主防災組織を直ちに稼働させること
- ②火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③電話の使用を制限すること
- ④テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること
- ⑤「被害の発生は、区長等を通じて市町村に報告すること」等

カ 市による住民への伝達

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第3 被害情報の収集伝達

1 被害情報の収集伝達

- ・総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：SharedInformationPlatformforDisasterManagement）の活用を努める。
- ・被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、F A X、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・各通信手段の利用方法については、平常時より利用方法について習得しておく

2 被害規模の早期把握のための活動

(1) 県が行う情報収集

県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収

容された負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市長、関係機関等に周知する。

(2) 消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により被害情報の収集を行う

3 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

(1) 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市は、直接消防庁に対し報告をするものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

(2) 市は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。

(3) 県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。

(4) 市は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

(5) 県は、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）により、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。市町村からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。

また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

5 報告の種類・様式

(1) 県・市

一般災害編第3章第7節第3 4「報告の種類・様式」と同じ。

(2) 他の法令に基づく被害報告

ア消防組織法に基づく火災報告(県防災危機管理班)

イ厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(県健康増進班、医務班)

ウ厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(県衛生薬務班)

エ災害防疫実施要綱に基づく被害報告(県健康増進班)

オ農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(県農業技術班・森林環境総務班)

カ農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(県耕地班)

キ中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(県産業政策班)

ク公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告（県治水班）

ケ国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告（県都市計画班）

コ公営住宅法に基づく被害報告（県建築住宅班）

サ公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告（県学校施設班）

シ文財保護法に基づく被害報告（県学術文化財班）

第4節 被害状況等報告計画【総務課、管財課、防災危機管理課、福祉課、こども・子育て課、健康増進課、高齢者・介護支援課、環境課、商工労政課、観光課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所】

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに本市庁舎内に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
②火災の発生状況	東山梨消防本部山梨消防署、消防団、自主防災会
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	東山梨消防本部山梨消防署、日下部警察署、市内医療機関、東山梨医師会、県(県内市町村等の被災状況)
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県LPガス協会、市上下水道課
⑤道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、JR中央本線山梨市駅、東山梨駅
⑥堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、日下部警察署
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、市内医療機関、東山梨医師会

イ 災害時優先電話による収集

市役所、小、中学校等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生

徒等、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。なお、現在設置されていない保育所その他公共施設等については、今後設置に向けた検討を推進する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局からの情報収集

市は、山梨郵便局とあらかじめ締結している「災害発生時における山梨市と山梨市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定」に基づき、被災市民の避難先及び被災状況等の情報を相互に交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに部長に報告する。

資料編 ・ 災害時における山梨郵便局、山梨市間の協力に関する覚書

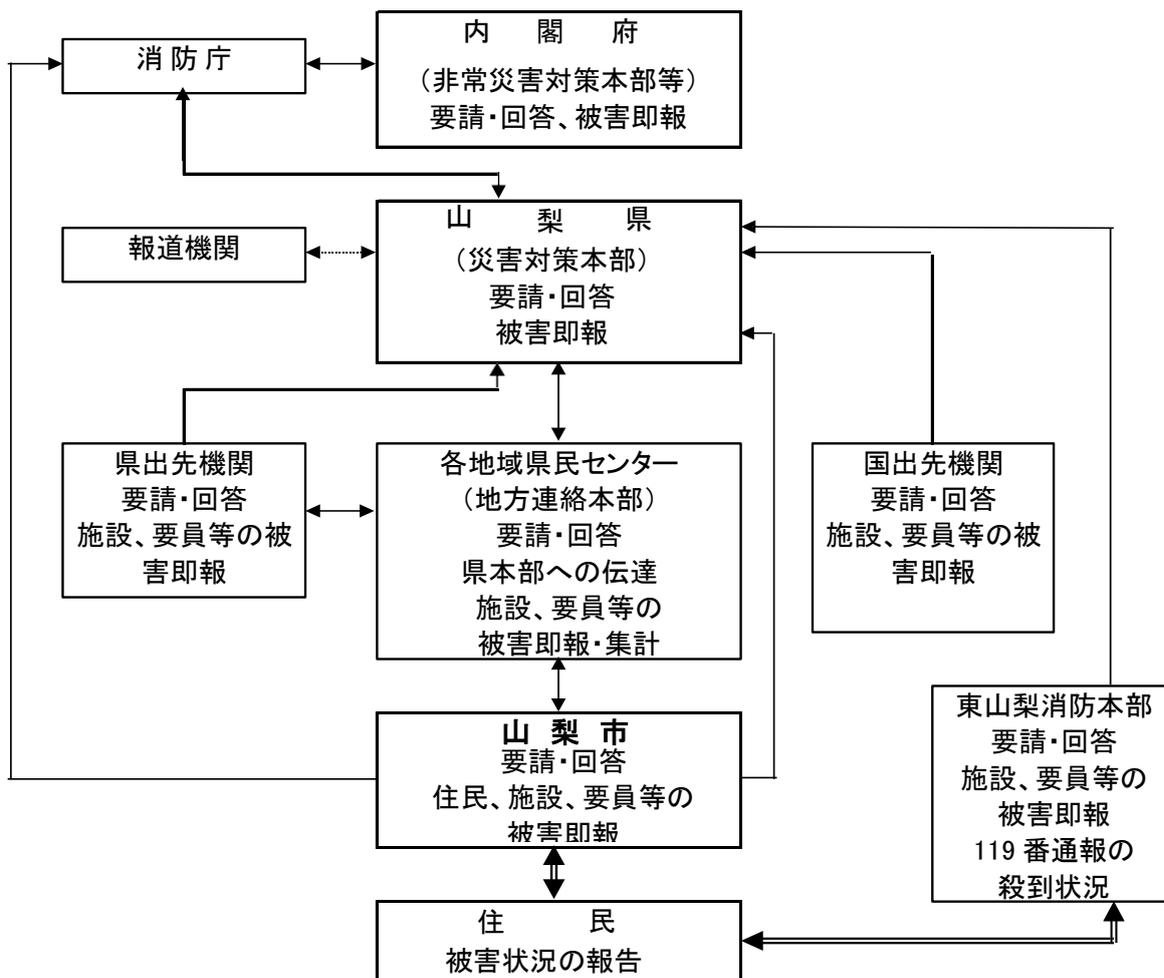
カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

キ 職員の現地派遣による情報収集

地震時の被害状況を正確に把握するため、必要により地区別に職員を割り当て、各地区の被害状況を収集する。

発災直後の情報の収集・伝達フローシート



(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被災状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また、災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被災状況を把握する。

担当		協力団体等	調査事項
実施部	調査責任者		
防災危機管理部	防災危機管理班		・一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	人事給与班長		・職員の被災状況
管財部	管財・営繕班長		・庁舎及び市有財産の被災状況
健康増進部	健康増進班長	医師会等	・医療機関の被災状況 ・負傷者・死者等人命に関する情報
環境部	グリーン社会推進班長	甲府・峡東クリーンセンター	・ごみ処理施設等の被災状況
観光部	観光班長	観光協会	・観光施設、観光客の被災状況
農林部	農林・農地班長	農業委員会、農協、森林組合	・農作物、農業用施設の被災状況・林産物、林産施設の被災状況
	農林土木班長		・農道、林道、農業用水路の被災状況
商工労政部	商工労政班長	商工会、各事業所	・商工業関係の被災状況
建設部	市営住宅班長	自主防災会	・市営住宅の被災状況
	管理・土木班長	土木委員会、建設協力会	・道路、河川、橋梁等公共土木施設の被災状況
都市計画部	都市計画班長		・公園、動物園の被災状況
上下水道部	下水道庶務管理班長		・下水道施設の被災状況
	下水道工務班長		
子ども・子育て部	上水道管理班長	自主防災会、水道建設協力会	・上水道施設の被災状況
	上水道工務班長		・簡易水道施設の被災状況
子ども・子育て部	保育・子育て推進班長		・保育園、保育児童の被災状況 (幼保連携型認定こども園も含む)
	子ども・子育て支援班長		・児童センター、その他管理施設の被災状況
福祉部	福祉班長	民生委員・児童委員、社会福祉施設管理者	・社会福祉施設の被災状況
			・管理施設の被災状況
高齢者・介護支援部	高齢者・介護支援班長	介護保険施設管理者	・介護保険施設の被災状況
学校教育部	学校教育班長	学校長	・幼稚園児、児童・生徒の被災状況
			・幼稚園、小・中学校の被災状況
生涯学習部	生涯学習班長		・社会教育施設の被災状況
	文化財班長	文化財所有者	・文化財の被災状況
	市民会館・図書館班長		・市民会館の被災状況
	根津記念館班長		・根津記念館の被災状況

	スポーツ振興班長		・社会体育施設の被害状況
支 所	総 務 班 長	自主防災会、農協、 森林組合、建設協力 会	・支所管内の道路、河川、農林・商工関係等 の被害状況
各 担 当 部	各 担 当 班 長		・所管施設の被害状況

イ 各地区の被害調査

(ア)担当課による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の課が担当地区を調査する。

(イ)調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動にあたっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両の使用を控え、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、防災危機管理部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類、様式等については、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画【防災危機管理課】

一般災害編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画【防災危機管理課】

一般災害編第3章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第7節 広域応援体制【防災危機管理課】

第1 市長の応援要請

- 1 知事に対する応援要請
市長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。
(災害対策基本法第68条)
- 2 他の市町村長に対する応援要請
市長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、関東町村会を構成する各都県町村会で締結した「災害時における相互応援に関する協定」、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村等に対し応援を要請する。
- 3 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援
市長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにとまなない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。
(災害対策基本法第74条の2第4項)

第2 消防の応援要請

- 1 大規模災害時における緊急広域消防応援協定
大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。
県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。
広域航空応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)により行うものとする。

第3 応援要請の方法等

一般災害編第3章第7節「広域応援体制の確立」による。

第4 広域一時滞在

本編第5節「広域応援要請体制」の第10「広域一時滞在」による。

第8節 広報計画【総務課、防災危機管理課、牧丘支所、三富支所】

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第9節 通信の確保【総務課、防災危機管理課】

第1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も利用できるが、平常時から災害時における多ルートでの通信の確保に努めるものとする。

1 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と各市町村は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

また、防災関連機関（山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関）へも260MHZ デジタル無線を使用し通信を確保している

県庁と合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し回線の確保を図る。

2 NTTの措置

(1) 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、災害時優先電話からダイヤルすることにより、優先的に通信を利用することができる。

(2) 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

(3) 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

(4) 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発動機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

3 他の機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能となったときは、警察、水防、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

4 放送の要請

知事又は市長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき又は普通の通信方法では間に合わないときは「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
NHK (甲府放送局)	S58.7.1	(055)255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S58.7.1	昼(055)231-3232 夜(055)231-3250 (090-1555-8222)	9-220-1-066	放送本部
テレビ山梨	S58.7.1	昼(055)232-1114 夜 080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055)228-6969	9-220-1-068	—

第2 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は、「山梨県防災行政無線網関係規程集」に基づき行う。

統制管理者は、災害時において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めたときは通信の統制を行う。通信管理者は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命により通信統制を行う。

第3 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、消防防災機関等に配信する。

第4 アマチュア無線の活用

大規模地震等による大災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報への取扱いや運用について検討に努めるものとする。

- ・平成10年8月25日、社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」を締結

第5 インターネットシステムの運用

山梨市防災アプリ、市ホームページ等インターネットによる情報提供を行なう。

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページやSNSのアカウントを開設しているので、災害時には各種災害情報等を掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<https://www.pref.yamanashi.jp/>

山梨市役所URL⇒<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

第6 SNSの活用

住民からの情報収集手段として、SNSの活用を検討する。

第7 急使による連絡

連絡網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡するものとするが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第10節 消防対策【防災危機管理課】

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動にあたるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、東山梨消防本部山梨消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災会等、また、東山梨消防本部山梨消防署、日下部警察署等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えるとともに、市で把握した災害情報については東山梨消防本部等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防対策」に定めるとおりであるが、地震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市役所に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見やぐら等付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、東山梨消防本部山梨消防署、日下部警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置

（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

（3）消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を東山梨消防本部山梨消防署に協力して行う。

（4）救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

（5）避難誘導

避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

（1）使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

（2）プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

（3）電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

（4）火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

（5）避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

（6）地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

資料編 ・山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの出動要請方法については一般災害編第3章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」に定めるところによる。

第11節 緊急輸送対策【管財課、防災危機管理課、建設課】

一般災害編第3章第13節「緊急輸送対策」を準用する。

第12節 交通対策【防災危機管理課、建設課】

一般災害編第3章第14節「交通対策」を準用する。

第13節 災害救助法による救助【管財課、防災危機管理課、健康増進課、環境課、商 工労政課、農林課、建設課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課】

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助」を準用する。

第14節 避難活動【防災危機管理課、福祉課、高齢者・介護支援課】

一般災害編第3章第16節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方式と指定避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方式等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また、地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また、不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

第2 避難の指示

地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の指示を行うものとする。

1 市長

市長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難の指示を行う。

2 知事

知事は、市長が避難の指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。（災害対策基本法第60条第6条）

3 警察官

市長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときには、直ちに職権に基づき、危険地域の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に

従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第4 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

- 1 避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 避難の指示の理由
- 5 その他必要な事項

第5 避難措置の周知

- 1 住民への周知

避難の指示を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。

また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

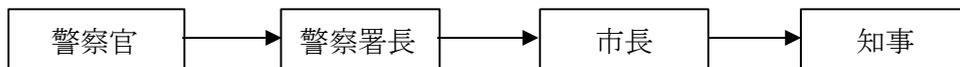
- 2 関係機関への通知

避難の指示を行った者は、次のルートで必要な事項を報告又は通知する。

- (1) 市長の措置



- (2) 警察官の措置



第6 避難誘導の実施

発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたって、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第7 避難所

- 1 避難所の整備

市は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

- (1) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (2) 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。
- (4) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

2 避難所の周知

市は発災時には、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

さらに、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。

避難所の停電に備えた発動機による自家発電装置や太陽光発電装置等の設置に努める。

水道施設の破損等により、飲料水の供給が困難となることを想定し、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備の推進に努める。

3 避難所の運営管理

- (1) 市は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (2) 市は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (3) それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。
- (4) 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- (5) 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (7) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 県は、被災時に市へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。

第8 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

第9 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者等は、市、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、市、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の滞在場所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに必要な措置をとる。

第10 孤立集落への対応

市及び県は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舎等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、一般災害編第3章第5節「広域応援要請体制」の第10「広域一時滞在」により、関係市町村等との調整を図るものとする。

市は、市町村・県の区域を越えた避難者について、市町村営住宅等を活用し受け入れに努めるものとする。

第15節 医療・保健対策【防災危機管理課、健康増進課】

一般災害編第3章第17節「医療・保健対策」を準用する。

第16節 防疫対策【総務課、防災危機管理課、健康増進課、環境課】

一般災害編第3章第18節「防疫対策」を準用する。

第17節 食料及び生活必需物資供給計画【防災危機管理課、商工労政課、観光課、農林課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】

一般災害編第3章第19節「食料供給対策」及び第20節「生活必需物資等救援対策」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

市は、指定避難所運営責任者（学校教育部学校教育班及び生涯学習部生涯学習班職員）、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

一般災害編第3章第20節「食料供給対策」及び第21節「生活必需物資等救援対策」で定める供給計画に基づき、備蓄食料・備蓄品の放出、協定締結市や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また、調達した物資は、資料編掲載の施設に集積する。

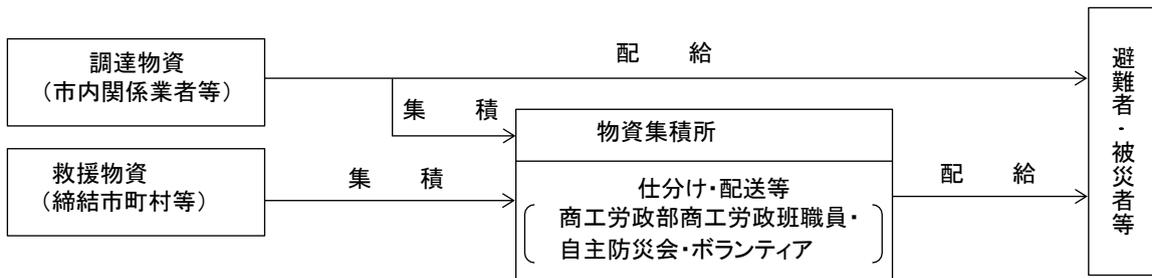
2 救援物資の調達及び供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当部班
食料の調達	農林部農林・農地班
生活必需品の調達	商工労政部商工労政班
義援物資の受入れ、仕分け、配分	会計部出納班
輸送用車両の確保	管財部管財・営繕班
給食施設の提供、炊き出しの協力	学校教育部学校給食センター班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 指定避難所における供給計画

甚大な震災により、指定避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区分	食料	生活必需品等
第一段階(生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの、粉ミルク	シート、マット、毛布(季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品、紙おむつ テレビ、ラジオ等の設置
第三段階(自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、洗濯機等の設置

第18節 飲料水確保対策【総務課、防災危機管理課上下水道課】

一般災害編第3章第21節「飲料水確保対策」を準用する。

第19節 応急教育対策【防災危機管理課、学校教育課】

一般災害編第3章第22節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 応急措置

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒等 在校中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所(給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等)について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ずつけて誘導する。また、速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食施設の稼働の可否については必ず報告するものとする。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒等 不在中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

指定避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

ア 指定避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携

イ 児童・生徒等の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

各社会教育施設管理者は、建物又は利用者等の被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

災 害 の 程 度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき。	①特別教室、空き教室、体育館等の使用 ②二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	①公民館、公共施設等の使用 ②近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき。	①災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ②応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき。	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、 民間施設等の使用

(2) 教職員の確保

ア 欠員者の少ない場合は、学校内で融通する。

イ 近隣校との融通を行う。

ウ 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

エ 欠員（欠席）が多数のため、アからウまでの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

(3) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な事業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図

るとともに必要に応じて学校等に配付するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

（４）応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

（５）応急措置

その他応急措置については、速やかにかつ弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

（１）応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒等の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項
1 各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課時間の編制、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。
2 臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒等の学習方法についての指導を行う。
3 授業が不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（子供クラブ、登校班、その他）の整備等に工夫を行う。
4 一時的に疎開等を余儀なくされた児童・生徒等との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように配慮する。

（２）学用品等の配付

教育委員会の指示に基づき、学用品の配付や施設の状況に応じて授業再開に努めるものとする。

（３）給食施設の復旧

給食施設の復旧に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に市民への炊き出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第20節 廃棄物処理対策【総務課、防災危機管理課、環境課】

一般災害編第3章第23節「廃棄物処理対策」を準用する。

第21節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画【防災危機管理課、建設課】

一般災害編第3章第25節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとする。

第1 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、市は建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が行った「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市では、曾根丘陵断層帯を震源とする地震の発生により揺れ及び液状化で約3,333棟（市全体の11.7%）の建物が全壊若しくは半壊等の被害にあい、約530棟の応急仮設住宅の需要が発生すると想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるようあらかじめ、資料編に記載の場所を建設予定地として指定している。

また、当該用地に建設できない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

建設用地の選定条件

- ①飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ②相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

2 応急仮設住宅の建設

(1) 市災害対策本部及び県は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県住宅課へ建設を依頼する。

(2) 県建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。（面積、生活用水、電気等）

(3) 建設業者への工事を発注依頼する。

(4) 完成後、市災害対策本部が入居者を選定。

(5) 入居

3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

市は、大規模な災害が発生し、県から要請を受けたときは、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を実施する。

また、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、県から要請を受けたとき、または必要と判断したときは、民間賃貸住宅の情報を提供する。

第22節 建築物・宅地の危険度判定【防災危機管理課、都市計画課】

第1 被災建築物応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

1 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。また、資格を取得した職員の質の確保・向上に向けて、定期的な研修・訓練を図る。

2 応急危険度判定の実施

(1) 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

(2) 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

3 応援要請

市は、市内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく被災建築物応急危険度判定フローは、別表1のとおりである。

4 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して市防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

1 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、危険度判定体制の整備を推進する。

2 被災宅地危険度判定の実施

市は、市内宅地の被害状況を収集し被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定を必要とする区域の設定および判定を必要とする宅地数及び判定士数を算定したうえで被災宅地危険度判定を実施する。（別表2）

3 応援要請

市は、市内で必要人員の被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく被災宅地危険度判定フローは、別表3のとおりである。

4 危険度判定

（1）被災した宅地危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

（2）被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

5 被災宅地危険度判定士の養成

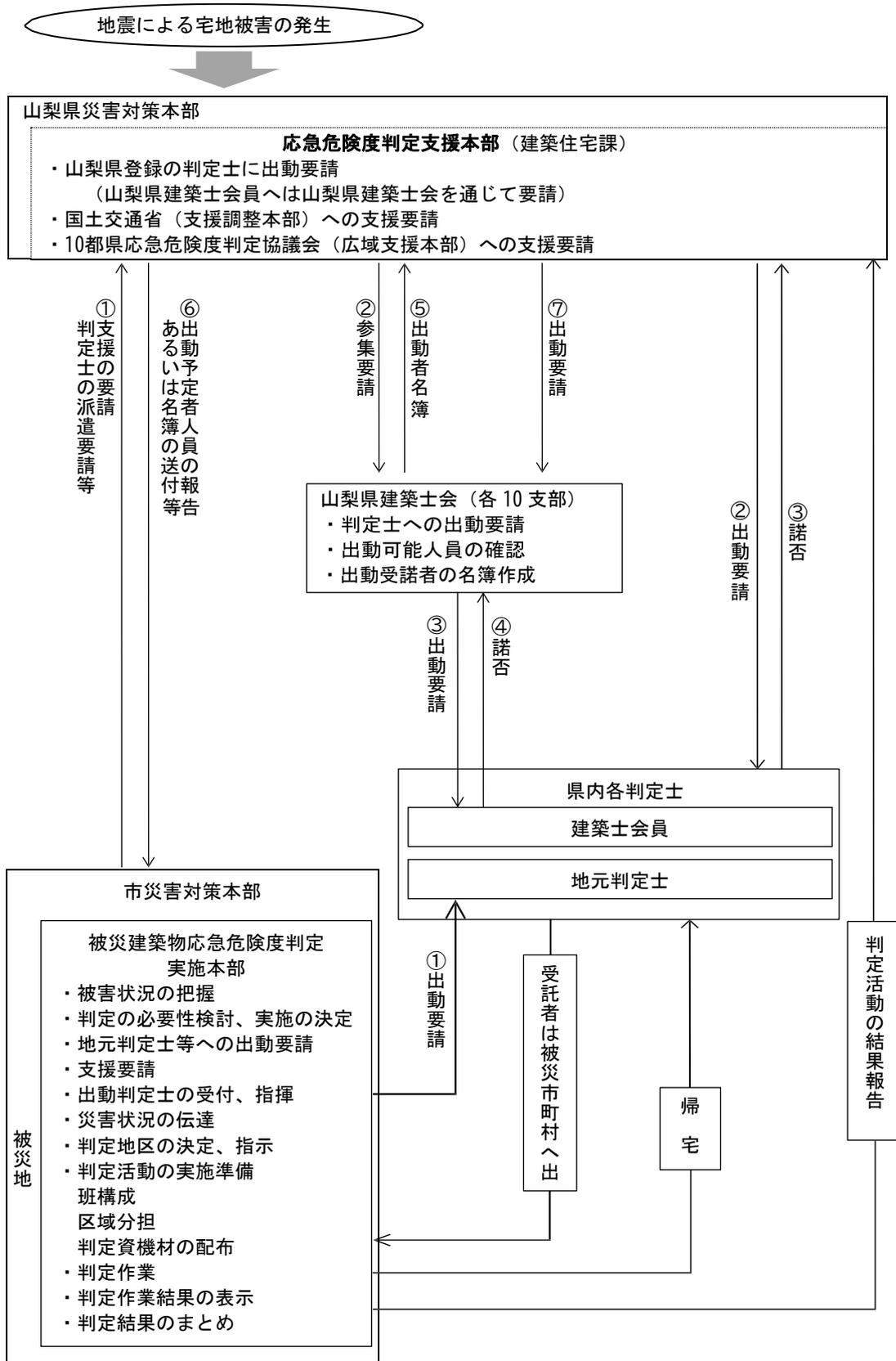
山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の開催する被災宅地危険度判定士養成講習会へ積極的に受講し、被災宅地危険度判定士の確保に努める。

6 広報及び指導・相談の実施

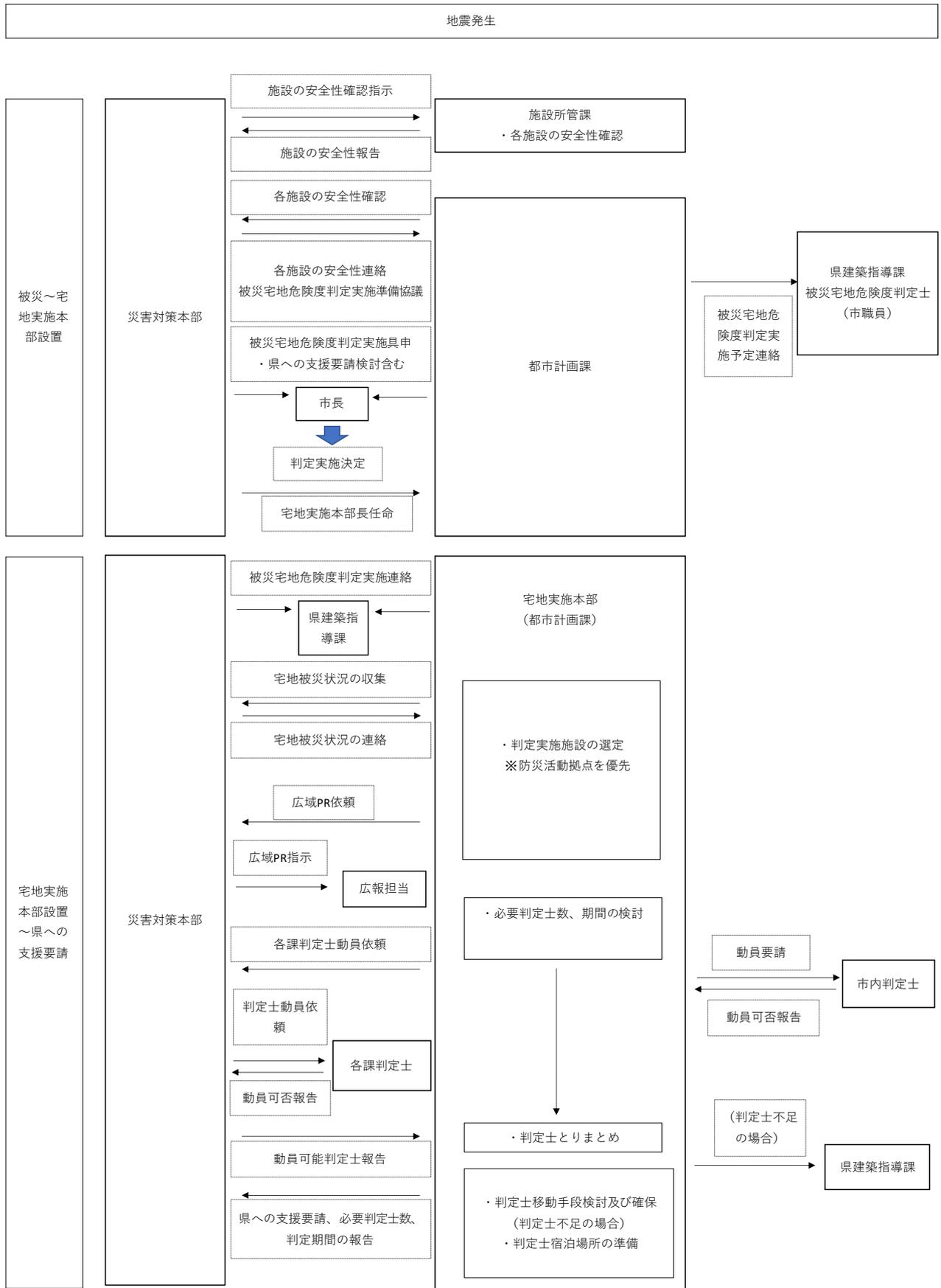
市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住宅に対して市防災行政無線、広報車等による広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

別表 1

被災建築物応急危険度判定フロー



別表2



第23節 救出計画【防災危機管理課】

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また、負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、消防団無線等の活用若しくは急使を派遣する等市災害対策本部又は東山梨消防本部山梨消防署への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

- ・大規模災害等発生時における相互援助に関する協定書（県内13市）
- ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
- ・大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書

（3）自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

2 救急活動

- （1）迅速な医療救護活動を行うため、市医師会等と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。また、必要に応じて、協定に基づき山梨市医師会、山梨市薬剤師会に支援を要請する。
- （2）医療機関の被災状況、受入れ状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- （3）道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第24節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画【防災危機管理課、健康増進課】

一般災害編第3章第26節「死体の捜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第25節 障害物除去計画【防災危機管理課、建設課】

一般災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第26節 生活関係施設の応急対策【防災危機管理課】

第1 建築物応急対策

地震編第3章第22節「建築物・宅地の危険度判定」の定めるところによるものとする。

第2 応急仮設住宅建設

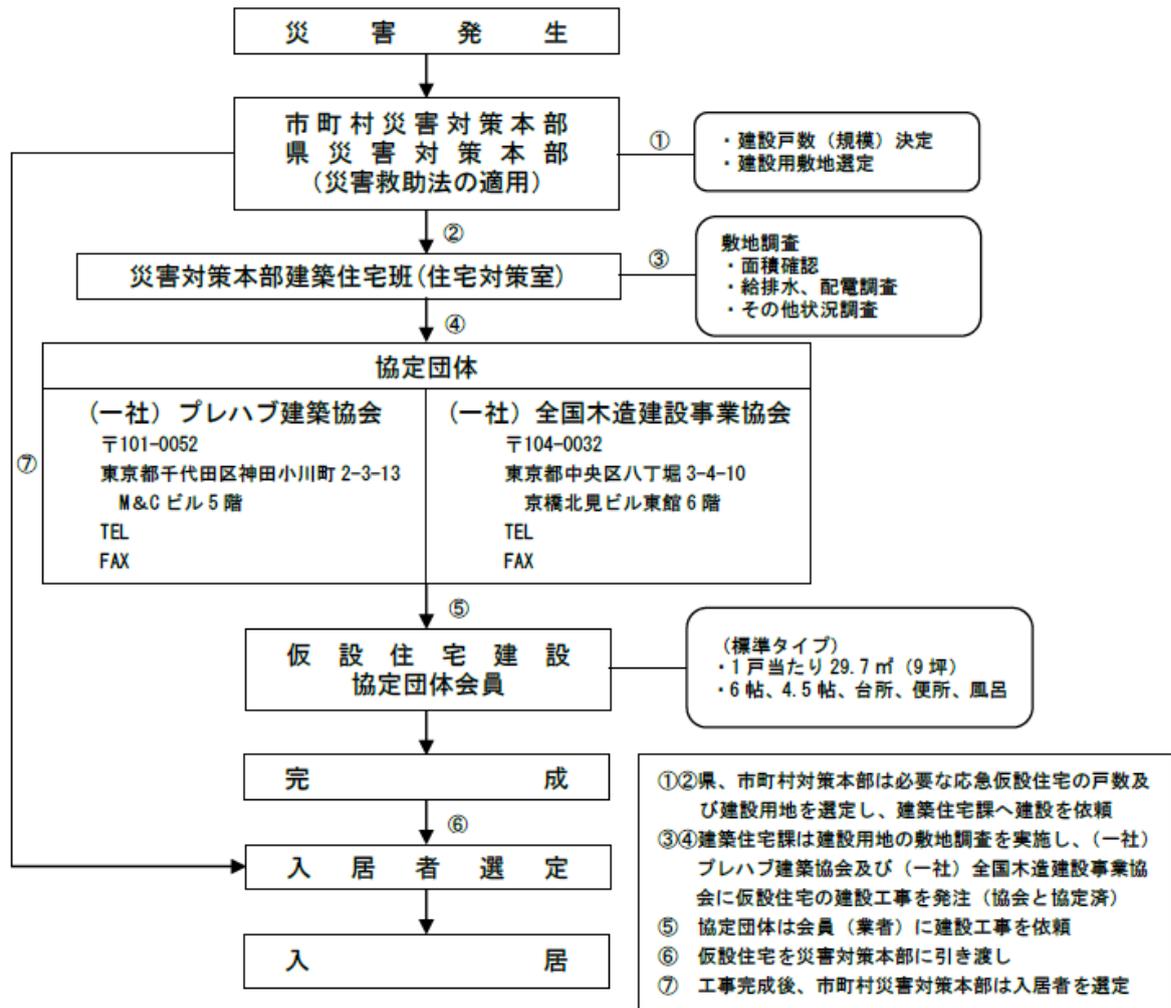
大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 建設型応急住宅建設用地の確保

災害発生時に於いて迅速に建設型応急住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。

このため、市と県の連携により、建設型応急住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。

2 建設型応急の建設フロー



第3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅を供給する。

1 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

県は、(公社)山梨県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会山梨県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき民間賃貸住宅の提供に関する貸主への協力依頼、情報の提供、円滑な提供の媒介の要請を行う。

2 民間賃貸住宅の情報提供

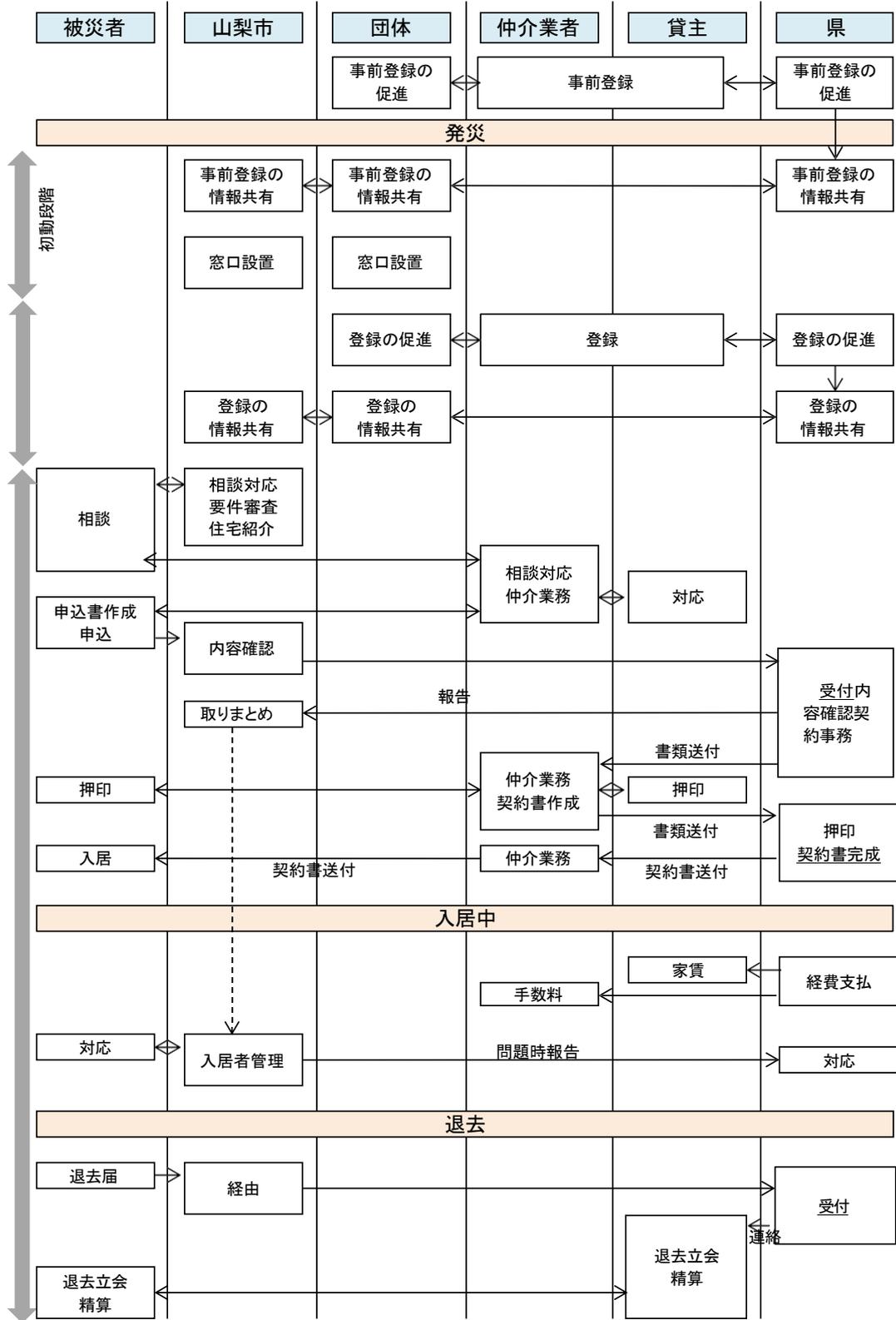
県は、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、市を通じて、民間賃貸住宅の情報を提供する。

3 民間賃貸住宅の借上げ

県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に賃貸型応急住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。

4 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー

賃貸型応急住宅供与フロー



第4 上水道施設応急対策

水道事業者は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

- 1 要員の確保
各水道事業者が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。
- 2 広報
給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。
また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。
- 3 工事業者等への協力要請
応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。
- 4 被害状況調査及び復旧計画の策定
被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。
- 5 送配水管等の復旧
送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。
- 6 仮設配水管の設置
仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、又必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ・ 市内水道事業工事業者一覧

第5 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

- 1 要員の確保
下水道管理者が定める山梨県流域下水道災害対応マニュアルに基づき応急処置要員の確保を図る。
- 2 工事業者等への協力要請
応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。
- 3 応急処置計画の策定
下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。
 - (1) 応急処置の緊急度及び工法
 - (2) 処置資材及び作業員の確保
 - (3) 設計及び監督技術者の確保
 - (4) 復旧財源の措置
 - (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

下水道管理者は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

また、施設の復旧状況によっては市と調整して利用者へ汚水排除の使用制限を依頼する。

第6 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

第7 都市ガス施設及びガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第8 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずると共に、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売事業者は、（一社）山梨県 LP ガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

- 1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急、復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれ予測されるときは、予め定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消(臨時回線の作成)

イ応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

エ移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第10 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

1 要員の確保

JR各社及び富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第27節 民生安定事業計画【防災危機管理課】

一般災害編第3章第29節「民生安定事業計画」を準用する。

第28節 災害ボランティア支援対策【災危機管理課】

一般災害編第3章第30節「災害ボランティア支援対策」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨【防災危機管理課】

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱【全課】

地震編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等【防災危機管理課】

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

気象庁は、「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{（注4）}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
		<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（※1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（※2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（※3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

- (※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2:レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3:レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

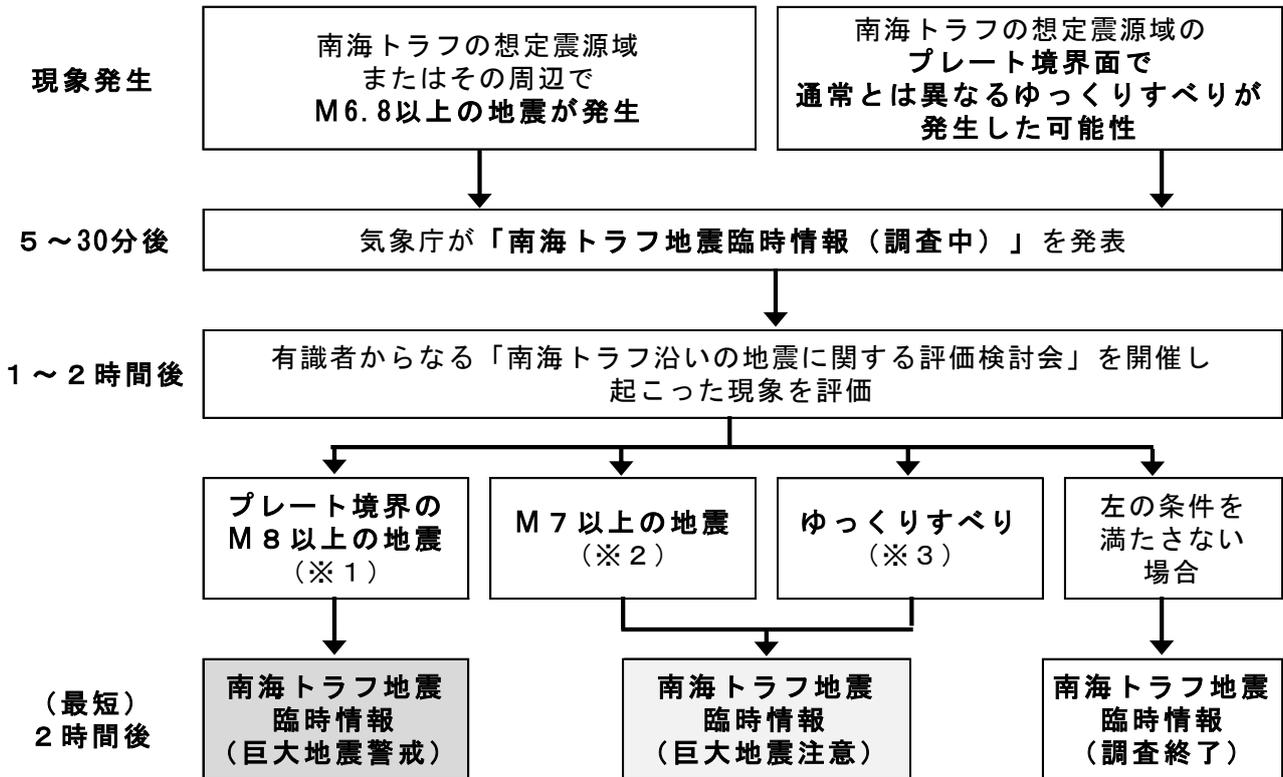
- (※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- (※6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



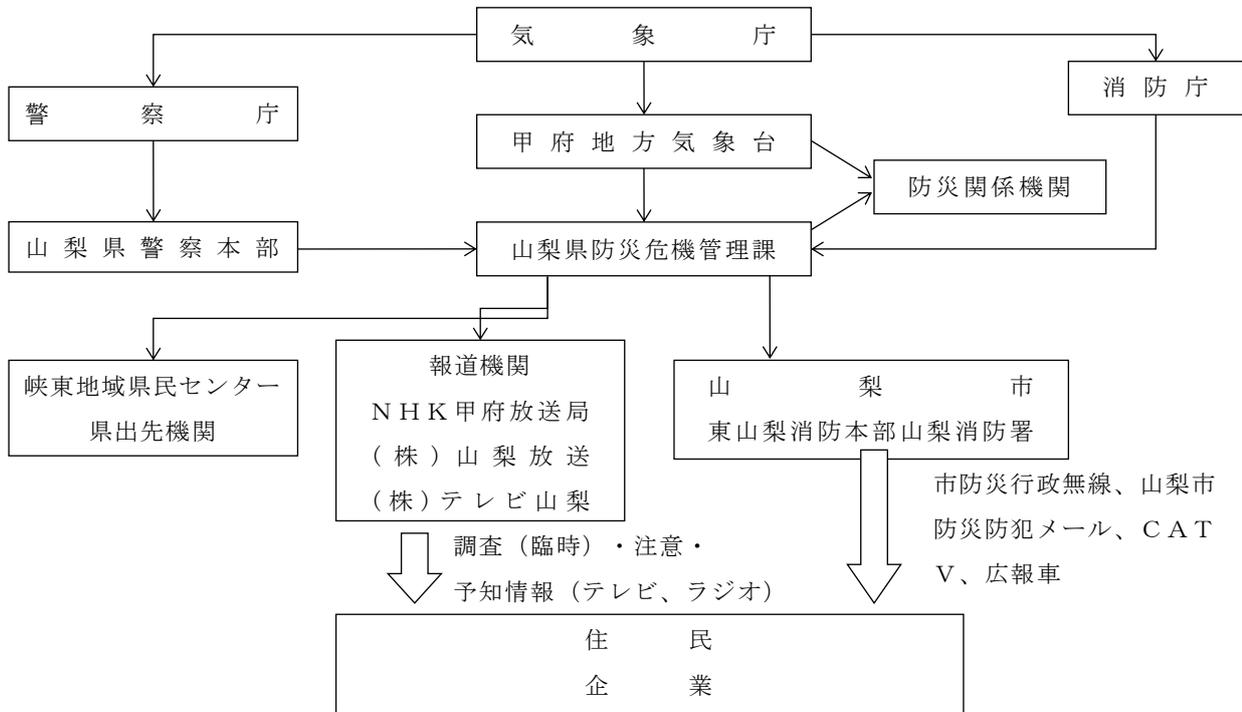
- ※1 想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
- ※2 監視領域内※1において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート協会の膠着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

気象庁報道発表資料より

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等【防災危機管理課】

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 市の広報活動

市は市地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、山梨市防災アプリ、市ホームページ、SNS、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県、市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

(1) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、市もこれに倣う。

(2) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、市もこれに倣う。

4 避難所の運営

地震編第3章第1.4節「避難活動」を準用する。

5 交通

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ)病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

(ウ)幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・児童生徒等に対する保護の方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア)自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ)無線通信機等通信手段の確保

(ウ)災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備を実施する。

ウ 市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県の保有施設の活用等協力を得るものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

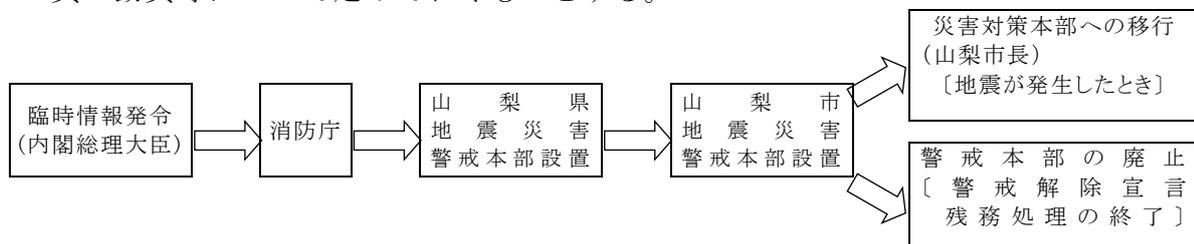
7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を行うものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

市は、南海トラフ地震臨時情報が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員等の動員等について定めておくものとする。



1 山梨市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から「南海トラフ地震臨時情報（警戒）」が発せられたときは、山梨市地震災害警戒本部条例に基づき、山梨市役所内に山梨市地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

2 警戒本部の廃止

「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発せられ、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、山梨市地震災害警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。

4 警戒本部の業務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災会や、防災関係機関等からの地震防災応急対策実施状況の収集及び県への報告
- (3) 避難の指示
- (4) 事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- (6) 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- (7) 救急救助のための体制確保
- (8) その他市内での地震防災対策の実施

5 組織及び分掌事務

市警戒本部の組織及び分掌事務は、別表2のとおりである。

第4 地震発生時の体制

1 山梨市災害対策本部

- (1) 市長は、地震が発生したときには、災害応急対策を実施するため市災害対策本部を設置する。
- (2) 市警戒本部から市災害対策本部に移行するときの市災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

市災害対策本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章1節「応急活動体制」に定めるところによる。

3 市災害対策本部の事務

地震が発生し、市災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- (1) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- (3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- (4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- (5) 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- (6) 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (7) ボランティアの受け入れ
- (8) 自主防災会との連携及び指導
- (9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (10) 防疫、その他の保健衛生

- (11) 緊急輸送道路の確保及び調整
- (12) 施設及び設備の応急復旧
- (13) その他災害発生の防衛、拡大防止のための措置

この他の事項は、地震編第3章第1節「応急活動体制」に記載の内容を準用する。

第5 職員の動員計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう
に努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

- 1 市長は、別表の山梨市地震災害警戒本部の組織及び分掌事務に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定するものとする。
- 2 東海地震に関する情報の伝達については、本部命令は防災危機管理部長から各部長に、各部長から班長を通じて各部員に伝達されるものとする。したがって、各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- 3 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地よりの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認める者とする。
- 4 各部長は動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人動員表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

第6 動員時の心得

- 1 参集時の携帯品
タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具
- 2 動員途上の緊急措置
職員は、動員途上において火災、心身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

別表第1

南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制

配備体制の名称	配備の目安	配備の内容	配備要員
南海トラフ地震臨時情報（調査中）配備体制	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。	地震災害警戒本部員及び防災担当職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 山梨市防災アプリ、市防災行政無線、CATV等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全課長 ・危機管理防災課員 ・各支所担当
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）配備体制	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。	全所属全職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、南海トラフ地震臨時情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 南海トラフ地震臨時情報発表等に係る情報の収集及び伝達 2 市で備蓄する食料、生活必需品、資機材等の点検 3 市防災行政無線、CATV等による住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）配備体制	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき、又は本部長が指示したとき。	市は、全所属全職員をもって地震災害警戒本部を設置し、各部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達 2 自主防災組織や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告 3 避難の指示 4 関係業者と連携した滞留旅客の対策 5 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保及び関係機関への指導 6 救急救助のための体制確保 7 その他市内の施設の地震防災対策の実施 8 市災害対策本部設置の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員
地震が発生したとき		市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

山梨市地震災害警戒本部分掌事務

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
政策秘書部 (政策秘書課長)	政策班 (政策担当リーダー)	政策担当	○災害復旧・復興計画の策定に関する事 ○国土利用計画に関する事
	秘書室班 (秘書室長)	秘書室	○本部長及び副本部長の秘書に関する事 ○国、県等の災害視察者への応援に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事
総務部 (総務課長)	文書法制班 (文書法制担当リーダー)	行政・広聴広報担当 文書法制担当	○災害関係文書の收受、管理等に関する事 ○自主防災会との連絡調整に関する事 ○応援自治体との連絡調整に関する事 ○防災危機管理班への応援に関する事
	人事給与班 (人事給与担当リーダー)	人事給与担当	○職員の配備状況の把握、報告に関する事 ○各部における不足要員の調整に関する事 ○職員等の安否確認に関する事 ○災害対策活動従事者の食料等の確保に関する事 ○被災職員に対する福利厚生及び健康管理に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事
財政部 (財政課長)	経営管理班 (経営管理担当リーダー)	経営管理担当	○災害状況に応じた公共施設全体の運営方針に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事
	財政班 (財政担当リーダー)	財政担当	○災害対策の予算編成に関する事 ○災害応急復旧活動費の経理に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事
企画推進部 (企画推進課長)	デジタル戦略推進班 (デジタル戦略推進担当リーダー)	企画・DX推進担当 情報システム管理担当	○復旧作業に必要なとなるシステムの構築に関する事 ○防災危機管理班との各種情報についての相互調整に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事
管財部 (管財課長)	管財・営繕班 (管財・営繕担当リーダー)	管財担当 営繕担当	○庁舎及び市有財産の被害調査、災害対策に関する事 ○市有自動車の管理、配車及び緊急調達に関する事 ○緊急通行(輸送)車両の確認申請等に関する事 ○災害時の緊急電話の確保に関する事 ○市管理の機器、整備及び庁舎停電時の対策に関する事 ○来庁者の被災状況の取りまとめに関する事
	契約検査・土地管理班 (契約検査担当リーダー)	契約検査担当 土地管理担当	○工事等の請負契約及び委託契約に関する事 ○物品・資材の購入、修理等の契約に関する事 ○災害地籍の調査、相談に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
防災危機管理部 (防災危機管理課長)	防災危機管理班 (防災危機管理担当リーダー)	防災危機管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置に関すること ○本部員会議の庶務に関すること ○各部及び支所との連絡調整に関すること ○県、防災関係機関との連絡に関すること ○本部長の指示等の伝達に関すること ○県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関すること ○関係機関との連絡、応援協力に関すること ○県、消防庁への被害報告に関すること ○気象情報に基づく配備態勢に関すること ○災害救助法に基づく活動の実施に関すること ○災害情報等の収集に関すること ○応急対策用資機材等の調達に関すること ○被害状況等の取りまとめに関すること ○防災行政無線に関すること
地域資源開発部 (地域資源開発課長)	地域資源活用班 (地域資源活用担当リーダー)	交流促進担当 地域資源活用担当	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受け入れに関すること ○街の駅における被災者受け入れに関すること ○外国人の救援救護に関すること ○多文化共生の推進に関すること
ふるさと納税ブランディング部 (ふるさと納税ブランディング課長)	ふるさと納税ブランディング班 (ふるさと納税納税管理担当リーダー)	ふるさと納税管理担当 ふるさと納税企画担当	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受け入れに関すること ○街の駅における被災者受け入れに関すること ○外国人の救援救護に関すること ○多文化共生の推進に関すること ○他部への応援に関すること
税務部 (税務課長)	税務班 (市民税担当リーダー)	市民税担当 固定資産税担当 収納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○救護物資の仕分け、配分等の協力に関すること ○市民税の減免措置に関すること ○国民健康保険税の減免措置に関すること ○固定資産税の減免措置に関すること ○被災住民への税関係の相談に関すること ○罹災証明発行の調査に関すること ○罹災証明書の発行に関すること ○他部への応援に関すること
市民部 (市民課長)	市民班 (市民担当リーダー)	市民・年金担当 公共交通担当	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者相談窓口の設置に関すること ○行方不明者リストの作成に関すること ○被災者台帳の作成に関すること ○埋火葬許可証の発行に関すること ○外国人罹災者への対応に関すること ○他部への応援に関すること
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (社会福祉担当リーダー)	社会福祉担当 生活保護担当 障害福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の統括及び開設に関すること ○社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○救援物資の受け入れの協力に関すること ○災害ボランティアの受け入れの協力に関すること ○災害弔慰金の支給等に関すること ○社会福祉団体との連絡、応援協力に関すること ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○避難行動要支援者の安否確認に関すること ○入所者の安全確保対策に関すること ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○施設利用者の安全確保対策に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
こども・子育て部 (こども・子育て課長)	保育・子育て推進班 (保育・子育て推進担当リーダー)	保育担当・子育て推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の安全確保対策、安否確認に関すること ○幼稚園、保育園、認定こども園、児童センターの被害調査、災害対策に関すること ○応急保育に関すること ○他班への応援に関すること
	こども・子育て支援班 (こども・子育て支援担当リーダー)	こども・子育て支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○児童センターの被害調査、災害対策に関すること ○福祉避難所の開設に関すること ○他班への応援に関すること
健康増進部 (健康増進課長)	健康増進班 (健康企画担当リーダー)	健康企画担当 健康づくり担当 国保・後期高齢者医療担当 医療資格を持つ職員	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○医療機関との連絡に関すること ○医療救護所の設置に関すること ○指定避難所開設等の協力に関すること ○感染症予防対策に関すること ○福祉避難所の開設に関すること ○臨時健康診断・予防接種の実施に関すること ○被災者への臨時健康相談に関すること ○指定避難所への巡回相談に関すること ○被災住民に対する心のケア対策に関すること
高齢者・介護支援部 (高齢者・介護支援課長)	高齢者・介護支援班 (介護保険担当リーダー)	介護保険担当 介護予防・支援担当 支援つなげる担当	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○在宅寝たきり高齢者等要配慮者の安全確保対策、安否確認に関すること ○福祉避難所の開設に関すること
環境部 (環境課長)	生活環境班 (生活環境担当リーダー)	生活環境担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の防疫に関すること ○死体収容(安置)所の開設に関すること ○死体の埋火葬に関すること ○死亡獣畜の処理に関すること ○ペット対策に関すること ○環境センターとの連絡に関すること
	グリーン社会推進班 (グリーン社会推進担当リーダー)	グリーン社会推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ及びし尿の収集、処理等に関すること (がれき等の災害廃棄物の処理に関すること) ○甲府・峡東クリーンセンターとの連絡調整に関すること ○仮設トイレの設置に関すること ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○放射線量測定等に関すること
商工労政部 (商工労政課長)	商工労政班 (商工労政担当リーダー)	商工労政担当 企業立地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○商工業の被害調査、災害対策に関すること ○生活必需物資、燃料等の調達に関すること ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関すること ○商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
観光部 (観光課長)	観光班 (観光企画担当リーダー)	観光企画担当 観光施設担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○管理施設の被害調査、災害対策に関する事 ○観光協会等との連絡調整に関する事 ○観光客、帰宅困難者等滞留旅客の安全確保対策に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
農林部 (農林課長)	農林・農地班 (農林担当リーダー)	農林担当 農地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農作物、農業用施設の被害調査、災害対策に関する事 ○家畜及び畜産施設の被害調査、災害対策に関する事 ○林産物、林産施設の被害調査、災害対策に関する事 ○応急食料の調達に関する事 ○被災農家の農地相談に関する事 ○被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関する事
	農林土木班 (農林土木担当リーダー)	農林土木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農道、林道、農業用水路等の被害調査、災害対策に関する事 ○治山事業に関する事 ○被災農地の測量に関する事
建設部 (建設課長)	市営住宅班 (市営住宅担当リーダー)	市営住宅担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の被害調査、災害対策に関する事 ○応急仮設住宅の建設に関する事
	管理・土木班 (土木担当リーダー)	管理担当 土木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害調査、災害対策に関する事 ○水位、雨量の観測に関する事 ○水防活動に関する事 ○道路障害物の除去・運搬に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○建設業者との連絡、応援協力に関する事
都市計画部 (都市計画課長)	都市計画班 (都市計画担当リーダー)	都市計画担当 都市整備担当 まちづくり推進室	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画施設の被害調査、災害対策に関する事 ○災害復興都市計画、都市復興基本計画等の策定に関する事 ○被災建築物の危険度判定に関する事 ○被災住宅の応急修理に関する事 ○被災宅地の危険度判定に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事 ○入園者の安全確保対策に関する事 ○公園施設の被害調査、災害対策に関する事 ○動物園の被害調査、災害対策に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
上下水道部 (上下水道課長)	下水道庶務管理班 (下水道庶務管理担当リーダー)	下水道庶務管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○峡東地域流域下水道との連絡に関すること ○下水道施設の応急復旧計画の策定に関すること ○下水道等に係る災害予算及び経理に関すること ○市町村設置型合併浄化槽の被害状況の取りまとめ、報告に関すること
	下水道工務班 (下水道工務担当リーダー)	下水道工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害調査、応急復旧対策に関すること ○排水設備指定工事店との連絡、応援協力に関すること ○市町村設置型合併浄化槽の応急復旧対策に関すること
	上水道庶務班 (上水道庶務担当リーダー)	上水道庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○上水道に係る災害予算及び経理に関すること ○水道関係の出納等の会計事務に関すること ○市民への広報に関すること ○峡東地域広域水道企業団との連絡に関すること ○他水道事業者からの応援の受け入れに関すること
	上水道管理班 (上水道管理担当リーダー)	上水道管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○水源の確保に関すること ○上水道施設の被害調査、応急復旧対策に関すること ○応急復旧資材等の調達、保管に関すること ○水質管理に関すること ○上水道施設の応急復旧計画の策定に関すること ○応急給水の実施に関すること
	上水道工務班 (上水道工務担当リーダー)	上水道工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に伴う水道工事に関すること ○応急給水の実施に関すること ○指定給水装置工事事業者との連絡、応援協力に関すること ○水源の確保に関すること ○簡易水道施設の被害調査、応急復旧対策に関すること ○簡易水道施設の応急復旧計画の策定に関すること ○水質管理に関すること
会計部 (会計課長)	出納班 (出納担当リーダー)	出納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関係経費の出納に関すること ○義援金、見舞金の受付、保管に関すること ○他部への応援に関すること
学校教育部 (学校教育課長)	学校総務班 (学校総務担当リーダー)	学校総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被災児童・生徒に対する学用品等の給与に関すること
	学校教育班 (学校教育担当リーダー)	学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の確保等県教育委員会との連絡等に関すること ○幼稚園園児、児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関すること ○応急教育の実施に関すること
	学校管理班 (学校管理担当リーダー)	学校管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、学校教育施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○幼稚園、学校教育施設の被害調査、災害対策に関すること ○避難所の開設に関すること
	学校給食センター班 (学校給食センター担当リーダー)	学校給食センター担当	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出しに伴う給食施設の利用、管理に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
生涯学習部 (生涯学習課長)	生涯学習班 文化財班 市民会館・ 図書館班 根津記念館班 (各担当リーダー)	生涯学習担当 文化財担当 市民会館・ 図書館担当 根津記念館担当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の被害状況調査、報告に関すること ○社会教育関係団体との連絡、応援協力に関すること ○施設利用者の安全確保対策に関すること ○避難所の開設に関すること ○文化財の被害調査、災害対策に関すること ○救援物資集積所開設等の協力に関すること
	スポーツ振興班 (スポーツ振興担当リーダー)	スポーツ振興担当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の被害状況調査、報告に関すること ○社会体育団体との連絡、応援協力に関すること ○施設利用者の安全確保対策に関すること ○避難所開設等の協力に関すること ○救援物資集積所開設等の協力に関すること
支所 (支所長)	総務班 (総務担当リーダー)	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○支所内の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○現地災害対策本部の設置、運営に関すること ○地区住民への広報に関すること ○自主防災会との連絡、応援協力に関すること ○市民税等の税の減免措置に関すること ○被災住民への税関係の相談に関すること ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等の協力に関すること
	住民生活班 (住民生活担当リーダー)	住民生活担当	<ul style="list-style-type: none"> ○支所来庁者の安全確保対策に関すること ○行方不明者相談窓口の設置に関すること ○行方不明者リストの作成に関すること ○市民の要望、苦情等災害相談に関すること ○臨時健康診断・健康相談・予防接種等の受付に関すること ○罹災証明書の発行に関すること ○埋火葬許可証の発行に関すること ○支所総務班への応援に関すること ○避難所開設等の協力に関すること
議会部 (議会事務局長)	議会班 (次長)	庶務担当 議事担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会との連絡に関すること ○他部への応援に関すること
社会福祉協議会部 (事務局長)	社会福祉協議会班 (福祉総務担当リーダー)	福祉総務担当 地域福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害調査、災害対策に関すること ○福祉避難所の開設に関すること ○災害ボランティアに関すること ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関すること
消防団 (消防団長)	消防分団 (分団長)	各消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動に関すること ○水防活動に関すること ○市民に対する避難指示等の伝達に関すること ○避難誘導に関すること ○行方不明者の捜索に関すること ○救助救出に関すること

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針【全課】

一般災害編第4章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画【防災危機管理課】

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定めており、本計画改訂前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的【総務課、総務課、防災危機管理課、健康増進課、環境課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、社会福祉事務所】

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震予知に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、よりの確な対策を講じるため、大震法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定地震域による震度分布等の検討が行われた。その結果を踏まえ、平成14年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都県157市町村（合併後の市町村数）へ大幅に拡大された。本県では、新たに5町村が追加指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は、丹波山村、小菅村を除く全市町村となった。

このため、市は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するものとする。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

（1）東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

（2）東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

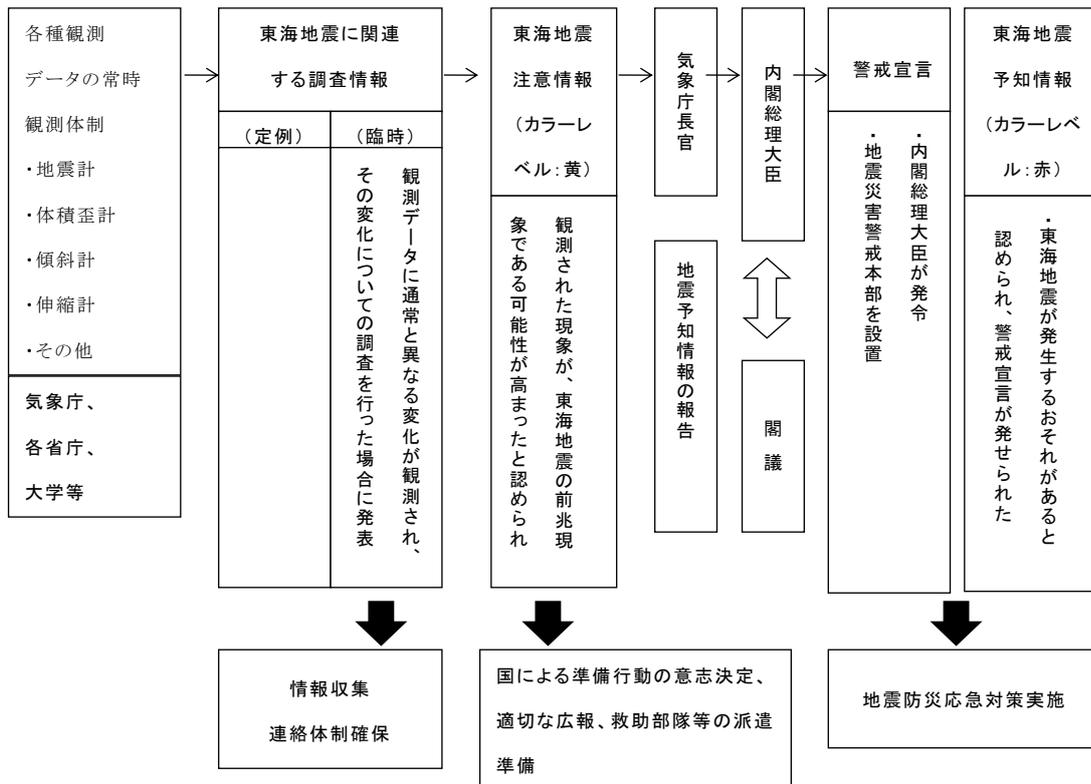
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報

3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び及び活動【全課】

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

- 1 市職員の配備体制及び活動
東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、配備該当職員（別表第1「東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制」に指定する職員）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。
- 2 県、防災関係機関等との連絡体制の確保
市は、職員の中から連絡担当職員（防災危機管理課等）を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。
- 3 情報の周知
 - (1) 職員への周知
庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。
 - (2) 住民への広報
市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車、山梨市防災アプリ、市ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

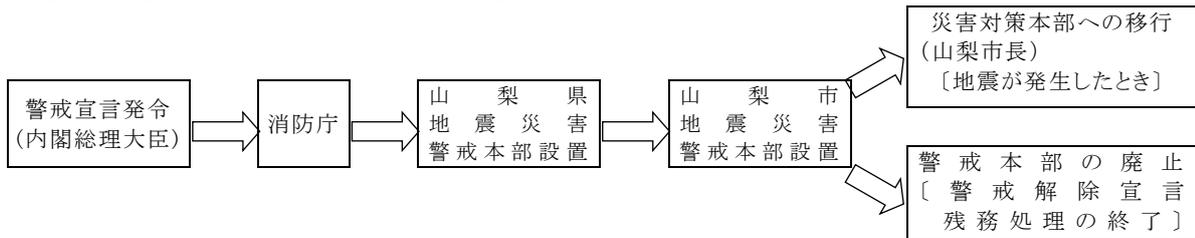
- 1 準備行動
東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、また、児童・生徒等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。
- 2 市職員の配備体制及び活動
東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。
 - (1) 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
 - (2) 地震災害警戒本部設置の準備
 - (3) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
 - (4) 警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための指定避難所の開設準備
 - (5) 県への参集状況及び避難状況報告体制準備
 - (6) 物資・資機材の点検・確認
 - (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- 3 住民への広報
市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車、山梨市防災アプリ、市ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、東海地震注意情報の内

容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

市は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の出動等について定めておくものとする。



1 山梨市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられたときは、山梨市地震災害警戒本部条例に基づき山梨市役所内に山梨市地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

資料編 ・山梨市地震災害警戒本部条例

2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 警戒本部の業務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災会や、防災関係機関等からの地震防災応急対策実施状況の収集及び県への報告
- (3) 避難の指示
- (4) 事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- (6) 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- (7) 救急救助のための体制確保
- (8) その他市内での地震防災対策の実施

5 組織及び分掌事務

市警戒本部の組織及び分掌事務は、別表2のとおりである。

第4 地震発生時の体制

1 山梨市災害対策本部

- (1) 市長は、地震が発生したときには、災害応急対策を実施するため市災害対策本部を設置する。
- (2) 市警戒本部から市災害対策本部に移行するときの市災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

市災害対策本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章1節「応急活動体制」に定めるところによる。

3 市災害対策本部の事務

地震が発生し、市災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- (1) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- (3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- (4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- (5) 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- (6) 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (7) ボランティアの受け入れ
- (8) 自主防災会との連携及び指導
- (9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (10) 防疫、その他の保健衛生
- (11) 緊急輸送道路の確保及び調整
- (12) 施設及び設備の応急復旧
- (13) その他災害発生の防御、拡大防止のための措置

第5 職員の動員計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

- 1 市長は、別表の山梨市地震災害警戒本部の組織及び分掌事務に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定するものとする。
- 2 東海地震に関する情報の伝達については、本部命令は防災危機管理部長から各部長に、各部長から班長を通じて各部員に伝達されるものとする。したがって、各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- 3 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地よりの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認める者とする。
- 4 各部長は動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人動員表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

第6 動員時の心得

- 1 参集時の携帯品
タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具
- 2 動員途上の緊急措置
職員は、動員途上において火災、心身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

別表第 1

予知情報発表時の配備体制

配備体制の名称	配備の基準	配 備 の 内 容	配 備 要 員
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	地震災害警戒本部員及び防災担当職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 山梨市防災アプリ、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、Lアラート（災害情報共有システム）等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	・市長 ・副市長 ・教育長 ・全課長 ・危機管理防災課員 ・各支所市民福祉・地域担当
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき。	全所属全職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、東海地震予知情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達 2 市で備蓄する食料、生活必需品、資機材等の点検 3 市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、Lアラート（災害情報共有システム）等による住民への広報	全職員
警戒宣言発令時（東海地震予知情報）配備体制	東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	市は、全所属全職員をもって地震災害警戒本部を設置し、各部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達 2 自主防災組織や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告 3 避難の指示 4 関係業者と連携した滞留旅客の対策 5 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保及び関係機関への指導 6 救急救助のための体制確保 7 その他市内の施設の地震防災対策の実施 8 市災害対策本部設置の準備	全職員
地震が発生したとき。		市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	全職員

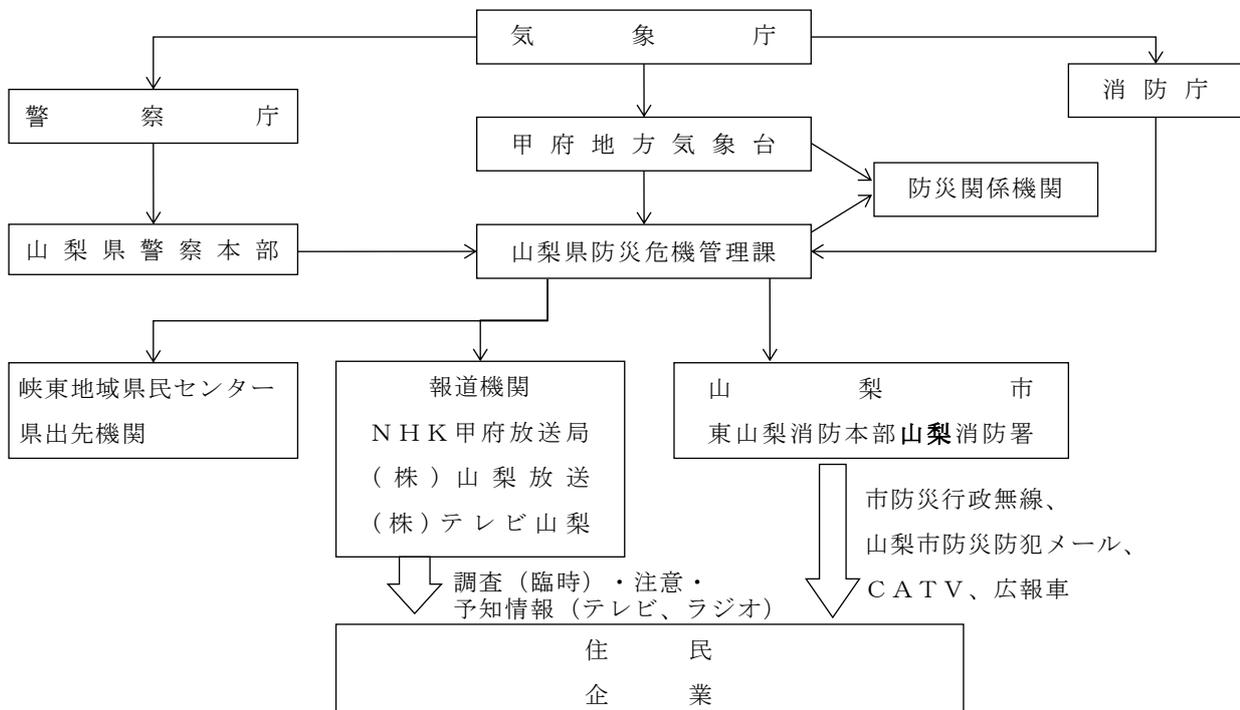
第3節 情報の内容と伝達【防災危機管理課、福祉課、子ども・子育て課、学校教育課、生涯学習課、観光課、学校教育課、牧丘支所、三富支所】

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

情報の種類及び内容は、次のとおりである。

- 1 東海地震に関連する調査情報（定例）
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を公表
- 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表
- 3 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報
東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達系統



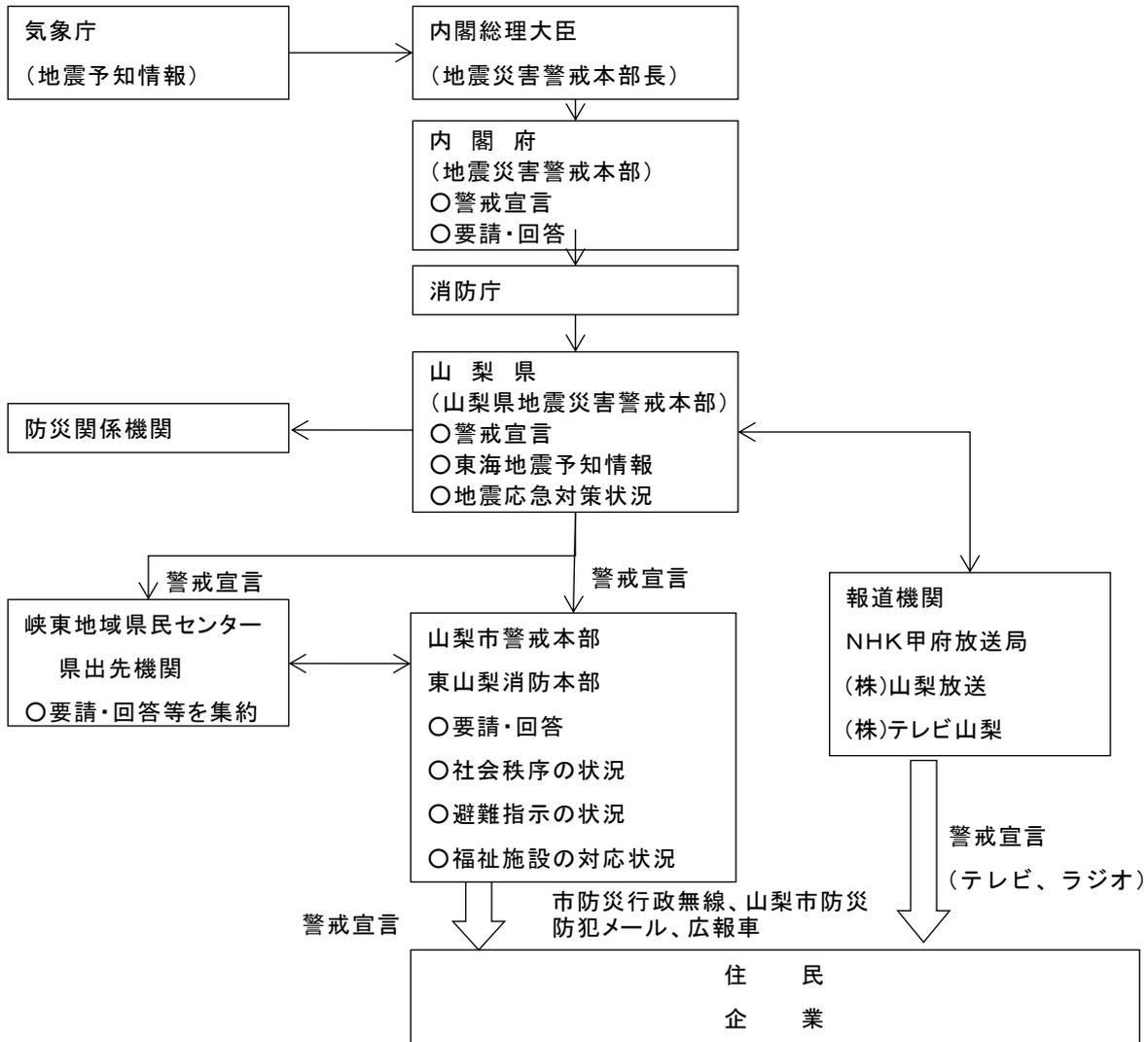
4 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

5 警戒宣言

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

警戒宣言発令時の情報伝達系統



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

市は、県及び防災関係機関と相互に連絡をとり警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

市は、1で収集した事項及び次の事項についてあらかじめ県が定める様式により県警戒本部に報告する。

関係機関名		報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	市→峡東地域県民センター→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→警戒本部
	設置前	市→峡東保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→県警戒本部
	設置前	市教育委員会→峡東教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→県警戒本部
	設置前	市→峡東地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→県警戒本部
		避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、バス(施設構内の者を除く。))、通行規制等で停滞している車両数
		保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
		授業を停止した幼稚園・小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数(私立は、県総務部→県警戒本部)(県立高校は、県教育委員会→県警戒本部)
		主要スーパーの営業停止店舗数

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

市は、次の様式により各状況を峡東地域県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

市は、次の様式により各状況を峡東地方連絡本部に対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 市町村別避難所開設状況一覧表（様式4-5-1）
- ウ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

資料編 ・「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

第4節 広報活動【総務課、防災危機管理課、市民課】

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 警戒宣言時の広報の実施

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災会等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子等により実施する。

2 警察

車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等で広報する。また、テレビ、ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設する。

〈広報手段等〉

ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用

イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用

ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設

エ 山梨市防災アプリ、市ホームページ、山梨市防災防犯メール、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用

オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請

カ 自主防災組織との連携

キ ヘリコプターによる広報

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力会社

報道機関を通じて、発生時に備えての具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス会社

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) 東日本電信電話

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR東日本

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び施設内の案内板等を通じて、運転状況について広報する。

(7) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関については、一般災害編第3章第6節「予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画」における「予警報伝達系統図」を基に、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 山梨市の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報等
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災会に対する防災活動の要請
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 市の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 住民・滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、資料編のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、防災信号、広報車、インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）SNS、外国語放送等又は自主防災会を通じる伝達ルートを用いて行うものとする。

(1) 市からの伝達

市職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。

ア 市防災行政無線、山梨市防災アプリ、山梨市防災防犯メール、CATV、Lアラート（災害情報共有システム）の利用

市が整備している市防災行政無線、山梨市防災アプリ、山梨市防災防犯メール、CATV施設、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して行う。

イ 広報車の利用

市が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。

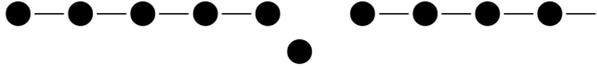
ウ 山梨市防災アプリ、ホームページの活用、チラシの配布

山梨市防災アプリ、市ホームページの活用やチラシの配布により、聴覚障害者に配慮した広報を行う。

（2）消防団からの伝達

消防団各部は、消防団長、副団長、各分団長等の指示により、各部にてそれぞれの担当区域に分かれ、地域住民に対して消防車、サイレン及び警鐘により伝達を行う。

地震防災信号

警 鐘	サ イ レ ン
 <p>(5 点)</p>	<p>(約 45 秒)</p>  <p>(約 15 秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

（3）区長からの伝達

区長、自主防災会長は、地区内の住民に対して電話等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 避難活動【防災危機管理課、福祉課、高齢者・介護支援課】

警戒宣言が発せられた場合、地震による被害が想定される地域の住民に対して避難の指示を行い、住民の生命及び身体の保護に努めるものとする。

第1 避難の実施責任者

避難の指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連絡をとり、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- 1 市長（大規模地震対策特別措置法第21条、災害対策基本法第60条）
- 2 知事（災害対策基本法第60条）
- 3 知事又はその命を受けた県職員（大規模地震対策特別措置法第21条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- 4 水防管理者（水防法第29条）
- 5 警察官（大規模地震対策特別措置法第25条、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

第2 避難指示の基準等

警戒宣言発令時における避難指示の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる「事前避難対象地区」は、地震が発生した場合に市長が危険と認める地区とし、資料編に掲げる地区とする。

なお、事前避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。

資料編 ・ 事前避難対象地区及び避難場所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知

事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の指定避難所
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難地に至る避難路
- ⑤ 避難の指示と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、建設中の建造物等の付近等、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災会への指示

市長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の確認及び避難誘導
- ③ 収容者の安全管理に関する協力
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難支援

5 要配慮者の避難

各地区の自主防災会は、あらかじめ在宅の高齢者、乳児、幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(1) 警戒宣言に基づき、市長より第2に掲げる避難の指示が行われたときは、介護を要する者の指定避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(2) 警戒宣言が発せられた場合、市は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

なお、介護を要する要配慮者を収容するにあたって、必要に応じて指定避難所の一面に福祉避難スペースを確保、また福祉避難所及び妊産婦・新生児専用避難所を開設し、寝たきりの高齢者や妊産婦・新生児等を収容するものとする。

6 帰宅困難者等対策

市は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生の抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じるものとする。

(1) 帰宅困難者等が発生した場合は、状況により東日本旅客鉄道(株)と協力して地震予知に関する情報、交通機関の運行状況等に関する情報の提供、また、地図の配布等帰宅支援対策を実施する。

(2) JR中央線が山梨市駅、東山梨駅で停車した場合に、東日本旅客鉄道(株)から次の対策の実施を依頼されたときは、状況に応じ必要な対策を実施する。

ア 列車内旅客、駅施設の旅客への食事の斡旋援助

イ 待機が長期間となった場合における市指定避難所への避難

ウ 病人発生等の緊急を要する事態が発生した場合は、救急医療機関への収容等応急措置の実施

7 指定避難所における避難生活の確保

(1) 市が開設した指定避難所には、必要な設備及び資機材の配備並びに情報連絡のため市職員、消防団員を派遣し、又は消防職員、警察官等の派遣要請を行い、可能な限り救護所、夜間照明等の設置を行う。

(2) ビニールシート、テント等の野営資材は、市のみならず住民、自主防災会等においても準備するよう依頼する。

(3) 食料等の生活必需品は、市でも調達を行うが、住民においても各人が3日分を用意し、さらに保存できるものは1週間分を用意する。

(4) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、十分検討し、事業者等と協議する。

(5) 市は、生活必需品の不足している者に対し、斡旋に努める。

(6) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。

(7) 指定避難所では、自主防災会の単位で行動する。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第4 県が行う避難活動

1 市避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。

2 要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。

3 災害救助法の対象となる市が行う避難対策についての指導調整を行う。

4 次の事項について市に協力する。

(1) 県の管理する施設の避難所としての開放

(2) 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容

(3) 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出

(4) 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備

5 市が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。

6 帰宅困難者、滞留旅客に対して避難誘導、保護及び食料の斡旋を行う。

第6節 住民生活防災応急活動【防災危機管理課、こども・子育て課、上下水道課、学校教育課】

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- ③ 警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ず
- ④ 備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給する。

2 物資等の確認

市は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、市の備蓄物資の確認を行い、不足する分については、市内の食料販売業者、フルーツ山梨農業協同組合、山梨市商工会等と連絡をとり、調達可能な物資を確認し、必要量を確保する。

3 受入れ体制の整備

搬送される物資の集積所を資料編掲載の施設に開設するとともに、その所在地等に関係機関に周知する。

なお、当該施設に商工労政部商工労政班職員を配置し、また、各施設に管理責任者を配置し、物資の管理体制を整える。

4 配分計画

搬送された物資の各指定避難所への配分準備を行う。

5 販売業者への指導

生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰等の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発表時における市の対策は、次のとおりである。

1 給水活動の準備

市で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、市内関係機関等から調達する。

2 広報の実施

上下水道部上水道管理班は、住民に対して飲料水の備蓄、また、浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう、山梨市防災アプリ、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資機材等の確保

市は、病院、診療所、市内医療機関に対し、警戒宣言発表を周知し応急医療体制の準備を促すとともに、受入れ体制について報告を受ける。

病院、診療所、市内医療機関は、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

2 救護所の開設準備

市は、指定避難所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入れ体制について峡東保健所に通知する。

3 搬送準備

市は、傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

4 医療体制についての広報

市は、病院、診療所及び市内医療機関の受入れ体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

市が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数、設置場所を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿処理業者との連絡等、し尿の汲み取り準備を行う。

3 災害廃棄物の処理準備

倒壊家屋等による大量の災害廃棄物の発生を想定し、一時仮置場の選定、回収の準備を行う。

第5 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時には、学校、保育所（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、市教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたとき。

（1）授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

（2）安全な場所に全員を誘導する。

2 警戒宣言が発せられたとき。

（1）授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

（2）安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は

保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全確保について対策を講じる。

- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないとき又は児童・生徒等の住居が事前避難対象地域であるときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中、登校前・登園前に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中等発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の児童・生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 登校前・登園前に大地震発生又は警戒宣言が発令された場合は、自宅待機とする。
- ⑤ 交通機関を利用している児童・生徒等は、その場の指導者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。
- (6) 登園・登校については、被害の状況等を総合的に判断して、安全が確認され、登園・登校再開の連絡があるまで自宅待機とする。

第6 自主防災活動

市等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

- ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するよう努める。
- ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- (3) 初期消火の準備
 - 消火機材等の点検と準備体制をとる。
- (4) 防災用資機材等の配備・活用
 - 防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- (5) 家庭内対策の徹底
 - 次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - ア 家具の転倒防止
 - イ タンス、食器棚等からの落下等防止
 - ウ 出火防止及び防火対策
 - エ 備蓄食料・飲料水の確認
 - オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。
- (6) 避難行動
 - ア 住民等に対して市長の避難指示を伝達し、あらかじめ定める指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、市長に報告する。

資料編 ・ 事前避難対象地区及び避難場所一覧

- イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、警戒宣言発令時、市保健師等と連携を図り、自主防災会において指定避難所まで搬送する。この場合、必要により車両を活用して速やかに指定避難所まで避難する。
- (7) 避難生活
 - ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。
- (8) 社会秩序の維持
 - ア ラジオ、テレビ、市防災行政無線、山梨市防災防犯メール等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - イ 生活物資の買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置【防災危機管理課】

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

- 1 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第2 通信（東日本電信電話㈱、NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配備及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じる。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- 3 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。
- 4 地震が発生した時に、市からの要請に基づき、指定避難所における通信が確保できるよう、直ちに災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置準備に努める。

第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) ガスの供給継続を確保する。

- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配備して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。
- (6) 地震が発生した時に、市からの要請に基づき、指定避難所における炊き出しの熱源等が確保できるよう、直ちにガスボンベ等の輸送準備に努める。

資料編	・ガス小売事業（旧簡易ガス）者一覧
------------	--------------------------

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講じるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災対策の準備的措置を講じる。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

※注（1）は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

(2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

(3) 上記の（1）及び（2）の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払い戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさない様な措置を講じる。

(4) 預金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

(5) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

3 発災後

(1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。

(2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。

(3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。

(4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第5 鉄道（JR東日本）

- 1 東海地震注意情報が発表されたとき。
 - (1) JR東日本は、平常通り運行を継続するが、旅客に対して東海地震注意情報の周知を行い、滞留旅客発生防止に努める。
 - ア 不要不急の旅行や出張等の自粛
 - イ 警戒宣言発令後は運転規制が行われるので、早期帰宅の呼びかけ
 - (2) 山梨市駅、東山梨駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅であるため、多くの滞留旅客の発生が予想されるので、警戒宣言発令時に滞留旅客の状況を的確に把握できるよう、情報連絡体制を確保する。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき。
 - (1) 山梨市駅、東山梨駅で発生した滞留旅客については、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、指定避難所等の提供要請を行う。
 - (2) 市は、市の施設、指定避難所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第6 バス

- 1 東海地震注意情報が発表されたとき。

市は、市防災行政無線、山梨市防災アプリ、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生防止に努める。

 - (1) 不要不急の旅行や出張等の自粛
 - (2) 警戒宣言発令後は運転が中止となるので、早期帰宅の呼びかけ
 - (3) 臨時のバスの増発等、バスの運行状況
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき。
 - (1) 本市で発生した滞留旅客については、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、指定避難所等の提供を行う。
 - (2) 市は、市の施設、指定避難所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第7 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、耐震性を有するなど安全性が確保されている医療機関以外は原則として外来診療を制限する。また、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

第8 スーパー等

スーパー・小売店舗は、耐震性が確保されたスーパー・小売店舗についてはでき得る限り営業の継続を、また住民に対しては買占めの自粛など冷静な行動を求めるものとする。

第9 市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害援助のための市社協福祉救援対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策【防災危機管理課】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について市防災行政無線、山梨市防災アプリ、山梨市防災防犯メール、CATV、広報車、山梨市防災アプリ、市ホームページにより広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との十分な連携を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

（1）東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

（2）警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 市内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 市内への一般車両の流入は、極力制限する。

ウ 市外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

（1）警察庁が指定する広域交通規制対象道路

（2）緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

（3）高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

（4）広域的な指定避難所等防災上重要な施設の周辺道路

（5）崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

（6）発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

（7）その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

（1）交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

（2）交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

（１）東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

（２）警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

２ 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第３ 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

市は、警察官による道路警戒活動に協力を行う。

第４ 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第５ 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

１ 東海地震注意情報が発表された場合

（１）東海地震注意情報が発表されたときは、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

（２）警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

２ 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画【防災危機管理課】

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、東海地震注意情報発表時、東海地震予知情報発表（警戒宣言発令）時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、市はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対し、従業員及び顧客安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼びかけを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努める。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 東海地震予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 市の措置

市は、平素から、また、東海地震の関連情報が発表されたときは、広報紙、山梨市防災アプリ、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

1 平常時の措置

市は、消防本部等の協力を得て、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
- (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 帰宅グッズ（スニーカー、簡易地図等）の準備

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

- ア 施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
- イ 早期退社の勧め
- ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
- エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

- ア 避難地・避難所の指定場所
- イ 東日本電信電話(株)が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

担当課一覧

		※秘書課の「●」印の箇所は、令和7年度組織改正により、総務課へ移行
総則編	第1章 計画の目的と編成	
	第2章 防災計画の性格	
	第3章 防災の基本理念及び施策の概要	
一般 災害編	第1章 一般災害編の概要	第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 山梨市の概況
	第2章 災害予防計画	第1節 防災組織の充実 第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充 第4節 消防予防計画 第5節 風水害等災害予防対策 第6節 雪害予防対策 第7節 原子力災害予防対策 第8節 火山災害予防対策計画 第9節 建築物災害予防対策 第10節 道路災害予防対策 第11節 文化財災害予防対策 第12節 特殊災害予防対策 第13節 情報通信システム整備 第14節 防災拠点整備計画 第15節 業務継続計画(BCP) 第16節 要配慮者対策の推進 第17節 災害ボランティア支援体制の整備
	第3章 災害応急対策計画	第1節 応急活動体制 第2節 職員配備計画 第3節 応援要請計画 第4節 自衛隊災害派遣要請計画 第5節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画 第6節 災害関係情報等の受伝達 第7節 広域応援要請体制 第8節 被害状況等報告計画 第9節 広報計画 第10節 災害通信計画 第11節 雪害対策計画 第12節 消防対策 第13節 原子力災害応急対策 第14節 緊急輸送対策 第15節 交通対策 第16節 災害救助法による救助 第17節 避難対策 第18節 医療・保健対策 第19節 防疫対策 第20節 食料供給対策 第21節 生活必需物資等救援対策 第22節 飲料水確保対策 第23節 応急教育対策 第24節 廃棄物処理対策 第25節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画 第26節 救出計画 第27節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画 第28節 障害物除去計画 第29節 生活関連事業等の応急対策 第30節 民生安定事業計画 第31節 災害ボランティア支援対策
第4章 災害復旧・復興対策計画	第1節 計画の方針 第2節 激甚災害の指定に関する計画	

		※秘書課の「●」印の箇所は、令和7年度組織改正により、総務課へ移行
地震編	第1章 地域防災計画・地震編の概要	第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 山梨市の特質と過去の地震災害 第3節 地震被害想定 第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策
	第2章 災害予防計画	第1節 防災組織の充実 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第3節 大震火災対策の推進 第4節 生活関連施設の安全対策の推進 第5節 建築物災害予防対策 第6節 防災施設及び資機材の整備、拡充 第7節 広域応援体制の確立 第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進 第9節 災害ボランティアの支援体制の整備 第10節 防災訓練の実施 第11節 要配慮者対策の推進
	第3章 地震災害応急対策	第1節 応急活動体制 第2節 職員配備計画 第3節 地震災害情報の収集伝達 第4節 被害状況等報告計画 第5節 自衛隊災害派遣要請計画 第6節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画 第7節 広域応援体制 第8節 広報計画 第9節 通信の確保 第10節 消防対策 第11節 緊急輸送対策 第12節 交通対策 第13節 災害救助法による救助 第14節 避難活動 第15節 医療・保健対策 第16節 防疫対策 第17節 食料及び生活必需物資供給計画 第18節 飲料水確保対策 第19節 応急教育対策 第20節 廃棄物処理対策 第21節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画 第22節 建築物・宅地の危険度判定 第23節 救出計画 第24節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画 第25節 障害物除去計画 第26節 生活関係施設の応急対策 第27節 民生安定事業計画 第28節 災害ボランティア支援対策
	第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画	第1節 計画作成の趣旨 第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱 第3節 南海トラフ地震臨時情報等 第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等
	第5章 災害復旧・復興対策計画	第1節 計画の方針 第2節 激甚災害の指定に関する計画
	別紙 東海地震に関する事前対策計画	第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的 第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動 第3節 情報の内容と伝達 第4節 広報活動 第5節 避難活動 第6節 住民生活防災応急活動 第7節 防災関係機関の講ずる措置 第8節 交通対策 第9節 事業所等対策計画

山梨市地域防災計画

令和7年4月
山梨市防災会議

発行：山梨市
編集：山梨市 防災危機管理課
〒405-8501
山梨県山梨市小原西843
TEL：0553-22-1111（代表）